

令和元年度
自己点検評価報告書

埼玉学園大学
自己点検評価委員会

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準1 使命・目的等	5
基準2 学生	17
基準3 教育課程	38
基準4 教員・職員	58
基準5 経営・管理と財務	66
基準6 内部質保証	75
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	89
基準A 地域貢献・社会連携	89
基準B 研究業績の公表	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・大学の基本理念

本学が大学開学時に掲げた人材養成の目標は、「自立と共生の意識を持った人材の養成」である。その内容は、自らの思考を深める方法を確立して応用力と自立（自律）的行動力を養うとともに、文化の多様性を尊重して共生する意識、並びに環境及び組織・社会の中で他の人々と共生する意識を養成することにある。それによって、高德かつ、社会に貢献する人材を養成することを目指す。このことは、平成12(2000)年6月30日に文部科学省に提出した「埼玉学園大学設置認可申請書」にも記載しているとおりでである。

大学の基本理念として今日まで引き継いでいるのが、この「自立と共生」である。「自立」の精神とは、大学での学修により獲得した知識や技能を通じて、主体的な思考力と判断力を身に付け、自己の確立を目指すものである。また、「共生」の意識は、自立の精神を持った個々人が、自他の関わりの中で多文化の社会を尊重し、協働しながら社会の課題の解決と新しい社会の創造に貢献する「地球市民」として生きることである。

(2) 使命・目的

「自立と共生の意識を持った人材の養成」という大学の基本理念のもとに、「本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、新時代の社会の発展に貢献できる有用かつ高徳な人材の育成を目指すとともに広く社会に開かれた大学として地域文化発展へ貢献することを期する」（埼玉学園大学学則（以下「大学学則」）第1条）ことを大学の使命・目的とし、「学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、我が国の文化の発展へ貢献することを期する」（埼玉学園大学大学院学則（以下「大学院学則」）第1条）ことを大学院の使命・目的としている。この理念を実現するため、学生が「学ぶ楽しさ、知るよろこび」をもって学園生活を送ることを、全教職員が共有し実現すべきコンセプトとしている。

(3) 個性・特色

本学の教育の特色としては、第一に少人数教育があげられる。教員一人当たり学生20人前後という教育体制の下、一方通行ではない授業で、学生個々の隠れた能力を導き出すことを目指している。

また、本学の学生は1年次から必ず1クラス10人前後の演習（ゼミナール）を受講し、基礎的な内容のテーマについて、自分で調べて考え、その内容を意見交換できるような技能の修得から始める。2年次からは自分の興味・関心に合わせた演習（ゼミナール）を選択し、学年の進行に伴って段階的に専門性を深めていく。最終学年で卒業論文又は卒業研究を仕上げるのが目標になる。

各ゼミの担当教員は、同時にそのクラスのチューターとなり、履修登録の方法、大学での学修の特色など、大学生活全般についてきめ細かな指導・助言ができる体制をとつ

ている。授業への出席状況が良くない学生との面談、資格取得や就職についての相談・指導、保育指導や教育実習に際しての巡回指導など、学生一人ひとりに配慮した教育が本学の個性であり、特色である。

さらに、本学は、所在地域を中心に幅広く活躍する職業人の養成を目指しており、キャリア教育とキャリア支援に力を入れている。1年次から教育課程内の演習（ゼミナール）やインターンシップで、職業生活に関する意識付けを強化しているほか、教育課程外でもキャリアセンター職員が、各種キャリア支援行事の企画・実施をはじめ、就職相談・助言、就職情報の提供を行っている。また、エクステンションセンターでは、各種資格取得や公務員・教員採用・就職試験の合格を支援する原則受講料無料の講座を開講している。このようにして、学生が入学後に自らの付加価値を高め、社会で幅広く活躍できるようきめ細かく配慮することとしている。

文部科学省令の改正により、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること＝内部質保証」が評価の重点項目とされることに伴い、本学においても内部質保証についての方針を定めて公表している（平成31年2月13日教授会承認）。本学における内部質保証の実施は、学長の下、運営会議が統括・推進する。各学部・研究科等の教育研究組織及び事務組織は、連携協力して本学の理念・目的に基づく改善・改革に努めることとしている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和47(1972)年2月	学校法人峯徳学園設立認可
昭和47(1972)年4月	川口幼稚園設置
昭和51(1976)年4月	東川口幼稚園設置
昭和62(1987)年4月	川口短期大学経営実務科設置
平成13(2001)年4月	埼玉学園大学設置 人間学部 人間文化学科 経営学部 経営学科 情報メディアセンター開設
平成15(2003)年4月	図書館司書課程設置 博物館学芸員課程設置 放送大学と単位互換協定を締結
平成17(2005)年2月	創合棟(現4号館)完成
平成17(2005)年4月	埼玉学園大学 人間学部 幼児発達学科設置 経営学部 会計学科設置 教育職員免許課程(中学校一種国語・社会、高等学校一種国語・ 地理歴史・商業、幼稚園一種)設置 保育士養成課程設置
平成18(2006)年4月	キャリアセンター開設
平成18(2006)年9月	キャンパス環境整備工事完了(正門、スクールバスロータリー整備)
平成20(2008)年4月	エクステンションセンター開設 教育職員免許課程(中学校一種英語、高等学校一種英語)設置
平成21(2009)年4月	埼玉学園大学の収容定員変更(1,410人→1,700人) 人間学部幼児発達学科を子ども発達学科に名称変更 教育職員免許課程(小学校一種)設置 教員・保育士養成支援センター開設
平成22(2010)年4月	埼玉学園大学大学院経営学研究科(修士課程)設置
平成24(2012)年5月	木曾呂陸上グラウンド完成
平成25(2013)年4月	経営学部 経営学科、会計学科を経済経営学部経済経営学科に再編 大学院経営学研究科(博士後期課程)設置
平成26(2014)年1月	臨床心理カウンセリングセンター開設
平成26(2014)年4月	大学院心理学研究科(修士課程)設置
平成27(2015)年4月	大学院子ども教育学研究科(修士課程)設置
平成29(2017)年4月	人間学部心理学科設置

2. 本学の現況

- ・大学名 埼玉学園大学
- ・所在地 埼玉県川口市大字木曾呂 1510 番地
埼玉県羽生市大字弥勒 456 番地 (羽生グラウンド)

・学部の構成

学部・研究科	学科・専攻	入学定員(人)	編入学定員(人)
大学			
人間学部	人間文化学科	80	3
	子ども発達学科	140	3
	心理学科	100	0
経済経営学部	経済経営学科	100	4
大学合計		420	10
大学院			
心理学研究科	臨床心理学専攻	10	—
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	5	—
経営学研究科	経営学専攻	10	—
大学院合計		25	—

・学生数（令和元年5月1日時点）

学部・研究科	学科・専攻	人数(人)
大学		
人間学部	人間文化学科	355
	子ども発達学科	330
	心理学科	238
経済経営学部	経済経営学科	349
大学合計		1272
大学院		
心理学研究科	臨床心理学専攻	12
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	2
経営学研究科	経営学専攻	6
大学院合計		20

・教員数（令和元年5月1日時点）

学部	学科	教授(人)	准教授(人)	講師(人)	合計(人)
人間学部	人間文化学科	7	5	0	12
	子ども発達学科	10	7	1	18
	心理学科	5	2	2	9
経済経営学部	経済経営学科	16	2	0	18
合計		38	16	3	57

・職員数（令和元年5月1日時点）

雇用形態	人数(人)
専任	23
パート	29
合計	52

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の教育理念は、大学開学時に「人材養成の目標」として掲げた「自立と共生の意識を持った人材の養成」であり、自らの思考を深める方法を確立して応用力と自立（自律）的行動力を養うとともに、文化の多様性を尊重して共生する意識、並びに環境及び組織・社会の中で他の人々と共生する意識の養成である。それによって、これからの時代の高徳かつ、社会に貢献する人材を養成することを目指すものである。これは、平成 12(2000)年 6 月 30 日に文部科学省に提出した「埼玉学園大学設置認可申請書」に記載しているとおりである。

こうした教育理念に基づき、本学は、「学校法人峯徳学園寄附行為」第 3 条に、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とすると明記している。この目標の下に、大学学則第 1 条においては「本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、新時代の社会の発展に貢献できる有用かつ高徳な人材の育成を目指すとともに、広く社会に開かれた大学として地域文化発展へ貢献することを期する」と規定し、大学院学則第 1 条においては、「埼玉学園大学大学院（以下「大学院」）は、学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、我が国の文化の発展へ貢献することを期する」と規定している。

設置している学部、学科及び大学院の人材養成目的はそれぞれ以下のとおりである。

1. 大学学部、学科

本学が設置している学部、学科の人材養成の目的は、大学学則第 3 条第 2 項、第 3 項及び第 3-2 項において以下のように規定している。

(1) 人間学部

人間学部は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、広い分野の知識と

人間に係る専門の学術を教授研究し、国際化した共生型社会の要請にこたえられる人材を養成することを目的とする。

- ① 人間文化学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、国際的視野に立って人間と文化・歴史との係りについて理解でき、他者への共感能力と豊かなコミュニケーション能力を備えた人材を養成する。
- ② 子ども発達学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、子どもの心身の発達の理解を基本に、乳児・幼児・児童の保育、教育に関する専門知識と技能を備えた人間性豊かな人材を養成する。
- ③ 心理学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、心理学の専門的知識と心理的援助に関する技能を備え、現代社会の人間関係や組織の中で直面する課題に対し、主体的に取り組む能力を持った人材を養成する。

(2) 経済経営学部

経済経営学部経済経営学科は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、広い分野の知識と経済経営に関する専門の学術を教授研究し、企業等で活躍できる人材を養成することを目的とする。

2. 大学院

本学が設置している大学院研究科の人材養成の目的は、大学院学則第4条に以下のよう

(1) 心理学研究科修士課程

人間の内面についての深い理解と科学的思考を身に付け臨床的態度と専門的技法をもって、人々に心理的援助のできる人材を養成する。

(2) 子ども教育学研究科修士課程

学校教育において複雑化・多様化する社会背景のもとに顕在化する多様な学校教育課題に、教育学的内容知識をもとに課題を正確に捉え分析し、解決方を構築し、それを実践知力まで高め、その実践結果を評価・改善し、理論化するという研究能力と実践理論を身に付けた人材を養成する。

(3) 経営学研究科（博士前期課程）

論理的思考に基づく研究能力を身に付け、豊かな人間性を持ち、専門性に優れ、新しい問題に対して独創的な道を切り開く人材、地域に貢献できる高度な企業経営能力を持つ人材及び、国際的経営感覚を身に付けた経営能力を持つ人材の養成を教育研究上の目的とする。

(4) 経営学研究科（博士後期課程）

博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

以上のように、大学学則及び大学院学則の規定の文言は、高等教育機関として関係法令が求める内容を遵守するとともに、人材養成の方向を本学の「自立と共生」という教育理念に照らしながら具体的に表現しており、意味内容は明確である。

1-1-② 簡潔な文章化

本学では平成 20 (2008)年 5 月 21 日開催の教授会において「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を大学コンセプトとして定め、本学の教育目的と教育理念を具現化するために、学生が学ぶ楽しさを通じて知的関心を高め、知るよろこびを通じて自らの可能性を広げることができるよう、教育研究に取り組む方針を宣言している。この大学コンセプトは、高等教育機関での学びの本質を明確かつ端的に表現し、教職員、学生の道標としても具体的である。

学生一人ひとりが「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を知り、主体的に自立して学ぶ姿勢を醸成することこそが「自立と共生の意識を持った人材の養成」という大学理念を実現するための基本となる。授業内容や方法、学生サービス、その他学生を取り巻く環境すべてが「学ぶ楽しさ、知るよろこび」への気付きにつながる可能性があることを考慮すると、「自立と共生」の大学理念、「学ぶ楽しさ、知るよろこび」のコンセプトは、学生や教職員が理解し共有するだけでなく、学外者にも理解されることが望ましい。このような趣旨から、大学理念及びコンセプトはともに簡潔な文章表現となっており、これを本学ウェブサイト、学生便覧に掲載している。

1-1-③ 個性・特色の明示

大学の個性・特色としては、少人数教育、1年次からの演習（ゼミナール）、資格取得の推奨、充実した就職支援があげられる。また、きめ細かな学修支援の体制としては、少人数教育、演習（ゼミナール）に加えて、チューター制度、オフィスアワーの導入があげられる。これらについては、本学ウェブサイト、「学生便覧」、「大学案内」で明示されているところであり、その内容の概略は以下の通りである。

(1)徹底した少人数教育

学生一人ひとりの個性を伸ばすため、きめ細かな指導を実現する。教員一人当たりの学生数は 20 人前後であり、学生と教員との密接なコミュニケーションを通して「わかる」ことの楽しさが実感できるよう、一方通行ではない授業により学生個々の隠れた能力と自発性を導き出す。

(2)1年次からの演習（ゼミナール）

入学から卒業まで少人数制による演習（ゼミナール）を行う。1年次の教養演習は、1クラス 10 人前後で、学び合う仲間の形成、プレゼンテーションやディスカッション力の養成に力を入れ、2年次以降の基礎演習や専門演習では、自分の興味・関心に応じて担当教員による丁寧な指導を受けながら、学年の進行に伴って専門性を深めていく。最終学年で卒業論文又は卒業研究を仕上げることを目標にする。

(3)チューター制

大規模大学とは異なるメリットを最大限に活かし、演習（ゼミナール）担当教員 1 人がチューターとして原則 8 人から 15 人の学生を受け持つ。新入生が大学に早く慣れ、実りある学生生活を送れるよう、時間割の作成から学生生活や将来の進路についても指導し、広く学生の相談に応じる。授業への出席状況が良くない学生との面談、

資格取得や就職についての学生や保証人からの相談、保育指導や教育実習に際しての巡回指導なども行う。

(4) オフィスアワー

専任教員全員が、必ず週に1回以上は「オフィスアワー」を設けている。この時間、各教員は各科目の内容についての質問、勉強の仕方、専門分野を学ぶに当たっての履修計画等、様々な相談を受けるため研究室に待機している。対話を通して自己認識を深め充実した4年間を送ることができるよう、学生が専任教員の研究室を自由に訪問し、授業でわからなかったことや大学生生活の悩みを気軽に相談できる時間である。

(5) 資格取得

教員免許の取得を目的とする「教育職員免許課程」、保育士の資格取得を目的とする「保育士養成課程」、図書館司書教諭の資格取得を目的とする「図書館司書教諭課程」、図書館司書の資格取得を目的とする「図書館司書課程」、博物館学芸員の資格取得を目的とする「博物館学芸員課程」、日本語教員の資格取得を目的とする「日本語教員養成課程」を有しているほか、課程外で資格取得や就職対策を支援するエクステンションセンターを学内に設置しており、授業終了後に各種講座を受けることができる。エクステンションセンターでは、公務員・教員採用試験対策、簿記検定試験、宅地建物取引士資格、TOEIC 対策等、多様な講座を開設しており、授業料はすべての講座が原則無料で、講師も外部からの専門家を招いて担当させることにより内容の充実を図っている。

(6) 就職支援

1年次から4年次まで継続的に教育課程内では演習（ゼミナール）やインターンシップで、職業生活に関する意識付けを強化しているほか、キャリアセンター職員が、各種キャリア支援プログラムを用意し、就職に対する意識付け、就職試験対策、キャリアガイダンス、就職相談・助言、就職情報の提供など、実践的な支援を行っている。

1-1-④ 変化への対応

グローバル化の進展、情報通信技術の飛躍的発展により急激に社会が変化する中において、「自立と共生の意識を持った人材」の重要性は今後一層高まっていくものと考えられる。一方、大学は、学術研究の成果や人材養成を通じて、社会の発展に寄与することを使命としていることから、その在り方も社会やニーズの変化に対応して変革が求められる。このため、本学では、理事会の下に設置される「学校法人峯徳学園法人経営健全化検討委員会」（以下「経営健全化検討委員会」）及び「埼玉学園大学将来事業計画検討委員会」（以下「将来事業計画検討委員会」）での審議検討を踏まえ、社会や人材養成のニーズの変化に応じて、学科の新設や改組、カリキュラムの改訂などを実施することで改善・改革に努めている。

平成22(2010)年10月の「将来事業計画検討委員会」からの答申では、経営学部における志願者減等の克服を求めており、これを受けて、経営と会計に関する授業科目の見直しを行い、キャリア教育の充実を図るための方策を検討した。それを基に平成24(2012)年度に新しいコース編成及びそれに伴う科目の整理、キャリア支援体制の変

更を行った。また、経済社会のグローバル化や金融の高度化、地域経済の活性化等に対応するため、大学院経営学研究科（修士課程）を設置した。

さらに、平成 23(2011)年 9 月の「経営健全化検討委員会」からの答申を受けて、高度な研究能力をもって地域の企業活動をリードすると同時に、国際的に通用する高度の専門的実務能力を備えた人材養成を目的とする博士後期課程を平成 25(2013)年度に開設し、従来の経営学研究科修士課程は博士前期課程とした。

同年 12 月の答申では、経済情勢や企業の経営環境の変化に対応するため、経営学部の経営学科及び会計学科を再編することを求めており、これを受けて、平成 25(2013)年から経済経営学部経済経営学科へ改組することについて理事会の承認を得、届出設置に係る大学院設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会との事前相談を経て、文部科学省に届け出た。

平成 23(2011)年 9 月の答申は、社会の急激な変化に伴って増加しているメンタルヘルス上の課題に対応するための臨床心理士の養成を主要な目的とした大学院の設置、複雑・困難化する学校が直面する諸課題に対応しうる中核的教員の養成を目的とした大学院の設置などを含む大学院研究科の設置を求めていた。これに対応し、大学院心理学研究科修士課程臨床心理学専攻の設置認可申請を平成 25(2013)年に、少子化や家族形態の諸変化に伴い、質の高い子ども教育のあり方が求められる中、大学院子ども教育学研究科修士課程の設置認可申請を平成 26(2014)年に行い、それぞれ認可を受けて、心理学研究科については平成 26(2014)年度から、子ども教育学研究科については平成 27(2015)年度から学生の受け入れを開始している。

令和 2(2020)年 1 月に「経営健全化検討委員会」で人間文化学科及び心理学科の定員変更と経済経営学科の改組について行うこととし、令和 2 年度に申請することとした。

「将来事業計画検討委員会」からは、平成 27(2015)年 2 月に、学部収容定員の充足策について、新たな学科の設置を含めた検討、教育指導に関する履修・試験制度対策、就職支援対策について答申があった。これを受けて本学では、運営会議の下に「埼玉学園大学学部収容定員の充足策を検討する委員会」（以下「定員充足策検討委員会」）を設置し検討を行った。その結果、定員割れが続いている経済経営学部経済経営学科の入学定員を削減するとともに、人間学部人間文化学科の心理学領域を基礎として、これを独立させる形で「心理学科」を新たに設置することが適当であるとの結論に達した。急激に変化し不確実性が増す社会で、心理学の専門を基礎とする対人援助力や、コミュニケーション能力等の社会人基礎力の養成が今後極めて重要との認識に基づくものである。運営会議の審議等の学内手続きと理事会の承認、届出設置に係る大学院設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会との事前相談を経て、平成 28(2016)年 4 月に設置の届出を行った。平成 29(2017)年 4 月から学生の受け入れを開始している。更に平成 29(2017)年 4 月には経済経営学部経済経営学科に「スポーツ・健康科目群」を設け、「スポーツマネジメント論」・「スポーツマーケティング論」・「スポーツ企業経営論」・「生涯スポーツ論」・「健康ビジネス論」・「スポーツ心理学」・「スポーツ文化論」・「スポーツ栄養学」・「スポーツ指導論」の 9 科目を設置した。

平成 30(2018)年 4 月に経済経営学部経済経営学科の専門科目に「観光ビジネス科目

群」を設け、「旅行ビジネス論」・「観光ホスピタリティ論」・「宿泊業経営論」・「観光マーケティング論」・「旅行業法」・「かしこい旅行実務論」・「世界遺産と観光業」・「エコツーリズム」の8科目を配置した。同じく平成30(2018)年4月には、公認心理師法施行及び公認心理師法施行細則の施行に伴い、人間学部心理学科のカリキュラムを公認心理師の受験資格を可能とする内容に改めた。それらに伴い経済経営学部経済経営学科及び人間学部心理学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの改正を実施した。日本語教員養成課程については、平成17(2003)年度の課程設置以来課程登録者数が少なく、平成15(2003)年以降登録者が皆無の状態が続いていたため、平成30(2018)年2月に登録募集は平成30(2018)年度入学生及び科目等履修生をもって停止とし、すべての登録者が課程修了または卒業した年度をもって課程を廃止することとした。

平成31(2019)年4月には、大学教育におけるキャリア教育の重要性が高まっている状況を踏まえ、全学共通科目に「ビジネス社会と出会うⅠ(業界研究・会社研究)」・「ビジネス社会と出会うⅡ(業界研究・会社研究)」・「キャリアデザインⅠ」・「キャリアデザインⅡ」の4科目を配置した。同じく平成31(2019)年4月には、教育職員免許法及び同施行規則の一部改正並びに児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、教育職員免許課程及び保育士養成課程に係る科目の新設、一部科目の名称変更等を行った。

このように、「自立と共生」という本学の基本的な教育理念のもとに、社会・経済の変化に対応した組織の改編や教育課程の改訂を進めている。新しい学部・学科や研究科に対応する人材養成目的や教育課程については、理事会の承認を経て、大学学則及び大学院学則を改正し、文言の追加を行った。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

「使命・目的」、「教育理念」、「人材養成の目的」「大学コンセプト」について、学生募集(アドミッション)、教育課程(カリキュラム)、学位授与(ディプロマ)等の各プロセスでさらに浸透していくように、「運営会議」「教授会」「FD委員会」「教務委員会」等の各委員会で引き続き検討していく。

その際、学生・教職員が理解し、共有しやすいように、「人材養成の目的」「大学コンセプト」等の相互の関係性についてわかりやすく説明できるよう工夫する。

また、平成28(2016)年の学校教育法施行規則の改正により、入学者受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)の策定が義務付けられたことを踏まえ、これらの方針が大学の「使命・目的」等に依拠したものであるかを明確にするとともに、体系性や表現の整合性に留意していく。

建学の精神・大学の基本理念の実現のため、引き続き社会の変化に対応した組織の改編や教育課程のあり方について検討し、必要に応じ「経営健全化検討委員会」や「将来事業計画検討委員会」に諮問し、答申を受けて対応する。

また、大学学則や大学院学則に規定する「人材養成の目的」については、「運営会議」「FD委員会」「教務委員会」等の各委員会にて、入学者受入れに関する方針(アドミ

ッション・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との体系性や表現の整合性を検証し、必要に応じてそれぞれの表現を見直す。大学コンセプトについても、平成20(2008)年中央教育審議会答申の「学士課程教育の構築について」で提言された「学士力」や、平成18(2006)年に経済産業省「社会人基礎力に関する研究会中間とりまとめ」で示された「社会人基礎力」なども参考に今後のあり方を検討する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2の視点》

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、理事会と大学との意思疎通と情報の共有化が必要である。このため、理事会の構成員に本学の教職員が参画している。また、法人としての大学経営の健全化や大学の将来計画に係る事案は、理事会の下に設置される「経営健全化検討委員会」や「将来事業計画検討委員会」で審議されるが、各委員会構成員には本学教職員が相当数参画する仕組みとなっており、理事と教職員との相互理解・協力のもとで結論を得ることとされている。審議の状況や結果については、教授会に報告され、構成員間で情報の共有ができています。

なお、教授会の権限の明確化等を趣旨とする平成26(2014)年の学校教育法の改正に対応し、本学でも、埼玉学園大学運営会議規程(以下「運営会議規程」)、埼玉学園大学教授会規則(以下「教授会規則」)を改正し、教授会は、試験及び単位認定に関する事項、学生の入学及び卒業に関する事項、学位の授与に関する事項、学生の懲戒に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べることとされた。また、教育研究に関する重要な事項として、教育課程の編成に関する事項、教育研究組織再編等に関する事項、国内外の大学等との教育研究連携に関する事項についても意見を述べることとされた。

教授会の役割の明確化に伴い、従来、教授会で審議されていた事項が運営会議に移されたものもあるが、運営会議で審議された事項は必ず教授会に報告することとして

おり、構成員間での情報共有に支障がないよう運営されている。なお、大学院についても、大学学部と同様の趣旨から、埼玉学園大学大学院委員会規程（以下「大学院委員会規程」）及び埼玉学園大学研究科委員会規則（以下「研究科委員会規則」）の改正を行っている。

理事会の構成員と大学の運営会議、教授会、大学院委員会、研究科委員会の構成員とは、相互に連携して重要事項の決定に関わっており、大学の使命・目的及び教育目的について、理解と支持を得られる環境にある。

また、教員（非常勤講師を含む）が担当する授業名、講義の目的、各回の授業内容等を示すシラバスを作成するに当たっては、本学の教育理念、人材養成の目的、大学コンセプトを示し、これらを理解した上で授業計画を組むよう教務委員会から要請している。

1-2-② 学内外への周知

既に述べたとおり、大学、大学院の目的と学部、学科、研究科ごとの人材養成の目的は、大学学則、大学院学則に規定されている。これらの学則は、教職員に配付している「埼玉学園大学規則集」に掲載しているほか、全教職員・学生に配付している「学生便覧」に掲載し、周知を図っている。また、本学の教育理念としての「自立と共生」及び大学コンセプトである「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を「学生便覧」及び「履修のてびき」に明記し、学生・教職員をはじめとする関係者間で意識の共有を図っている。

大学学則、大学院学則については、本学ウェブサイトから閲覧できるほか、教育理念、大学コンセプトについても、ウェブサイトや受験広報用の「大学案内」の学長挨拶や項目説明のページを通して学外者にも理解いただけるよう努めている。また、「学報」を年2回発行し、学生、保証人、高等学校、企業等、その他の本学に関係するあらゆる方面に配付しており、この「学報」には、大学コンセプトを表紙に掲げ、学長、学部長及び学科長のメッセージ、学生の体験談等の記事を通じて、「学ぶ楽しさ、知るよろこび」が伝わるように構成している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

理事会の下に設置される「経営健全化検討委員会」や「将来事業計画検討委員会」で審議される中長期的計画は、大学の使命・目的及び教育目的の下に、社会や人材養成のニーズの変化に対応して検討されている。平成 25(2013)年度には、「経営健全化検討委員会」の答申で示されたところにより、前述の通り、経営学部を経済経営学部に改組するとともに、大学院経営学研究科博士後期課程を設置したところであり、平成 26(2014)年度からの大学院心理学研究科修士課程、平成 27(2015)年度からの大学院子ども教育学研究科の設置についても認可を受けた。また、平成 29(2017)年度からの心理学科の開設は、「将来事業計画検討委員会」の答申に基づく収容定員を充足する計画の一環として施行された。「経営健全化検討委員会」より、令和 3(2021)年度に人

間文化学科及び心理学科の定員変更と経済経営学科の改組を行うため、令和2(2020)年度に申請することが計画されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)は、大学や大学院の個性・特色を明確化するためにも重要とされており(平成20(2008)年12月24日中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」、平成24(2012)年8月28日中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」など)、平成28(2016)年3月には学校教育法施行規則が改正され、大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、これら3つの方針を定めることが義務付けられ、平成29(2017)年4月1日から施行されることになった。

本学では、従来から全学的にアドミッション・ポリシーを策定していたところであるが、平成24(2012)年の中央教育審議会答申等の方向性も踏まえ、平成25(2013)年度に、学部・学科ごとに、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定し、本学ウェブサイトに公表した。

なお、大学院心理学研究科、大学院子ども教育学研究科及び大学院経営学研究科については、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、育成する人材像、指導方針、専攻の概要等を本学ウェブサイトに公表し、大学院の個性・特色を明らかにしている。

各ポリシー等の具体的な内容については後述するが、受け入れる学生に求める資質能力、卒業時に獲得していることが望ましい付加価値、そのために在学中に実施すべき教育研究の方法と内容について、「自立と共生」の教育理念と「学ぶ楽しさ、知るよるこび」のコンセプトを基礎に文章化している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、人間学部及び経済経営学部の2学部と、大学院として心理学研究科修士課程、子ども教育学研究科修士課程、大学院経営学研究科博士課程の3研究科を設置している。人間学部は人間文化学科及び子ども発達学科、心理学科の3学科、経済経営学部は経済経営学科の1学科で構成しており、心理学研究科修士課程は心理学科、子ども教育学研究科修士課程は子ども発達学科、経営学研究科博士課程は経済経営学科を基礎としている。

これらの教育研究組織は、大学の使命・目的及び教育目的を具体的に実現するために設置しているものであり、その設置の目的は、学部にあつては前述のとおり、各学部・学科ごとの人材養成目的として大学学則に規定しているほか、学位授与の方針として本学ウェブサイトに掲載しているディプロマ・ポリシーに記載されている。また、大学院にあっては、大学院学則の教育研究上の目的に記載されているほか、本学ウェブ

ブサイトに掲載されている。

設置している学部、学科及び大学院と教育目的との関係はそれぞれ以下の通りである。

1. 大学学部・学科

本学が設置している学部、学科とその教育目的、ディプロマ・ポリシーについては、本学ウェブサイト以下の通り記載している。

(1) 人間学部（ディプロマ・ポリシー）

人間学部は、「国際感覚に富んだ幅広い教養とコミュニケーション能力、情報活用能力を身に付けるとともに、高度な専門的知識の修得を通じて国際化する社会や事業組織、保育・教育現場等で応用力を発揮し得る能力を備えた」と認められる人材に学位を授与する方針である。

(2) 経済経営学部（ディプロマ・ポリシー）

経営学部を改組して設置した経済経営学部は、「経営や会計に携わる企業人・社会人にとって、経済のグローバル化にともない経済に関する知識が不可欠になったことを踏まえ、経済、経営、会計の3分野を統合した知識・教養を修得して、経済経営に関する基礎的・専門的な知識・能力を有する」人材に学位を授与する方針である。

2. 大学院研究科

本学が設置している大学院研究科とその教育研究上の目的等については、本学ウェブサイト以下の通り記載している。

(1) 大学院心理学研究科（教育研究上の目的等）

心理学研究科修士課程では、「人間の内面についての深い理解と科学的思考を身に付け、臨床心理的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材を養成する」ことを教育研究上の目的としている。同専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による第1種指定大学院の認定を受け、修了者は臨床心理士の受験資格を得ることができるため、試験に合格し、臨床心理士として活躍することが期待されている。

(2) 大学院子ども教育研究科（教育研究上の目的等）

子ども教育学研究科子ども教育学専攻では、「学校教育において複雑化・多様化する社会背景のもとに顕在化する多様な学校教育課題に、教育学的内容知識を基に課題を正確にとらえ分析し、解決方を構築し、それを実践知力まで高め、その実践結果を評価・改善し、理論化するという研究能力と実践理論を身につけた人材を養成する」を教育研究上の目的としている。幼稚園教諭及び小学校教諭専修免許状取得の課程認定を受けており、教育実践を理論化する研究能力を兼ね備えて、学校現場等で活躍できる教員を育成する。

(3) 大学院経営学研究科（教育研究上の目的等）

博士前期課程は、「論理的思考に基づく研究能力を身に付け、豊かな人間性を持ち、

専門性に優れ、新しい問題に対して独創的な道を切り開く人材、地域に貢献できる高度な企業経営能力を持つ人材及び国際経営感覚を身に付けた経営能力を持つ人材を養成する」ことを教育研究上の目的としており、「国際社会が大きな転換期を迎えている中で、新しい経営環境に対応できる高い専門性と豊かな人間性を持つ人材を育成」する。また、博士後期課程では、「博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人を養成する」ことを教育研究上の目的としており、「経営に関して、知識基盤型社会の到来に対応できる高度の専門性・独創性と豊かな人間性を兼ね備え、地域社会でリーダー的な役割を果たすことのできる自立した研究能力を備えた人材を育成」する。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的、教育目的の有効性について、学内外に周知することには不断の努力が必要である。今後もさらなる改善・向上を図るため、「運営会議」「自己点検評価委員会」「教務委員会」「FD委員会」等で方策を検討していく。

平成28(2016)年3月には学校教育法施行規則が改正され、大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）の3つの方針を定めることが義務付けられ、平成29(2017)年4月1日から施行された。これらの方針が大学の「使命・目的」等に依拠したものであるかを明確にするとともに、体系的や表現の整合性に留意していく。

平成28(2016)年3月には文部科学省の「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」が公布され（平成30(2018)年4月1日に施行）、教育活動等の改善を継続的に行う仕組み（「内部質保証」）に関することについて重点的に認証評価を行うこと、とされたのに対応し、内部質保証についての方針を定めて公表している（平成31(2019)年2月13日教授会承認）。この方針をもとに教育研究活動等が適切な水準にあることの保証・説明に努め、恒常的・継続的に質の向上を図っていく。

[基準1の自己評価]

「1-1 使命・目的及び教育目的の設定」に関しては、本学の使命・目的は、高等教育機関として、学校教育法、大学設置基準等の関係法令に適合しており、「自立と共生の意識を持った人材養成」という人材養成目的、及び「学ぶ楽しさ、知るよろこび」という大学コンセプトは、大学での学びの本質を明確かつ端的に表現したものである。表現は簡潔で理解も容易である。また、大学理念、大学コンセプトが示唆するように、本学の使命・目的及び教育目的は、学生一人ひとりの個性を伸ばすことを通じて人格の完成を目指すものである。関係法令に適合していることはもちろん、時々々の法令の改正、学部・学科、大学院研究科の設置等に当たって守るべき基準、設置後の履行状況調査にも真摯に対応してきた。また、グローバル化の進展、情報通信技術の飛躍的

発展により急激に変化する現代社会の中で、「自立と共生の意識を持った人材養成」の理念は一層重要になっていることから、本学の使命・目的及び教育目的としても適切である。一方、社会の変化や人材需要の高度化にも機動的・柔軟に対応して、組織改編や教育課程の変更を進めている。

「1-2 使命・目的及び教育目的の反映」に関しては、「自立と共生の意識を持った人材養成」という大学の人材養成目的、「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の大学コンセプトが、各学部・学科や大学院研究科等の設置の趣旨・人材養成理念をリードする概念となってきた。また、大学の使命・目的、大学コンセプトに関する周知については、大学のウェブサイト、「学生便覧」、「埼玉学園大学規則集」等において学内外に適切に行われている。

以上のように、「使命・目的等」に関し、本学は高等教育機関として必要な水準を満たしていると考えられる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、大学全体としてのアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を定めているほか、大学院心理学研究科修士課程、大学院子ども教育学研究科修士課程並びに大学院経営学研究科博士前期課程及び後期課程のアドミッション・ポリシーをそれぞれ定めている。これらについては、学部学科・大学院研究科それぞれの各年度学生募集要項に掲載するとともに、本学ウェブサイトで公表し、受験生、保護者、高等学校教員等に広く周知している。

1. 大学学部・学科

本学が設置している学部・学科共通の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

内容としては、学生の選考の基本的なポイントを、他者との関係性を自覚し、知的向上の意欲を強く持っていることに置いており、埼玉学園大学の目指すもの・基本姿勢・受験生に求める能力や資質を記述している。以下に、令和元(2019)年度学生募集要項より本学のアドミッション・ポリシーを引用する。

埼玉学園大学の誇りは、教員が一人一人の学生と向かい合い、各人の個性や資質に即した親身の指導をしようと心がけていることです。

基本的な学力と同じくらい大切なのは、大学での勉強を通して自分をレベルアップさせようと願う向上心や、自分を取り巻く状況に広く目を向けていこうとする好奇心、自分と他者との関係性をしっかりと把握できる認識力などです。

学びたいという意欲や、困難を乗り越えて伸びていける意志と努力、積極性や誠実さなど、それぞれが持つ様々な資質は、どれもかけがえのない大切な財産です。本学では、この様な素晴らしい資質を持つ学生を求めています。

本学では、大学進学希望者の多様性に対応して、多様な形態の入試を実施していますが、選考の基本的なポイントを、他者との関係性を自覚し、知的向上の意欲を強く持っていることに置いています。

また、本学には、人間学部人間文化学科、心理学科及び子ども発達学科の3学科、経済経営学部経済経営学科があります。大学全体の入学者受け入れ方針のもとに、それぞれの学科では、人材養成目的や教育研究内容の特色に沿った観点を重視します。

この方針のもとに、入試形態別（指定校推薦入試、公募推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、AO入試）に求める能力や、各学科において重視する観点等を明らかにしている。

2. 大学院研究科

大学院については、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。以下に令和元年（2019）度学生募集要項より本学大学院のアドミッション・ポリシーを引用する。

(1) 大学院心理学研究科修士課程

人間の心の問題に対応する実践的な人材として高い専門性と臨床的立場でのコミュニケーション能力及び問題解決能力を重視する教育を目指します。本研究科の修士には、公認心理師、臨床心理士としての活躍が期待されており、入学生には、学修成果の達成に必要な基礎的な知識・能力と明確な目的意識が求められます。

このため、人間の心の問題に対応する実践的な人材として高い専門性と臨床的立場でのコミュニケーション能力及び問題解決能力を重視する教育を目指し、論文作成能力に重点を置いた入試を行います。

また、臨床心理学専攻は、臨床心理士の養成を主たる目的としており、そのために設置している科目の履修に最低限必要な基礎的な知識を量るために、書類選考及び口述試験により、公認心理師や臨床心理士としての資質を確認します。

(2) 大学院子ども教育学研究科修士課程

「自立と共生」を理念に豊かな教養と子供に対する深い愛情と保育・教育に対する強い使命感をもち、高度な専門的知識と教育実践的力量を有する人材の養成を目指します。そこで、次のような能力・意欲・適性を持った学生を求めます。

- ① 学部段階で培われた資質能力をもとに保育・教育に関する研究に意欲的に取り組もうとする者。
- ② 学校や地域において指導的役割を遂行できるスクールリーダーとなることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者。

このため、教職に対する責任感と教育的愛情のもとに、自らの実践を省察し、自らの教育実践理論を構築し続けていくことのできる高度な知識・技能、地域や社会と連携・協働して教育実践に取り組むことのできる資質能力を重視する教育を目指し、論文作成能力に重点を置いた入試を行います。

(3) 大学院経営学研究科博士課程

博士前期課程は、グローバル化下での知識基盤型社会の到来に対応する獨創性・専門性・人間性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目標としています。このため、知識基盤型社会に対応する人材として高い専門性と獨創的な問題解決能力を重視する教育を目指し、論文作成能力に重点を置いた入試を行います。

博士後期課程は、自立した研究能力を持ってグローバル化下での知識基盤型社会の到来に対応する独創性・専門性・人間性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目標としています。このため、原則としてすでに修士号を取得した者及び取得見込みの社会人・一般学生・留学生を対象に、研究計画書、研究業績（修士論文を含む）及び面接により、博士論文のテーマに対しての問題意識の深さ、研究能力及び博士論文作成のポテンシャルを重視した入試を行います。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学生受入れの適切な実施を目的として、本学及び川口短期大学に、学生募集・広報活動協議会（以下「協議会」）を置いている。協議会は、学長、両大学の教員、事務局長、事務職員で構成し、両大学の学生募集及び学生募集に関する広報活動の企画、連絡調整及び事業の実施体制等について検討を行う。また、両大学の学生募集活動等を円滑かつ効率的に処理するため、学生募集・広報センター（以下「センター」）を置いて、協議会、入試委員会及び入試広報課と連携しながら、各種広報活動を企画・実施している。

高校生、保護者その他の関係者に、本学の人材養成目的、アドミッション・ポリシー、教育内容、教育システム、入試内容などの関係情報を理解していただくために、センターが中核となって実施している主な広報活動は、以下のものがある。

- ・ 高校生や保護者等に対しては、「オープンキャンパス」や「進学説明会」を開催している。
- ・ 埼玉県内を中心に県外の高等学校も含め、個別に高等学校訪問を実施し、丁寧に説明を行って各高等学校との緊密な関係構築を心掛けている。
- ・ 高等学校からの依頼を受けて「出張講義」を実施し、本学の教育研究内容への関心を喚起している。
- ・ 高等学校や専門の事業者が主催する大学進学説明会（ガイダンス）に参加し、直接高校生等に対し説明を行う機会を活用している。
- ・ 大学案内や本学ウェブサイト、本学の教育内容や入試情報等を詳細に掲載するとともに、専門の事業者が提供する各種広報媒体（ダイレクトメール、進学啓発用雑誌への掲載、インターネット利用による広報など）を利用して、幅広い広報に努めている。

具体的な入学選抜については、アドミッション・ポリシーに依拠しつつ、有為な人材を求めるという観点から以下のように多彩な入試形態を採用している。

1. 大学学部・学科

大学学部・学科の入試形態は共通に以下のようになっている。このように共通の入試形態のもとに、学部・学科の人材養成目的等に応じて、選考基準に若干の違いを設けている。

① 指定校推薦入試

高等学校との信頼関係に基づいて、高校生活での全教科における総合的な学力を

持ち、人物について優れていると学校長が認めた生徒について面接を行い、知的好奇心や大学での勉学意欲、また集団生活への適応性を有する学生を求める。

② 公募推薦入試

高等学校での活動において、優れた点を持つと学校長または教諭が認めた生徒について面接を行い、自己認識やコミュニケーションなどの言語上の能力や知的な意欲、また積極性や誠実さを有する学生を求める。また、経済経営学部においては、商業・情報などの学科・コースを設置する専門高等学校で、商業に関する科目において所定の成績を収めた生徒、又は、所定の資格を有する生徒についても面接を行い、より高度な専門的知識を学ぶ基礎を有する学生を求める。

③ 一般入試（第Ⅰ期）

本学独自の学力試験を実施し、本学の求める日本語能力（国語）と、得意な1教科（外国語、地理歴史・公民、数学、商業のいずれか）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求める。

④ 一般入試（第Ⅱ期）

本学独自の学力試験を実施し、本学の求める日本語能力（国語）か外国語能力（英語）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求めます。

⑤ 一般入試（第Ⅲ・Ⅳ期）

本学独自の学力試験を実施し、基礎的な日本語能力（国語）をもち、大学生にふさわしい表現力と思考力の資質を有する学生を求める。

⑥ 大学入試センター試験利用入試（第Ⅰ・Ⅱ期）

大学入試センター試験の得点により、本学の求める日本語能力（国語）と、得意な1教科（地理歴史、公民、数学、外国語のいずれか）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求める。（本学での個別学力試験は行わない。）

⑦ 大学入試センター試験利用入試（第Ⅲ・Ⅳ期）

大学入試センター試験の得点により、本学の求める日本語能力（国語）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求める。（本学での個別学力試験は行わない。）

⑧ A0 入試

少人数教育や言語運用能力の向上を目指す本学の基本姿勢を理解し、その方針に沿って自分の能力を伸ばすことのできる生徒を、高等学校の状況と合わせ、1回の面談で選抜する。経験から学び取る力やコミュニケーション能力を有する学生を求める。

以上のほか、3年次からの編入学試験（面接形式）を実施している。

入学者の選考に関しては、学長を委員長、各学部長、各学科長等からなる入試委員会を置いて、試験科目、選考方法などの試験実施要領、入試日程、募集人員の決定や問題作成業務を専任教員と事務職員の協力体制の下に、厳正な実施に努めている。

2. 大学院研究科

大学院については、アドミッション・ポリシーに依拠しつつ、有為な人材を求めるという観点から下表のような入試形態を採用している。【資料 2-1-1】

【資料 2-1-1】大学院研究科の選抜方法

研究科名	課程名	選抜の方法	
		一般選抜	学内選抜
心理学研究科	修士課程	専門科目試験（筆記） 英語試験（筆記） 口述試験 書類選考	口述試験 書類選考
子ども教育学研究科	修士課程	専門科目試験（筆記） 英語試験（筆記） 口述試験 書類選考	口述試験 書類選考
経営学研究科	博士前期課程	専門科目試験（筆記） 口述試験 書類選考	口述試験 書類選考
	博士後期課程	口述試験 書類選考	

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生の受入れについては、年度により、また学部・学科、大学院研究科により充足率に変動がある。近年は、18歳人口の減少の影響により定員未充足の状況にあり、収容定員充足のために、志願者増加のための取組及び退学者の減少に向けた取組が課題となっている。

1. 大学学部・学科

学部、学科別の入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍者数並びに学部ごとの定員充足率はそれぞれ下表のとおりである。【資料 2-1-2】

【資料 2-1-2】入学者定員・入学者数と学部充足率

年度	人間学部							経済経営学部			大学全体		
	人間文化学科		子ども発達学科		心理学科		学 部 充足率	経済経営学科		学 部 充足率	定員	入学者	充足率
	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者		定員	入学者				
平成27年	140	136	140	135	-	-	0.96	140	101	0.72	420	372	0.88
平成28年	140	137	140	112	-	-	0.88	140	78	0.55	420	327	0.77
平成29年	80	57	140	81	100	65	0.63	100	82	0.82	420	285	0.67
平成30年	80	68	140	77	100	81	0.70	100	85	0.85	420	311	0.74
平成31年 (令和元年)	80	111	140	75	100	106	0.91	100	129	1.29	420	421	1.002
令和2年	80	128	140	118	100	104	1.09	100	126	1.26	420	476	1.13

2. 大学院研究科

また、大学院研究科の入学者数の内訳は下表のとおりである。入学定員に対する充足率は年度により、また、研究科により変動があり、入学定員の母数が小さいことにより変動幅も大きい。【資料 2-1-3】

【資料 2-1-3】大学院研究科別の入学者定員と入学者数

年度	心理学研究科		子ども教育学研究科		経営学研究科			
	修士課程		修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者
平成 27 年	10	4	5	1	10	10	3	1
平成 28 年	10	6	5	2	10	2	3	3
平成 29 年	10	6	5	1	10	8	3	0
平成 30 年	10	6	5	2	10	3	3	0
平成 31 年(令和元年)	10	5	5	0	10	2	3	0
令和 2 年	10	4	5	2	10	4	3	0

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員に沿って適切な学生受入れ数を維持することは、人材養成の社会的使命を果たす観点、また、大学の持続的発展の観点から極めて大きな課題となっている。このため、「法人経営健全化検討委員会」「将来事業計画検討委員会」での審議検討等を踏まえ、社会のニーズに対応した組織改編や入学定員の学科間移動、教育課程の改訂、大学院の設置等を進めてきた。

収容定員未充足に関する問題の改善のためには、教育の質を保証しながら、留年者、休学者、退学者の減少対策を講ずることが重要である。このため、前述の「定員充足策検討委員会」では、原因、対応策について、入り口（入学者選抜）・中身（教育内容・方法）・出口（就職）にわたって総合的に調査検討を行っており、着実に具体化していくことが課題である。心理学科と経済経営学科では、引き続き学科改編等の趣旨が志願者等の関係者に浸透し定着するよう、丁寧な説明と広報に努める。

まず、平成 29（2017）年から学生を受け入れている心理学科は今後、組織改編や教育課程改訂の趣旨を徹底し、教育研究内容の充実に努める。同年 9 月の公認心理師法施行後、大学における必要な科目の整備、講師の手配、既存の科目の経過措置の検討を鋭意行い、平成 30 年春に、公認心理師の養成教育がスタートできるように厚生労働省に申請書類を提出した。公認心理師養成カリキュラムについての内容を、オープンキャンパスにおける学科説明や広報等において付け加え、高校教員等、関係者に浸透し定着するよう、努めることとした。

次に経済経営学科は平成 30(2018)年度から「スポーツ・健康科目群」を開設し、「スポーツ」「健康」とビジネスの関わりについて、その仕組みと展望を学ぶ科目を充実させ、スポーツの発展、人々の健康に貢献できる人材の育成を目指している。また、同じく平

成 30(2018)年度から「観光ビジネス科目群」を開設。ビジネスの幅広い分野で使える、確かな基礎力を身につけるための教養に加えて、高度な専門科目群が用意された。これから伸びが期待されるビジネス分野であることを学生に詳しく説明していく。興味ある学生への履修指導を積極的に行うと同時に、各教職員が生徒や進路指導の先生に、学科の特長・魅力をどう説明するのかの共通認識を持つこととした。高校訪問・オープンキャンパスなど、引き続き志願者等への広報に努める。

入試形態の A0 入試について採用していたオープンキャンパス参加型と面談 1 回型の 2 つの形態が受験生にわかりにくいという指摘もあったことから、平成 29 (2017) 年度入試から 1 本化することとしている。

最後に入試広報課の職員は高校訪問や学生募集の会場ガイダンス等に、積極的に出席する。相談者に対しては本学及び各学科の特徴を丁寧に説明していくとともに、大学選びにて OC への参加や大学を自分で確かめることの重要性を訴えていく。

2-2 学習支援

《2-2 の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では学修支援を充実させるべく、教員と職員が協力関係を築いている。教務関係では、特に教育課程や時間割の編成、学生の履修及び成績管理、学生向け履修相談ブースの設置、シラバスの作成作業とウェブサイトへの掲載、「履修のてびき」の編集、学期開始時のガイダンスに向けての教員説明マニュアルの作成と開催準備、資格課程(図書館司書、博物館学芸員等)の運用・管理、単位互換制度の運用、キャリア教育科目での授業運営等を行い、学生に対する修学上のサポート体制を整備している。

学生の退学・休学や年次別の在学者数等の学籍状況については教務課が管理し、教務委員会での審議を経て、教授会に報告されることにより、教員・職員間で退学・休学理由を含めた情報の共有を行っている。なお、退学や休学の可能性がある学生については、演習(ゼミナール)担当教員が個別に連絡・指導を行い、その内容を「修学指導報告書」にまとめて教務課に提出し、情報共有すべく教務委員会において該当学生の修学状況が報告されている。

また、学生の学修上の質問や相談に応ずるため、すべての専任・特任教員が週に 1 コマ以上のオフィスアワーを設けて学修支援を行う体制を整え、質問・相談があった場合には月ごとに「学習支援・修学相談記録」を教務課に提出することとしている。

さらに、例年、本学では入学予定者に対して課題作文を課し、専任・特任教員が添削指導をすることによって、入学前から文章表現力を養成することとしているほか、入学予定者を対象として入学前の3月下旬に「入学前ガイダンス」を開催し、大学での勉学の心構えなどを説く導入授業、各専門分野の入門授業、保育士資格や小学校・幼稚園教諭免許取得のための説明授業を行うとともに、併せて「学習到達度調査（日本語・英語）」を教員と職員との協力体制の下で実施することとしている。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2（2020）年度の入学予定者については、課題作文の添削指導は実施したものの、「入学前ガイダンス」を開催することができなかった。

本来「入学前ガイダンス」と同日に行われるはずであった「学習到達度調査」は、毎年旺文社の「学習成果到達度システム」のテストを使用し、1科目あたり45分で行っているものである。調査の目的は、大学の勉学に必要な日本語力の確認と「英語Ⅰ」（1年次必修科目）のレベル別クラス分けに利用することにある。その他、学生の学力状況を把握し、学力不足の学生に対しては補習などのサポートを含めた学習支援を行う場合の参考材料とする一方、学力の良好な学生については「エクステンションセンター」の各種資格講座等の受講や将来の大学院進学を促す際の資料とするなど、学生の勉学意欲の向上に資するように活用することも学習到達度調査実施の目的となっている。上記の目的を果たすために、個々の学生の調査結果を1年次の教養演習クラスごとに担当教員に配付するとともに、学科別の成績一覧表を各学科所属の全教員に配付し、学生の学力状況を把握できるようにしている。

「教員・保育士養成支援課」は、教職課程、保育士養成課程に関する委員会の運営に関するサポートや、資格・免許に関する事務取扱を行っている。また、「教員・保育士養成支援センター」において、保育・教育実習に関しての学生からの相談や、実習に係る関係する機関との調整に当たっている。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

学生の高いニーズに応えるため、心理学実験室に3名のTAが配置されている。それら3名のTAは、各種の心理学実験の授業で使用される物品や実験用具の管理、レポート・卒業論文の作成補助やPC操作の指導等を担っており、その活動状況については毎年教務委員会にて報告がなされている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援及び授業支援の充実のためには、教員と事務職員間の意思疎通が必要不可欠である。そのために、事務職員は社会の要請や学生のニーズを的確に把握し、教員に対し適切な情報提供を行うこととする。また、新たな取組に当たっては、学内の委員会等に教員と事務職員が共に参画して企画するなど教員と事務職員の連携強化を図る。

事務組織については、業務内容や業務量の変化に対応して組織編成を行う。

教員のオフィスアワーに関しては適切に運用されており、一層の活用を図る。

学修支援体制を一層強化すべく、教員による学修支援の実施状況を正確に把握するため、「学習支援・修学相談記録」の提出の徹底を図る。

TAに関しては、心理学実験室に3人のみ配置され学修支援や授業支援が行われているが、今後、他の分野へのTAの登用も含め、TAの活用のあり方を検討していく必要がある。各学部・学科からの意見を待ち、必要とされる場合には教務委員会で審議することとする。

2-3 キャリア支援

《2-3の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生の卒業後の職業生活等を支援するため、教育課程に関しては、教務委員会が中心となり、教育課程外については、エクステンションセンターとキャリアセンターが連携を図り、大学設置基準第42条の2の規定の趣旨に添って取り組む体制を整備している。エクステンションセンターは、学生の各種資格取得、国家試験対策等を支援するための教育事業を展開し学生のキャリア支援に資すること等を目的として設置されており、就職活動全般に必要な知識やスキルを身に付けられるよう、希望する学生は無料で受講できる各種講座を開講している。また、キャリアセンターは、学生の就職及び進学活動の支援を目的としている。（キャリア・エクステ）

教育課程内の取組としては、1・2年次に「インターンシップⅠ」、3年次に「インターンシップⅡ」、また1～4年次に「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講して、社会との接点を持つことに関する興味や実践にかかわる指導ができるようにしている。

「インターンシップⅠ」はインターンシップ（企業就業体験）のための準備講座で、働くことに関する基礎知識の習得や、先輩・企業人との対話による就業意識の醸成を目的とする事前指導、短期間の実習あるいは企業人との交流後の事後指導からなる。

「インターンシップⅡ」は、自己分析、業界研究、受入先への応募や実習のための事前指導と、学生自らの応募（エントリー）によるインターンシップ体験に基づく事後指導を行う。いずれの授業も、適宜、グループワークを取り入れ、コミュニケーション能力の向上を意識したものとなっている。

「キャリアデザインⅠ」はキャリアデザインの意味と、自分と大学、社会を捉え直しながら、主体的なキャリアや生き方を検討する内容となっている。「キャリアデザインⅡ」は、「就職活動」の準備期間として必要な知識や情報の習得と、実際に就職活動

を始めることを目的としたワークやグループディスカッションなどを行う内容となっている。

これらの授業から4年間を通じて社会性や就職にかかわる教育指導ができるようにしている。

さらに、平成30(2018)年度は経済経営学科に「特殊講義Ⅰ」、令和元年度入学生からは「特殊講義Ⅰ」を全学共通科目として「ビジネス社会と出会うⅠ」を開設した。この授業科目は、学生が業界や企業に関する適時で適切な情報を得る機会を提供している。具体的には、様々な業界の企業から実務に携わっている講師を招聘し、業界における様々な企業、仕事内容からその仕事内容の社会的意義や働きがいも含めて講義してもらうオムニバス形式の授業である。【資料2-3-1】

【資料2-3-1】令和元(2019)年度「ビジネス社会と出会うⅠ」招聘企業一覧

日本郵便株式会社	KNT-CT ホールディングス
いすゞ自動車株式会社	株式会社高島屋
株式会社カインズ	大東建託株式会社
株式会社オンワード樫山	総合警備保障株式会社 (ALSOK グループ)
東京地下鉄株式会社 (東京メトロ)	株式会社マツモトキヨシホールディングス
株式会社コーセー	ヤマト運輸株式会社
ANA インターナショナルホテル	ANA 総合研究所

また、教育課程外の取組としては、エクステンションセンターで開設している各種講座があげられ、毎年内容の改善・充実を図ってきている。

平成28(2016)年度までエクステンションセンターで開設していた「キャリアデザイン(基礎力)」と「キャリアデザイン(実践力)」の2講座は、平成29年度よりエクステンションセンターでの開設を閉鎖し、内容の充実を図るために経済経営学部の学科専門科目として「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」を新たに開講した。なお、令和元年からは全学共通科目として開講しており、全学部学生が受講できるようになった。

エクステンションセンターでは、令和元(2019)年度に各種資格取得、国家試験対策等を支援するための30講座を開設した。【資料2-3-2】

【資料 2-3-2】 令和元(2019)年度エクステンションセンター開講講座一覧

区分	講座名	講座回数
公務員 教員 就職	公務員試験対策教養講座（地方公務員）	66回
	地方初級公務員試験対策講座（公立保育士・行政事務）	59回
	教員採用試験対策講座	37回
	公立小・保育士特別支援講座（大学・短大）	小学校教員 3・4年各15回 保育士 3年9回・4年10回
	SPI対策 e-learning 講座	24時間対応
情報 処理	MOS 講座（Word）	A 日程 6回 B 日程 6回
	MOS 講座（Excel）	A 日程 6回 B 日程 6回
	MOS 講座（PowerPoint）	6回
	ITパスポート試験講座国家資格」	15回
	語学	TOEICテスト対策講座
簿記 会計	日商簿記検定1・2級講座	35回
	日商簿記検定3級講座(11月試験対策)	15回
	日商簿記検定3級講座(2月試験対策)	15回
金融	ファイナンシャルプランニング技能検定3級講座国家資格」	10回
不動産	宅地建物取引士資格試験講座国家資格」	26回
ビジ ネス	秘書技能検定2級講座（6月試験対策）	8回
	秘書技能検定2級講座（11月試験対策）	8回
流通	リテールマーケティング（販売士）検定3級講座	11回
観 光	国内旅行業務取扱管理者講座国家資格」	50回
	ブライダルプランナー検定2級講座	10回
医 療 事 務	調剤薬局事務講座	12回
	医療事務技能審査試験講座	25回
心 理	メンタルヘルス・マネジメント検定Ⅲ種講座	5回
	アロマセラピー検定2級講座	5回
	カラーコーディネーター検定3級講座	7回
幼 児 教 育 ・ 保 育	救急法救急員講座	A 日程 3日間 B 日程 3日間
	ネイチャーゲームリーダー養成講座	2日間
	おもちゃインストラクター養成講座	2日間
	教育・保育に活かせる折り紙講座	2回
	保育のための表現講座(キッズダンス編、手遊び・指遊び編)	3回

このような教育課程内外での取り組みと共に、キャリアセンターは、就職活動中の学生に対して窓口で日々相談に乗っているほか、活動意欲が低い・消極的な学生へは電話連絡を入れて個別に対応するなど、学生一人一人に対してきめ細やかな指導を行っている。また、相談内容や内定状況などはMicrosoft Access内で一元管理を行っている。学生の状況に合わせて相談ができる環境を整えており、総じて高い就職率を確保している。

【資料 2-3-3】

【資料 2-3-3】 過去 5 年間の学部別就職率推移

年 度	人間学部	経済経営学部	全学合計
平成 27 年度	98.6%	98.2%	98.5%
28 年度	99.5%	97.2%	98.8%
29 年度	99.5%	95.7%	98.7%
30 年度	100%	100%	100%
令和元年度	99.5%	97.9%	99.1%

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

エクステンションセンターでは、各種資格取得や就職の実績が向上するような講座の充実を図る。また、引き続き公立保育所、公立小学校等への就職率が向上するよう特別支援講座を開設する。

キャリアセンターでは、入学時から 4 年次までの連続的かつ体系的な就職支援プログラムの充実を図るとともに、学生・教職員間で就職に関するコミュニケーションが密接に取れるような体制を整備する。

2-4 学生サービス

《2-4 の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

「学生便覧」にて、学生サービス・厚生補導、経済的支援、課外活動、健康相談、心的支援、生活相談のためのガイドを掲載して、学生への周知を図り、活用を促している。具体的内容は以下のとおりである。

(1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導の内容としては、スクールバス運行ダイヤの管理、奨学金、健康診断、学生相談、「学友会」との対応、大学祭（「埼学祭」と称する）、体育祭等学生のための行事、学生団体（サークル活動）の管理・運営、適切なアルバイトに関する指導、学内施設（カフェテリア（学生食堂）、体育アリーナ、テニスコート、多目的ルームなど）の使用に関する指導、紛失物や取得物の管理などのほか、私費外国人留学生に関する在籍確認、アルバイトに係る副申書発行、学習奨励費支給のための面談なども含まれる。これらの業務は「学生委員会」が所管し、実際の業務は学生課が実

施する。

なお、カフェテリア（学生食堂）の運営については、外部業者に委託しているが、その運用方法については業者との連携を密に取りながら、その向上を図っている。また、外部業者と提携し、学内に購買を設置し、学生の福利を図っている。

また、基準項目 2-2 で述べたチューター制、オフィスアワー制度等は、学生サービス厚生補導の機能も果たしている。

(2) 奨学金等

経済的支援として、入学料及び授業料の免除は、「埼玉学園大学入学料及び授業料の免除に関する規程」に基づいて行われている。

入学料は、大学院の場合は大学学部、大学の場合は学校法人峯徳学園（以下、「本法人」）が設置する川口短期大学を卒業、修了又は退学した者については全額、卒業、修了又は退学して1年以上経過している者や風水害の被害その他の事情により入学料の納付が困難な者については半額を免除することとなっている。また、授業料の免除は、学業成績優秀で経済的理由その他の事情により授業料の納付が困難な者について授業料年額の半額が免除されることになっており、最近では平成 26 年（2014）に1名がこの制度の適用を受けている。

本学独自の奨学金制度として、平成 19 年（2007）に「埼玉学園大学特待生規程」を定め、各学年の成績優秀者の中から5名を上限に選考して、授業料相当分、又は授業料の半分を免除する「特待制度」を導入した。平成 23 年（2011）には、新たに制定した「埼玉学園大学奨学金規程」に基づいて支給する埼玉学園大学奨学金（通称「さいがくサポート奨学金」）に発展的に改め、運用等の改善を図りながら現在に至っている。さいがくサポート奨学金は、指定校推薦入試Ⅰ期及び公募推薦入試Ⅰ期を受験して特に優秀な成績をもって入学し、在学中勉学に専念する意欲のある学生に対して、経済的な支援を行うことにより、有為な人材を育成することを目的としている。この奨学金は、学部学科を問わず各学年 10 名以内が対象となり、給付額は年間 50 万円とし、在学中の成績優秀な学生は継続して最大 4 年間受給できる。前述の席次の算出方法による成績評価は、継続受給の可否の選考に用いられる。

また、大学院学生については、「埼玉学園大学大学院奨学金規程」に基づき、選抜入試Ⅰ期を受験して特に優秀な成績をもって入学し、在学中勉学に専念する意欲のある学生から選考して年間 66 万円を給付する。この金額は、大学院の年間授業料及び維持管理費に相当し、成績優秀な学生は連続して2年まで受給できる。奨学生数は各研究科各学年 5 名の範囲で各研究科の学生定員の規模等に応じて定めている。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の受給を希望する学生には、ガイダンスを実施し、必要に応じて面接指導を実施している。

また、奨学金制度の更なる利便性の向上を図るため、従来の奨学金制度に加え、令和 2（2020）年 4 月からスタートする高等教育の修学支援新制度の対象機関としての申請を行い、一定の要件を満たす対象機関（確認大学等）として承認された。

この経済的理由により大学への進学・進級が困難である学生を対象とした「新しい奨学金制度」を利用したい学生を対象として、制度の概要や手続き方法などの説明を中心としたガイダンスを複数回実施するとともに、必要に応じて個別相談を行った。

本制度の利用を希望した全ての学生に対して、大学での単位取得状況や成績を確認し、学ぶ意欲の有無について確認するための面接指導を実施した。新制度給付型奨学金対象者の判定については、日本学生支援機構が行い、対象となった学生についての授業料、入学金については、経済状況に応じて免除又は減額される。

なお、第一種、第二種奨学金、給付型奨学金（旧制度）を合わせた受給者は、平成30(2018)年度 503名、令和元(2019)年度 567名であった。

その他地方公共団体、公益法人等の各種奨学金制度の情報収集を積極的に行い、本学ウェブサイトとのリンクを通じて学生への周知を図っている。

(3) 課外活動

令和元(2019)年度末現在、課外活動の認定団体（19団体）が登録されており、積極的に活動を行っている。課外活動の運営については、「学友会」の一機関である「課外活動団体代表者会議」が中心となり、年6回程度開催されている。主な活動内容は、サークル勧誘会の企画、施設利用の調整、サークル活動費の手続き及びその配分方法、年間活動計画及び活動報告等である。

なお、サークル管理委員会の相談、援助については、学生委員会を中心として事務局学生課が担当し、課外活動の円滑な運営をサポートしている。

(4) 学生相談

本学では、学生の就学や一身上の問題等について相談に応じ、助言を与えることを目的として「学生相談室」（通称「さいがくルーム」）を設置している。学生相談室には、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが1人配置され、原則として週3日、相談に当たっている。また、チューターとの情報を共有し、連携が密に図られるよう「学生相談室連絡会」を定期的で開催している。

(5) 健康相談等

本学では、学生生活の向上に資するための健康診断を毎年4月に実施している。

また、本学1階には医務室が設置されており、体調不良の学生は、学生課に申請することにより、医務室での休息が可能となっている。通学中あるいは学内で怪我をしたり、体調が悪くなったりした場合には、一時的な処置を施すことができ、そのために必要な用具が完備されている。怪我や病状が治療を要する程度である場合は、近接する総合病院（埼玉協同病院）への連絡、搬送を行ったり、受診を勧めたりすることとしている。これらについては、養護教員の資格を有する学生課職員が中心となって対応に当たっている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金の活用はもとより、学内外の支援を積極的に活用する。

課外活動の支援については、新入生に対するオリエンテーションを丁寧に行い、授業以外の課外活動においても充実した学生生活が実現できるように、学生の自発性を生かしたサークル活動、大学祭（埼学祭）を支援する。

授業時間以外の「学生の居場所づくり」については、ダイニングホールを用意しているが、今後さらにハード・ソフト両面における充実を検討していく。

大学食堂サービスについては、学生の要望に対応できるよう、更なる改善を検討していく。

心の悩みや問題を抱えている学生に対して、早期に適切な対応を図るため、新入生のみならず、学生全体に「さいがくルーム」の役割について、周知する活動を強化する。また、発達上の問題を抱えた学生に対して教職員や学内各機関の連携に基づく援助も検討する。

2-5 学修環境の整備

《2-5の視点》

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学キャンパスの校地等面積は、川口短期大学と共用の校舎敷地が 18,619.00 m²、運動場用地は木曽呂陸上グラウンド、羽生市所在の運動場を合わせて 18,942.55 m²であり、全体で 39,754.55 m²である。また、校舎面積は、合計 17,197.70 m²であり、そのうち、本学専用部分が 9,406.09 m²、同一法人が隣接して設置している川口短期大学との共用部分が 4,430.74 m²、川口短期大学の専用部分が 3,360.87 m²となっている。また、区分上のその他の敷地として、川口短期大学との共有で 7,276.70 m²を有する。校地面積、校舎面積のいずれも下表の通り大学設置基準を上回っている。【資料 2-5-1】

【資料 2-5-1】校地・校舎面積（m²）

区分	所有面積	大学設置基準上の必要面積	併設（短期大学）の必要面積	収容定員 1人当たり面積
校地	39,754.55	17,000.00	5,800.00	23.39
校舎	17,197.70	9,030.26	4,650.00	10.12

校舎面積の内訳の主なものは、講義室 21 室（面積合計 1,831.80 m²）、演習室 9 室（面積合計 336.60 m²）、情報ネットワーク室 2 室（面積合計 147.60 m²）である。また、音楽関連の教室として、音楽室 1 室（面積 104.64 m²）、ピアノ個人レッスン室 15 室（面積合計 97.20 m²）、ピアノ個別指導室 4 室（面積合計 34.72 m²）、心理学関

連の教室として心理学実験室兼幼児行動観察室 1 室と実験準備室（面積合計 119.30 m²）のほか、図工教室（面積 123.55 m²）、乳児保育実習室（面積 114.99 m²）、AV ホール（面積 73.80 m²）などとなっている。AV ホールには、多様な映像・音響機器が設置されており、各種メディアを活用した授業の実施や学生・教員の利用に供する。教員研究室は、67 室（面積合計 1,373.00 m²）となっている。

平成 26(2014)年 1 月から臨床心理カウンセリングセンターを開設した。平成 26(2014)年 4 月から受け入れを開始した大学院心理学研究科臨床心理学専攻の学生に対して、学内実習施設としての機能を有するとともに、外来者に対する心理相談サービスの提供と調査・研究活動を行う役割を果たしており、相談室 3 室（面積合計 48.70 m²）を有している。

運動施設としては、上記の運動場のほか、校舎敷地内に体育アリーナ(面積 1,093.00 m²)、多目的ルーム（面積 130.00 m²）、テニスコート 3 面（面積 2,739.00 m²）があり、学生は、「健康科学 I・II」の授業をはじめ課外でも様々な運動が可能となっている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

情報メディアセンター(図書館)（以下「メディアセンター」）は、本学の設置者と同じ法人が設置する川口短期大学との共用施設であり、「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター規則」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター委員会規程」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター図書資料管理規程」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター学外者利用要項」に則り、管理、運営を行っている。

メディアセンターは、広さ 1,200.29 m²、閲覧座席数 174 席を有し、約 20 万冊収納可能である。車いすでも利用しやすいよう、通路は広めに確保されており、メディアセンター内には車いす用トイレも設置されている。現在、蔵書数約 11 万 4,000 冊を擁しており、平日は 9 時から 21 時まで開館し、授業終了後の夜間においても、利用者に資料の閲覧及び勉強の場を提供している。また、メディアセンターには、映像資料視聴のための視聴覚ブース 8 席、情報検索やレポート作成のための PC20 台のほか個人 PC の接続が可能な情報コンセント（有線 LAN）や無線 LAN も設置されており、図書資料に限らず、データベース等の各種媒体資料の整備と共に、学生の勉強をサポートできる体制をとっている。令和元(2019)年度には、学科推薦、教員推薦、メディアセンター推薦等により新たに 2,919 冊の図書（視聴覚資料含む）を整備した。また、学外からも利用できるアグリゲータ系電子ジャーナルを導入しており、現在約 7,300 タイトルの外国雑誌が利用可能となっている。

資料の貸出・返却のほか、他大学との相互協力業務（ILL）等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されているが、平成 26(2014)年にリプレイスされた図書館業務システムによって、蔵書検索サイトを通じて、学外からも自身の貸出状況の確認や予約、ILL の申込が可能となり、利用者の利便性がより高まっている。また、埼玉県内の大学、短期大学で構成されている「埼玉県大学・短期大学図書館協議会（SALA）」に加盟しており、加盟館相互で来館利用手続きの簡素化を行うなど、他大学図書館と連携し利用者の利便性を高めている。

メディアセンターの年間入館者数は、平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度とも

に減少傾向にある。また、令和元（2019）年度より、土曜日を閉館としたこともあり、貸出冊数も前年度比で減少している。年度による利用変動は見られるものの、利用者マナーは向上しており、メディアセンターツアーやデータベース講習会の実施により、利用者教育及び情報リテラシー教育の一翼も担う施設となっている。

メディアセンターでは、学生の情報処理技術力を高めるための情報教育環境の整備にも力を入れている。本学では、主に、各担当教員の演習時間において、毎年1年生を対象に蔵書検索（OPAC）実習を兼ねたメディアセンターツアーを実施しており、平成30（2018）年度は約88%、令和元（2019）年度は約91%の新生が参加した。ツアーは、メディアセンターの活用促進と利用マナー等の周知も併せて目的としている。また、メディアセンター職員が講師を務めるほか、外部講師を招いたデータベース講習会を学内で開催し、データベースやインターネット資源の情報収集及び情報活用能力向上を図っている。

さらに、学生の興味や向学心、メディアセンターの利用促進に結びつけるため、メディアセンター独自の企画展示を実施しているほか、メディアセンターウェブサイトにて教員が学生に読ませたい本の紹介を「おすすめ本」として掲載し、教員の読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。また、平成29（2017）年度より利用を開始した公式Twitterを通して、メディアセンターからの情報発信を積極的に行っている。

なお、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度に実施した企画展示は以下の通りである。

【資料2-5-2】

【資料2-5-2】平成30（2018）年度、令和元（2019）年度実施の企画展示テーマ等

テーマ	期 間
新生活をアシスト!! ～知の宝庫へようこそ～	平成30年4月2日～平成30年6月9日
明治150年・日本の近代 ～その時、何が起きたのか!?!～	平成30年6月14日～平成30年10月31日
災害と防災～過去に学び、未来に備える～	平成30年11月15日～平成31年3月31日
発見!!新生活	平成31年4月1日～令和元年5月31日
新しい時代の幕開け～平成から令和へ～	令和元年6月12日～令和元年10月31日
レポート・卒論修論のいろは	令和元年11月14日～令和2年2月28日

また、平成28（2016）年4月1日より運用を開始した、「埼玉学園大学・川口短期大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という）では、本学教員の研究成果を組織的に収集・保存・公開している。埼玉学園大学紀要については、創刊号から令和元（2019）年発行の第19号を掲載し、学内外に無償で公開している。また、本学初の博士号授与（平成28（2016）年3月）以降、学位論文の公表もリポジトリで行っており、メディアセンターは、本学で作成された知的生産物を広く社会に発信し、貢献する目的を果たす役割も兼ね備えている。

平成26（2014）年1月から臨床心理カウンセリングセンターを開設した。平成26（2014）年4月から受け入れを開始した大学院心理学研究科臨床心理学専攻の学生

に対して、学内実習施設としての機能を有するとともに、外来者に対する心理相談サービスの提供と調査・研究活動を行う役割を果たしており、相談室 3 室（面積合計 48.70 m²）を有している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学入口に車椅子用スロープ、大学内に車椅子用のエレベーターを設置する他、大学から体育館方向への自動ドアを平成 30(2018)年中に改修し、障がい者の利便性を高めた。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

各授業科目における履修登録者数については、授業科目の種類に応じて標準数を設定するとともに、標準数を超過した場合の履修者選抜基準を「埼玉学園大学履修規程」（第 8 条）で明記している。特に履修登録希望者が多い科目については、大教室への変更を含め教室収容人数の超過を防止すべく教務課において管理することに努めている。

併せて、きめ細やかな授業を行うべく各授業の履修者数を適正なものとするため、各時限に同一科目区分の科目を複数配置したり、前年度に履修者数が多かった科目についてはクラス数を増設したりするなどの対応措置も講じている。

なお、実技科目及び外国語科目においては第一回目の授業出席者が 50 人（英会話は 30 人）を超えた場合、実験科目や情報関係科目については教室収容人数を超えた場合には、それぞれ人数制限をすることを認めている。

演習科目に関しても、適切な担当教員数を確保し、履修者の規模を少人数にできるよう努めている。令和元(2019)年度の演習（ゼミナール）では、学年によって異なるものの、原則 8 人ないし 15 人までを定員とした履修登録者数となっている。

また、受講実態のある学生が履修者となるよう、「埼玉学園大学履修規程」（第 11 条）に基づいて所定の「履修登録確認期間」を設け、履修を取りやめる意思のある学生については、その期間内での履修登録科目の取消を認めている。

さらに、単位制度の実質化を図るため、履修登録単位数の上限が定められており（卒業年次生は除く）、この上限措置も履修者数の増大を抑える機能を果たしている。そのうえ、正課カリキュラムにある科目については、一部の隔年開講科目を除き、ほぼすべての科目が毎年度開講され、学生は多くの授業科目から履修科目を選択できることで、1 コマあたりの履修者数の適正化が達成されている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

メディアセンターについては、蔵書のより一層の充実に努め、教育研究に必要な資料を体系的に整備するとともに、メディアセンター機能の利活用が促進されるよう、メディアセンターツアー、データベース講習会、企画展示等を引き続き実施する。また、機関リポジトリ運用の定着に引き続き努める。

令和元(2019)年度において春期に 2 つの授業、秋期に 1 つの授業で定員超過が見られたが、今後、履修登録者が教室収容定員を超過しないよう管理の徹底を図る。

履修登録に関わる事務処理をより正確かつ円滑に行うため、業務内容のチェック体制を強化する。

引き続き学生の教育環境に留意して保有施設の良い状態での管理に務める。また、心理学科における教育研究が円滑に遂行できるよう、平成 28(2016)年中に既存施設を改修して、心理学実験実習室と心理学実験準備室を整備した。

メディアセンターについては、蔵書のより一層の充実に努め、教育研究に必要な資料を体系的に整備するとともに、メディアセンター機能の利活用が促進されるよう、メディアセンターツアー、データベース講習会、企画展示等を引き続き実施する。また、機関リポジトリ運用の定着に引き続き務める。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・文政期の検討結果の活用
- 2-6-③ 学習環境に関する学生の意見・要望の把握分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各授業に対する学生の意見・要望については、FD 委員会が春期と秋期にそれぞれ「学生による授業アンケート」を実施し把握に努めている。アンケート調査では、学生自身による学習態度への自己評価とともに、授業内容、授業方法、授業満足度に関する質問に対し学生が 5 段階の評価をつけることになっている。併せて「学生による主な意見」欄を設け、学生からの意見・要望を具体的に記述させることとしている。

アンケートの結果については、教務課で取りまとめを行い、学生からの主たる意見・要望とともに授業担当教員に集計結果を報告している。授業担当教員は、アンケート結果を受けて、「授業の問題点」「学生の授業満足度」「授業改善の課題と方策」等について総括を行い、今後の授業改善に役立てるべく「授業改善書」の作成を行っている。

「授業改善書」は学生が閲覧できるよう、本学ウェブサイト上で公開されている。

授業アンケートを WEB 上での回答方法に変えた結果、個々の授業の自由記述欄への書き込みが大幅に増えた。アンケート結果は、各科目の担当教員に配布しているので、今後の参考にすることが出来た。教育全体にかかわる要望は特に出していない。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析の検討結果の活用

本学には、在学するすべての学生を会員とする「学友会」があり、学生が充実した学生生活を送るため、学生の相互親睦を深め、課外活動の振興等を図っている。この学友会活動を一層活発化させることを目的として、学友会執行委員及び実行委員長と教職員（学生委員会委員、学生課職員）との意見交換会を毎年開催している。この意見交換会を通して、学生生活（大学祭、体育祭、サークル活動、ボランティア活動等）における反省点・改善点、次年度の課題等が話し合われ、学生と教職員との情報の共有化が図られている。

学生サービスのさらなる向上に資する基礎資料を得るために、本学に入学した目的、学生生活の実態、大学への満足度を調査する「学生生活意識調査 2019」を令和元(2019)年度に行い、分析を行った。調査の結果から、学生サービスとして不足している点や学生が要望している点について、早急に対応できる課題についての検討を行っている。

2-6-③ 学習環境に関する学生の意見・要望の把握分析と検討結果の活用

基準項目 2-6-②で述べた「学生生活意識調査 2019」において、大学内の施設など学習環境に関する調査を行った。本調査結果を基に、関係部署との連携を図りながら、学生の学修意欲を高める環境整備のあり方についての検討を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援に関する学生の意見や要望については「学生による授業アンケート」という形で、授業のみを対象に調査されているが、今後は授業のみに限定せず、大学の学修支援体制全体を対象にして、学生の意見、要望を調査するための方策を探る。

授業アンケートを WEB 上での回答方法に変えた結果、自由記述欄に対する学生の記入が大幅に充実した。各科目の担当教員は、学生の声に具体的に答えることが可能になった。この傾向を受け、自由記述欄のさらなる充実に努めたい。

学生生活の充実を図るため、学友会執行委員及び実行委員長を中心とした学友会の代表と教職員が密に連絡を取り合いながら、引き続き学友会の円滑な運営方法を模索していく。

「学生生活意識調査 2019」の分析をさらにすすめ、学生の意見・要望の把握に努める。また、今後の学生生活意識調査のあり方について検討していく。

[基準 2 の自己評価]

「2-1 学生の受入れ」に関しては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、大学・大学院研究科それぞれについて学生募集要項で明らかにするとともに、本学ウェブサイトで公表し、これに基づき多彩な入試形態を採用して、知的向上の意欲を強く持っている学生の受入れを目指している。入学定員に対する充足率については年々増加傾向にあり、100%に達している。社会のニーズに対応した組織改編や入学定員の学科間移動、教育課程の改訂等を進めてきた。また、学生募集・広報セ

ンターが中心となって協議会、入試委員会及び入試広報課と連携しながら各種広報活動を積極的に展開し、適切な学生受入れ数の維持に努力している。

「2-2 学習支援」に関しては、主として教務委員会と教務課が連携して業務に当たり、学修支援及び授業支援に関する最前線の役割を果たしている。学習到達度調査は、令和元(2019)年度については新型コロナウイルスの影響で実施できなかったが、学修支援等の情報資料となるものである。心理学実験室におけるTAは、学生のニーズに応じた学修支援を行い、十分な役割を果たしている。

「2-3 キャリア支援」に関して、本学では教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する支援体制をとっている。教育課程内では、従来から開設している講義に加え、様々な業界の企業から実務に携わっている講師による講義を開設し、職業生活に関する意識づけをより強化した教育指導を行っている。教育課程外では、エクステンションセンターが原則として受講料無料の各種資格取得や国家試験対策等を支援するための講座を開講し、多くの学生が受講している。キャリアセンターは教育課程内では講師の依頼、教育課程外では就職相談・助言、就職情報の提供を行うなど、学生、就職先及び教職員の間立ち、丁寧かつきめ細かな対応を行っている。その結果、学生の就職に関する実績も改善してきている。(キャリア・エクステ)

「2-4 学生生活の安定のための支援」に関しては、カフェテリア(学生食堂)、スクールバスなど、学生支援のための体制が整備されている。また、従来から運用されている本学独自の奨学金(「さいがくサポート奨学金」等)に加え、2020年4月から始まる「新しい奨学金制度」の対象機関(確認大学等)として承認されたことから、経済的理由により大学への進学・進級が困難である学生へのさらなるサポート体制が充実した。

「2-5 学習環境の整備」に関しては、校地・校舎とも大学設置基準で定める基準を上回っている。メディアセンターは、図書館機能、情報センター機能を有しており、学生・教職員に向けたデータベース講習会や企画展示等、利用促進を促す啓発事業も意欲的に行っている。各授業科目における履修登録者数は教務課によっておおむね適正に管理されるとともに、履修登録に関わる事務処理も的確に行われている。

「2-6 学生の意見・要望への対応」に関しては、「学生による授業アンケート」の自由記述欄への記入が大幅に充実しており、各科目の担当教員はこれまで以上に、教授能力の向上に努めることができるようになった。

また、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用に関しては、「学友会」と教職員の間意見交換会をはじめとして密に連絡を取り合っており、学生生活を充実させるための支援体制が整っている。

「学習環境に関する学生の意見・要望の把握分析と検討結果の活用」に関しては、「学生生活意識調査2019」の調査結果を基に、対応可能な課題についての検討を更に進めていく必要がある。

以上のように、学生定員の充足が大きな課題になっているが、教員の配置、教育研究環境等については法令に適合している。また、学部レベルでは入学者受入れの方針、教育課程の編成や実施の方針、学位授与の方針を策定し運用しており、今後、大学院研究科での方針の取りまとめなど検討課題はあるが、全体として高等教育機関に求められる必要な水準を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1 の視点》

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、大学の建学の精神・理念・使命や学部の教育目的を踏まえながら、各学科における教育研究及び人材養成の目的を明らかにし、それらの目的を達成するうえで求められる能力を具体的に示すため、学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。各学科のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

(1) 人間文化学科

人間文化学科では、「自立と共生」という本学の教育理念のもと、社会人としての幅広い教養を持つとともに、国際的視野にたつて人間と文化・歴史とのかかわりについて理解でき、他者への共感能力と豊かなコミュニケーション能力を備えた人材の養成を目的とします。そのために、人間や社会に関する専門的知識を支える土台となる幅広い教養を備えたゼネラリストの素養を身につけること、情報機器を用いた情報収集能力及び的確な選択と判断に基づいて諸問題を処理する情報活用能力を高めること、さらに、専門的知識を用いて論理的かつ創造的に思考する能力を卒業までに身につけることを学生に求めます。具体的には以下の能力を系統的または総合的に身につけた学生に学士（文学）の学位を授与します。

- ① 日本と世界の文学、哲学、言語学などに関する専門的知識を修得し、言語コミュニケーション能力を活用して、国際文化理解を促進できる力を備えていること。
- ② 日本と世界の文化、思想、歴史などに関する専門的知識を修得し、それらの知識を生かして国際化する社会に貢献できる力を備えていること。
- ③ 多様化する現代社会における人間の行動に関する専門的知識を修得し、人間尊重の立場から人々が直面する諸問題を解決し得る能力・技能を備えていること。

学士号を取得するには、本学に4年以上在学し、かつ所定の授業科目を履修することにより、外国語科目4単位以上を含む全学共通科目を36単位以上、専門科目を68単位以上、他学科の専門科目又は他学部の開講科目から自由選択できる科目18単位以内、合計124単位以上を修得することが必要です。

(2) 心理学科

心理学科では、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、社会人としての幅広い教養を持つとともに、心理学の専門的知識と心理的援助に関する技能を備え、現代社会の人間関係や組織の中で直面する課題に対し、主体的に取り組む能力を持った人材の養成を目的とします。

具体的には、心理統計法、心理学研究法など心理学の基礎的知識・研究法を学び、情報の収集と科学的・実証的な分析力とともに、心理学各分野の専門的知識により他者理解能力や対人援助技術を身につけて、心理専門家として活躍できる人材であり、同時に、心理学の専門性を基礎にコミュニケーション能力、チームワーク力、ストレスコントロール力などを身につけ、課題解決に主体的かつ柔軟に取り組むことにより企業等で活躍し得る人材です。本学科では次のような知識・能力・態度を有するに至った学生に学士（心理学）の学位を授与します。

- ① 心理学の知識・技能の修得により、自己理解及び他者、社会への理解を深めることができる。
- ② 心理学以外の幅広い教養と人とのかかわるコミュニケーション力を獲得している。
- ③ 職場や地域、家庭などで起きる心理的事象を科学的に理解する力を身につけている。
- ④ 個人の発達や適応に関する十分な知識を持ち、他者への理解や支援に活用できる力を身につけている。
- ⑤ 人々の福祉のために心理学の知識と技能を活かす倫理観を身につけている。

学士号を取得するためには、全学共通科目（外国語科目、必修科目を含む）より36単位以上、学科専門科目より68単位以上（必修科目を含む）を必須として、卒業に必要な総単位数である124単位より不足する残りの単位数は、全学共通科目又は学科専門科目より必要数を修得する必要があります。

(3) 子ども発達学科

子ども発達学科は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、社会人としての幅広い教養を持つとともに、子どもの心身の発達の理解を基本に、乳児・幼児・児童の保育、教育に関する専門知識と技能を備えた人間性豊かな人材の養成を目的とします。

学士（人間学）の学位は、本学に4年以上在学し、外国語科目4単位以上を含む全学共通科目を36単位以上、保育や初等教育に関する専門科目を68単位以上、他学科の専門科目又は他学部の開講科目から自由選択できる科目18単位以内、合計124単位以上を修得し、次のような知識・能力・態度を身につけた学生に授与します。

- ① 教育者・保育者としての人間性
 - ・ 教育や保育に関する仕事の重要性を理解し、自ら積極的に子どもと関わるることができる。
 - ・ 子どもの権利を理解し、さらに人間尊重の精神を身につけている。
 - ・ 人と人との関係において協調性を持ち、多様な人々と協力し合うことができる。

② 教育・保育における専門的知識と実践力

- ・ 子どもの発達過程におけるつまずきや虐待等に気づき、温かいまなざしで指導、支援できる力が身についている。
- ・ 教育実践と理論を結び付けて、実践をふり返る力が身についている。
- ・ 独善的な見方に陥ることのないように、実証的に物事をとらえ、科学的に思考する力が身についている。

③ 態度、志向性

- ・ 大学における講義や演習並びに実習を通じて学んだ事柄のみならず、自ら新しい価値を創造する努力ができる。
- ・ 自分の所属する社会の固定的な見方に固執することなく、常に世界的視野を持って多文化社会を理解する力がついている。
- ・ 教育や福祉の世界に身を置く自覚を持っている。

本学科では、以上のような学修の成果として、学士号の取得とともに、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状について、複数の資格・免許を取得することが非常に重視されます。

(4) 経済経営学科

経済経営学科では、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、幅広い教養と経済経営に関する専門的な知識・技能を身につけ、社会で自立して活躍できる人材の養成を目的とします。このため、本学科では変化の激しい知識基盤社会に対応するため、経済学、経営学、会計学、スポーツ健康ビジネス、観光ビジネス分野の幅広い専門知識・技能を学修し、たゆまず学び続ける自己研鑽力、豊かな人間性を兼ね備えた問題解決能力を有する人材の養成に努めています。

本学科の学位は、4年以上在学し、所定の科目履修の合計 124 単位以上を修得することにより学士（経済経営学）が授与されます。全学共通科目（外国語など必修科目を含む）から 36 単位以上、学科専門科目から 68 単位以上（必修科目を含む）、その他、全学共通科目、自由選択科目などから必要単位を修得する必要があります。本学科の学位授与の要件は、次の通りである。

- ① 豊かな人間性を備えた企業人・社会人になるための幅広い専門教養を身につけ、他者への理解力、共存・共創する能力を修得していること。
- ② 経済のグローバル化と知識基盤社会における地域経済の活性化に対応するため、経済、経営、会計、スポーツ健康の分野の専門知識・技能を修得し、かつ自己で考え、判断し、論理的に表現できる能力を身につけていること。

各学科のディプロマ・ポリシーは本学ウェブサイトや「履修のてびき」を通じて周知されている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準と卒業認定基準については、「埼玉学園大学学則」(第4条、第31条～第36条)、「埼玉学園大学履修規程」(第2条、第16条～第22条)、「埼玉学園大学履修規程に関する細則」(第4条～第7条)及び「各種検定試験等合格者の単位認定について」(「履修のてびき」)において明記され、本学ウェブサイトや「埼玉学園大学規則集」、「履修のてびき」等を通じて周知されている。

本学の単位の認定については、学則第32条において「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」と規定されている。本学では、学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春期、9月21日から翌年3月31日までを秋期としており(学則第8条)、各授業科目は学期ごとに15回にわたって開講され、定期試験は16回目に行われている(通年科目の定期試験は31回目に行う)。

成績評価については、学則第33条において「試験の評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする」と定められている。その判定については下表のような基準に拠っており、この内容については、学生及び教職員に配付する「履修のてびき」、教員に配付する「教員のてびき」に明示されている。【資料3-1-1】

【資料3-1-1】成績判定の基準

合格			不合格
100～80点	79～70点	69～51点	50～0点
優	良	可	不可

学生の進級に関しては、本学では修得単位数に基づく進級基準は設けられていないが、履修規程第5条において、3年次必修科目(心理学科は全員履修科目)である「専門演習」の履修条件として3学期以上在学していなければならないことが規定されている。

本学の卒業要件は、修業年限である4年以上在学したうえで、学則の別表第一に掲げられている授業科目を履修し合計124単位以上修得することと定められている。科目区分ごとに内訳を見た場合、「全学共通科目」については、「日本語・日本事情Ⅰ～Ⅳ」を含む外国語科目は18科目18単位のうち必修である「英語Ⅰ・Ⅱ」(各1単位)の2単位を含め4単位以上の修得が必要であり、人文・社会・自然科学等の科目は42科目82単位のうち必修である「情報機器の操作」の2単位を含め32単位以上の修得が必要である。また、「学科専門科目」については、提供される科目数、単位数、必修科目は学科によって異なるが、全学科ともに必修を含め68単位以上を最低履修単位数としている。以上の要件を満たしたうえで、卒業認定を受けるためには124単位以上の単位を修得しなければならない。なお、「自由選択科目」として他学部・他学科の専門科目も18単位を上限に卒業要件単位に含めることができることになっている(ただし、心理学科は「自由選択科目」を卒業要件単位として認めていない)。このように、本学では幅広い教養と深い専門のバランスを図った学修を可能とする教育体制がとられている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定及び卒業認定については、「埼玉学園大学学則」、「埼玉学園大学履修規程」、「埼玉学園大学履修規程に関する細則」及び「各種検定試験等合格者の単位認定について」（「履修のてびき」）で定められた基準に則り、厳正に適用されている。

履修登録単位については、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）を踏まえ、学修時間を確保し学びの充実を図るといふ単位制度の実質化の観点から、履修規程第7条に基づき演習（ゼミナール）、校外学習に係る科目、単位認定科目及び卒業要件外科目等の一部除外科目を除き、年間の履修登録単位数の上限を40単位としている。ただし、卒業年次生については、留年率を抑制するため履修登録単位数の上限は設定していない。

成績評価に関しては、基本的には学期末試験の結果によるが、レポートや授業時の小テストの結果などを加味することができる。成績の配点比率はシラバスに明記されている。授業担当教員は履修規程第16条で明示された成績評価基準に基づき、「優」「良」「可」「不可」の成績評価を厳正に行っている。また、評価された成績について学生から照会がある場合には、所定の期間に文書による質問を受け付け、授業担当教員から文書をもって回答することにより、評価の透明性、客観性を担保し、適正な評価がなされる仕組みが整えられている。

成績指標の算出方法としては、本学ではGPA（Grade Point Average）を導入していない。GPA制度導入に伴って期待される相対評価を採用した場合、少人数教育を旨とする本学の各授業の履修者数に鑑みた時、その成績実態を十分に反映させることが現時点では困難であると判断しているためである。そのため、成績優秀者や奨学金採用者等を選出するための成績指標については、履修規程第17条で示されている以下の計算式により算出を行っている。

$$\frac{\text{優の単位数} \times 1 + \text{良の単位数} \times 0.5 + \text{可の単位数} \times 0.25}{\text{総修得単位数(卒業要件科目で算出、「認定」の評価と記載された科目は除く。)}} \times 100$$

進級基準については、本学では修得単位数に基づく基準を設けていないが、履修規程第5条で規定された3年次必修科目（心理学科は全員履修科目）である「専門演習」の履修条件（在学期間3学期以上）を遵守し、演習のクラス分けにあたっては、この条件をクリアする学生を対象にして選考を行っている。

卒業認定に関しては、学則第4条が規定する修業年限4年を充足した学生を対象として、学則第36条及び履修規程第2条で規定された卒業要件単位数を満たしているかを教務委員会で審査した後、教授会において卒業判定が厳格に行われている。

また、特に4年次の必修科目である「卒業論文又は卒業研究」は厳しく管理されており、各教員が定める「字数」「枚数」「形式」等の作成要領が教務委員会の審議を経て10月の教授会に報告されている。併せて各学生の卒業論文又は卒業研究の「題目」についても教務委員会から12月の教授会に報告されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、「埼玉学園大学学則」、「埼玉学園大学大学院学則」、「埼玉学園大学学位規程」、「埼玉学園大学履修規程」、「埼玉学園大学履修規程に関する細則」、「各種検定試験等合格者の単位認定について」（履修のてびき）等で明らかにされているが、今後もその厳正な適用を維持するとともに、基準の妥当性について不断の検証を行っていく。

進級基準については、本学では修得単位数に基づく基準を設けていないが、学修の促進という点から検討の余地があり、今後必要との意見が出た場合には教務委員会で審議することとする。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、大学や学部が掲げる教育目的を踏まえつつ、学科ごとに教育研究及び人材養成に関する目的を提示し、学生が4年間の学びを通して、それらの目的を達成するために必要な知識・技能が修得できる教育課程の編成方針を示すべく、カリキュラム・ポリシーを策定している。各学科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

(1) 人間文化学科

人間文化学科では、人文科学系の専門分野を中心に学修するとともに、21世紀の国際型・共生型の社会において強く要請される幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけることを目的にカリキュラムを組んでいます。

本学科では、外国語科目を含む全般的な教養を学ぶ全学共通科目と、「言語・コミュニケーション科目群」及び「史学・文化・人間理解科目群」の2つの科目群から構成される専門科目を配置しています。科目履修にあたっては、学生が2つの科目群を系統的かつ横断的に学ぶことにより、人文科学を総合的に学修する一方、広い視野に立って様々な問題を考える力を養うために弾力的に科目を履修できるようにします。また、演習に関しては少人数による「教養演習」「基礎演習」「専門演習」

「卒業論文又は卒業研究」を学年の進行に応じて配置し、教員と学生間での双方向

の授業を展開します。その中では、大学での学びの作法や専門的な文献・資料の収集、調査、分析、発表、討論の方法などをとりあげ、学生の「学ぶ楽しさ、知るよるこび」の体験と自立的・積極的な学修への取組みを促します。

本学科のカリキュラム編成の主眼は以下のとおりです。

- ① 日本人の思考・価値観の変遷をたどりながらその本質を把握し、日本の文化、思想、文学、歴史を理解する力を養成する。
- ② 欧米やアジアをはじめとする世界各地の言語、文化、思想、文学、歴史への理解を深めるとともに、日本文化との比較・対照を通じて国際的な相互理解の重要性を理解させる。
- ③ 文化や歴史の影響をうける社会的存在としての人間の形成過程を体系的に学ぶことによって、人間及び人間の営みを洞察する力を養う。
- ④ 国際型・共生型社会の構築に不可欠な言語コミュニケーション能力を培うとともに、情報社会の進展に対応できる情報活用能力及びメディアに対する判断能力を身につけさせる。

以上の①～④に対応する科目を系統的・総合的に学ぶことで得る知識や技能を活かし、人間や文化にまつわるさまざまな問題の発見・探究・解決を実践します。これらの実践を通して、批判的・論理的・創造的な思考能力を養います。1・2年次での全学共通科目及び学科専門科目の系統的な学びを基盤として、学生がより専門的な人文科学の問題について発見・探究・解決を実践する場として3年次の専門演習を位置づけます。そして、専門演習で培った能力を発揮するために最終学年において卒業論文ないしは卒業研究を課すこととします。

さらに、中学校教諭一種免許（国語・英語・社会）、高等学校教諭一種免許（国語・英語・地理歴史）取得のための教職課程を設置するほか、図書館司書、博物館学芸員、学校図書館司書教諭、社会調査士の資格取得が可能となるよう、必要な授業科目を配置します。また、これらの免許や資格の取得を奨励するため、学生にわかり易い履修モデルを用意します。

(2) 心理学科

心理学科では、心理学の専門的知識や研究法を修得して、心の問題に適切に対応できるカウンセリング力を持った人材や、困難な状況においても自ら解決し主体的に生きる力を身につけた人材を育成するため、次のような方針に基づいて教育課程を編成し、実施します。

- ① 人間の心と行動にかかわる知識・技能を身につける。このため、人間の心と行動のつながりを理解することができるように、心理学概論、心理学実験、心理学研究法などの基礎科目から臨床心理学概論、社会心理学、発達心理学、カウンセリング論、心理療法論といった応用科目を幅広く用意する。
- ② 人とかかわる力やコミュニケーション力と幅広い教養を身につける。このため、少人数演習形式の基礎演習Ⅰ・Ⅱ、コミュニケーション心理学といった人と関わる力の専門的科目に加えて、人文、社会科学、自然科学、外国語など幅広い教養を身につけることができる科目を用意する。
- ③ 心と行動にかかわる現象を科学的方法によって明らかにする。このため、人間

を認知、感情、行動の3つの視点から体験的に理解することができるように知覚心理学、認知心理学、欲求・行動心理学、学習心理学、認知行動療法といった科目を用意している。

- ④ 心理学の理論と技法を生かし、キャリア力の一環として自己及び他者、社会と豊かに関わる力を身につける。このため、人と人のつながり、人と社会のつながりについて専門的に理解することができるように、人間関係学、家族心理学、組織心理学、コミュニティ心理学といった専門科目を用意する。
- ⑤ 社会で倫理学の知識と技法を生かして、仕事を円滑に進めるために必要な倫理観や総合的にまとめる力を身につける。このため、生命の尊重、人権擁護、倫理観を身につけることができるように、生命の倫理、倫理学、憲法といった教養科目を用意する。また、最終学年において、卒業論文または卒業研究に取り組むことにより、専門科目履修の総括とする。

履修の方法としては、学生が学習に積極的に取り組むように、二人一組で自分の意見を発表し、相手の意見を聞く、3、4人の小集団で意見を出し合い議論する、課題を設定しより良い解決方法を求めるなど能動的な学習方法を取り入れます。こうした教育課程の実施を通じて、学生の「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の体験と、自律的・積極的な学修への取り組みを促します。

これらの授業科目の配置については、コース制はとっていませんが大きな分類として、学生の将来の進路に応じて、臨床心理学を深く専門的に学ぶ履修モデル、社会心理学を深く幅広く学ぶ履修モデルを用意します。国家資格として法制化された公認心理師の受験資格には、学部レベルから心理学に関する科目の体系的な履修が必要になりますので、このようなニーズに応える授業科目を用意し、学生にわかり易い履修モデルを用意します。

(3) 子ども発達学科

子ども発達学科では、子どもを乳児期（0歳児）から学童期（12歳児）までを主として学術研究の対象とする授業科目を編成しています。これは保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許について、複数の資格・免許の取得を目標として掲げた上で、さらに教育及び福祉の学術的探究を保障するカリキュラムとするためのものです。学生の「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の体験と自律的・積極的な学修への取組みを促しながら、教育や保育の専門性を身につけてもらうため、人間性の育成を重視しています。また、広い視野をもち、実践力を身につけてもらうため、子ども発達学科の専門科目のみならず、全学の共通科目や他学科、他学部からの自由選択科目なども積極的に学ぶよう奨励しています。

① 教育者としての人間性

少人数演習形式の「教養演習」（1年次）、「基礎演習」（2年次）、「専門演習」（3年次）を配置し、保育・教育に関する問題の追究を通して、子どもと関わる意義について学修する。2・3年次の保育実習、3・4年次の教育実習を通じて、子ども理解を深め、一人ひとりを尊重する精神を形成する。また、人文、社会科学、自然科学、外国語などの科目を配置し、教育者としての幅広い教養を学修する。

② 教育・保育における専門的知識と実践力

教職課程に関する科目（小学校教諭免許、幼稚園教諭免許）及び保育士資格に関する科目と「保育実習」（2・3年次）、「教育実習」（3・4年次）より、理論と実践を往還できるように配置する。また、4年次秋期に「保育・教職実践演習」を配置し、これまでの大学での学びをもとに、就業に耐えうる専門的知識と実践力を身につける。

③ 態度、志向性

子ども発達学科専門科目「子どもの教育の歴史」や「多文化保育論」などの科目を通じて、多様な社会とその変化を受け止められるだけの問題意識を深める。さらに、実習に関する「事前・事後指導」や「保育・教職実践演習」を通して、教育や福祉の世界に身を置く自覚とその世界で中心的に活躍していこうとする態度を養う。

(4) 経済経営学科

経済経営学科は、情報通信技術（ICT）の発展、経済の国際化の進展する知識基盤社会において、専門知識・技能を身につけた社会で自立して活躍できる有為な人材を養成します。

このために、本学科の教育課程は、全学共通科目、学科専門科目及び自由選択科目によって構成されています。

全学共通科目は、日本文学などの人文科学、環境学などの自然科学、経済学入門などの社会科学分野と外国語科目分野で構成され、他学部の科目から自由に選択できる自由選択科目とともに、豊かな人間性を備えた社会人になるための幅広い専門教養を身につけ、他者への理解力、共創する能力を育てることを目指しています。

また、学科専門科目は、経済科目群、経営科目群、会計科目群、スポーツ・健康科目群、観光ビジネス科目群、そして共通科目群により構成され、経済経営に関する専門的な知識と技能を身につけさせるための科目です。

本学科の教育方法の特質の1つは、経済・経営・会計・スポーツ健康・観光ビジネス科目群の学問分野の専門基本科目を1年次に広く学修し、2年次以降には各専門分野のなかから、自己の興味・適性・進路にそった各論科目を学び、自己の適性・進路に合った専門分野の高度な専門知識・技能を学習できるように科目配置しています。入学時に自己の進路に迷っている学生でも、1年次で各専門分野の基本を学べることから、進路決定のために1年次から広く専門を学べるという特質があります。

その特質の2つは、学生の興味・適性・進路を尊重して、自己の持っている個性・適性を早いうちに見極め、2年次以降の専門分野の学問研究を深掘できるよう、1教員5～10名程度の少人数の「演習」授業を1年次から4年次まで継続して行っています。教員による1人ひとりの顔の見える個別指導方法です。1年次「教養演習Ⅰ」

（春期）、「教養演習Ⅱ」（秋期）、2年次「基礎演習」（通年）、3年次「専門演習」（通年）、4年次「卒業論文又は卒業研究」（通年）です。演習授業は、学生1人ひとりの人格を尊重した、専門知識・技能を修得し、自己で問題を捉え、問題解決方法を見つけ、論理的に表現し、他者と共存・共創の能力を身につけることを目指しています。こうした教育課程の実施を通じながら、学生の「学ぶ楽しさ、知るよろこび」

の体験と、自律的・積極的な学修への取り組みを促します。

その特質の3つは、4年間の学修の集大成として、演習指導の教員の下で「卒業論文又は卒業研究」を作成し、「卒業論文合同発表会」でプレゼンテーションを行います。

演習では、学生がしっかりとした意見を持ち、議論の相手に理解してもらえるように主張できることが求められます。混沌とした現代経済において、企業などは、課題を見つけ、課題を解決する処方箋を作成し、実際に解決する能力を有する人材を求めています。現代社会の要請に応える上できわめて重要な科目が4年間にわたる演習でもあります。

その特質の4つは、学生の勉学支援のための「情報メディアセンター」(図書館)、資格取得支援のための「エクステンションセンター」及び、就職支援のための「キャリアセンター」を学内に併設しています。各センターでは、学習全般、資格取得や就職活動の支援を専門スタッフにより積極的に行い、学生が専門知識・技能を職業人生で活かし続けられる人材の養成に努めます。

各学科のカリキュラム・ポリシーは本学ウェブサイトや「履修のてびき」を通じて周知されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学科ともに、ディプロマ・ポリシーにおいて「社会人としての幅広い教養」を備えると同時に、それぞれの学科が求める「専門的な知識・技能」を修得すべきことが謳われている。それを受けて、カリキュラム・ポリシーでは、4年間の学びを通して、学生が「幅広い教養」と「専門的な知識・技能」を修得できるよう、「全学共通科目」と「専門科目」を軸とする教育課程の編成方針が打ち出されている。両ポリシーの一貫性を保持することにより、本学の使命や教育目的が果たされる態勢が整えられている。

授業担当教員(非常勤講師を含む)は、学生にあらかじめ授業の趣旨や進め方、成績評価方法等を把握させるため、教育課程(カリキュラム)にあるすべての授業科目について、半期ないしは通年のシラバスを作成している。シラバス作成の際、授業担当教員には教務委員会作成の「シラバス作成について(お願い)」が配付されるが、その文書において「全学共通科目」や「教職・資格課程科目」については本学の人材養成目的、「学科専門科目」については当該学科のディプロマ・ポリシーがそれぞれ明示され、それらの基本方針を念頭に置いて授業を行うことが要請されている。このように、すべての授業は本学の人材養成目的やディプロマ・ポリシーを達成することを目標に展開されており、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは連動したものとなっている。

なお、作成されたすべての科目のシラバスは、授業の趣旨や進め方、学生の到達目標、成績評価における配点比率等についての記載内容に不備がないか、教務委員によってチェックされ、必要に応じて修正等の指示が行われている。

シラバスは学生がいつでも閲覧できるよう、本学ウェブサイト上で公開されている。

また、人材養成目的に合致し、かつ教育効果を上げると認められる場合には、学外授業や外部講師による授業も行われている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、主として「幅広い教養」を備えるための「全学共通科目」と「専門的な知識・技能」を修得するための「専門科目」から構成され、学科ごとに体系的に編成されている。また、広い視野を身につけるといった観点から、他学部・他学科の専門科目も「自由選択科目」として履修することができるようになっている（心理学科以外の学科では18単位までを卒業要件単位として認めている）。

本学の教育課程の体系は、1・2年次で「全学共通科目」を中心に履修しつつ、進級とともに基礎的な科目から段階的に専門性の高い科目の履修に移行していく年次配当体系となっている。そのため、各授業科目には「埼玉学園大学学則」別表第一に記載されている配当年次が設定されるとともに、授業の難易度や位置づけを明確化することにより学生が順序立てて科目を履修できるよう、ナンバリング・システムが導入されている。なお、このナンバリングは履修登録のコードとしても活用されている。

併せて、学生の体系的な学修を促進すべく、保育士資格や幼稚園教諭及び小学校教諭免許の取得を前提に段階的なカリキュラムが組み立てられている子ども発達学科を除き、人間文化学科では分野・区分別に整理した図形式による「履修モデル」、心理学科では進路希望別の「履修モデル」、経済経営学科では科目群ごとに学科専門科目の「年次配当図」が作成され、「履修のてびき」で提示されている。

各学科における教育課程の体系的編成の態様は以下のとおりである。

(1) 人間文化学科

人間文化学科では、日本や欧米等の言語・文学を中心にコミュニケーションのあり方を追究する「言語・コミュニケーション科目群」と人間が積み上げてきた多様な歴史や文化を知り、他者への共感能力を養うことを目指す「史学・文化・人間理解科目群」を設け、全学共通科目を土台としながら、その2つの科目群に配置された人文科学分野の専門科目を幅広く横断的に学ぶことが特長となっている。学生の学びという点では、広い視野に立って様々な問題を考える力を養おうとする学生には専門領域を超えて科目を自由に履修することを奨励するとともに、他方で各専門領域の科目を系統的に学修しようとする学生にも対応できるよう履修科目を分野・区分別に整理することにより全体像を鳥瞰できる体系的な履修モデル図を作成し、各学生が自己のニーズに沿った学修をしやすくするようにしている。

また、1年次から4年次に至る各演習（ゼミナール）では、教員と学生との間で対話型の授業が展開され、学生のコミュニケーション能力の向上が図られるとともに、教員は学年に応じて必要とされる勉学方法や研究手法を学生に体得させている。

(2) 心理学科は、人の心と行動を理解するための知識・技能を習得し、人とかかわる力やコミュニケーション力、さらには幅広い教養を身につけるため、1・2年次において少人数のゼミ形式による「基礎演習Ⅰ」と「基礎演習Ⅱ」を提供するとともに、1年次配当の学科専門科目である心理学概論Ⅰ、心理学概論Ⅱ、臨床心理学概論、

社会心理学概論（社会・集団・家族心理学）、心理学研究法、心理学実験基礎（心理学実験）、心理学統計法Ⅰの7科目すべてを心理学の基礎的な科目と位置づけ必修科目としている。また、3・4年次の「専門演習」や「卒業論文又は卒業研究」では、心理学の知識を駆使して実践的な調査・研究に取り組み、その成果をまとめていくこととしている。心理学科では、以上の演習科目を軸とし、かつ1年次必修の専門科目を基礎にしながら、履修モデルを参考に全学共通科目や学科専門科目を幅広く系統的に学修させることによって、専門知識と教養を備え、他者への理解と支援に活用できる人材を育成するための教育カリキュラムを構築している。

さらに、公認心理師を目指す学生に対しては、大学における公認心理師受験資格取得のための課程を修了させるべく、公認心理師養成カリキュラムに沿って系統的に学修できるよう必要な専門科目を提供している。

(3) 子ども発達学科

子ども発達学科では、保育士資格、幼稚園教諭及び小学校教諭免許の取得を主目的とした教育課程が編成されている。子ども発達学科の教育目標は、子どもや保護者及び地域社会から信頼感を持たれるような人格を備え、かつ乳児・幼児・児童の保育や教育に関する専門知識や技能を身につけた「子ども教育の専門家」を養成することである。そうした観点から、学生は低年次においては全学共通科目を中心とした多彩な専門分野の学びを通して広い視野を身につけると同時に、併せて1年次から順次、保育士資格や幼稚園教諭及び小学校教諭免許の取得を目的として講義や実技、教職基礎演習等から構成される専門科目の学修を開始し、進級とともに実習を含めたより実践的で専門性の高い授業科目を段階を踏んで系統的に履修することとなっている。このように体系的に編成された教育課程のもとでの学修により、学生は幅広い教養に下支えされた豊かな人間性と、理論に裏付けられた専門知識や技能を有する実践力を兼ね備えた「子ども教育の専門家」を目指すことができるようになっている。

加えて、1年次から4年次にかけて少人数による演習（ゼミナール）が配置され、担当教員による親身の指導のもとで大学での勉学方法を学ぶとともに、保育や教育に関する課題を追究し、子どもについての理解を深めることによって、学生は教育者としての自覚をより一層強く持つことが可能となっている。

(4) 経済経営学科

経済経営学科は、情報通信技術の発展や国際化が進展する知識基盤社会において、幅広い教養に根ざした豊かな人間性を備えると同時に、経済経営に関する専門知識や技能を身につけることにより、社会で自立して活躍できる人材の養成を目的にしている。そのため経済経営学科では、全学共通科目にある人文科学、社会科学、自然科学等の各分野の科目や外国語科目、及び自由選択科目となる他学部・他学科の専門科目を学ばせることにより学生に広い視野を持たせる一方、経済経営に関する専門科目については、その基本科目と位置づけられる経済学総論、経済学、経営学総論、経営学、会計学総論の5科目を必修科目として1年次から履修させ、専門の勉強の基礎固めをさせている。また、経済経営学科の専門科目を専門分野ごとに「経済科目群」「経営科目群」「会計科目群」「スポーツ・健康科目群」「観光ビジネス科

目群」にグループ分けしたうえで、学生が自己の興味、適性、進路に合わせて基礎からより高度の専門性を有する科目を配当年次に沿って学修できるよう、体系的な科目配置がなされている。

また、4年間にわたる各演習（ゼミナール）では討論を中心とした授業を行い、基礎レベルから専門性の高いレベルに至るまでの知識・技能を学生に修得させることにより、大学での学修の集大成となる卒業論文の完成へと導いている。

演習（ゼミナール）については、1年次から4年次にかけて段階的に学修していき、最終的に「卒業論文又は卒業研究」に到達する体系的な教育課程が編成されている。基本的には、1年次の「教養演習Ⅰ・Ⅱ」（心理学科は「基礎演習Ⅰ」）で、文章表現やレポート作成についての基礎的な知識・技法、他者とのコミュニケーション力などを養い、2年次の「基礎演習」（心理学科は「基礎演習Ⅱ」）では、教員の専門分野ごとのテーマを学ぶことにより、学生各自が学修するテーマの方向性を見つけ、3年次の「専門演習」においては、自分の学習するテーマを決定し、4年次の「卒業論文又は卒業研究」で4年間の総まとめを行うこととしている。

演習（ゼミナール）での学修成果を示す場としては、10月の大学祭において卒論中間発表会が行われたり、卒業論文・卒業研究提出後の2月には、学科単位で「卒業論文又は卒業研究」発表会が開催されている。

なお、進級にあたって学生が意欲的に学べる演習（ゼミナール）のクラスを選択できるよう、各学科で11月にゼミ紹介のためのガイダンスが実施されるとともに、担当教員ごとにゼミ見学会や相談会等が行われている。

1年次の「教養演習Ⅰ・Ⅱ」（心理学科は「基礎演習Ⅰ」）から2年次の「基礎演習」（心理学科は「基礎演習Ⅱ」）、そして3年次の「専門演習」に至るまで、学生指導を継続的かつ円滑に行えるようにするため、進級時において演習担当教員は「演習担当学生引継ぎ票」を作成し、次期の演習担当教員に各担当学生の修学状況に関しての引継ぎを行っている。それにより、次期演習担当教員は担当学生のそれまでの修学状況を把握できるようになっている。

また、体系的に編成された教育課程のもと、授業担当教員は学生の学修を支えるべく、カリキュラムにおける各授業科目の位置づけを意識したシラバスを作成し、学生が授業の全体像を把握したうえで科目の履修ができるようにしている。シラバスの内容としては、大学設置基準第25条の2で規定された「授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示」し、かつ「学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示する」という趣旨を踏まえ、授業概要、授業計画、到達目標、履修上の注意、予習・復習、配点比率を含む評価方法、テキストが明記されたものとなっている。

さらに、教育職員免許課程や保育士養成課程、図書館司書課程、博物館学芸員課程についても、免許・資格取得に必要な科目を配置するとともに、課程登録学生が体系的に学修できるよう説明会やガイダンスを実施し、履修指導を行っている。なお、令和2(2020)年度の「履修のてびき」から図書館司書課程と博物館学芸員課程に係る科目については、履修モデルを記載することとした。

また、本学では、子ども発達学科において、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の養成という明確な人材養成目的をもつ教育課程を編成しているほか、他学科でも中学校・高等学校の教育職員免許課程の認定を受けている。これらの免許状や資格取得に向けた教育活動の支援を目的に、教員・保育士養成支援センター（以下基準項目 3-2 においては「支援センター」）を設置し、学内関係組織の連携・協力と調整を行っている。学外教育・福祉関係施設での実習先確保や実習の円滑な実施に関しては、担当の役割分担と連携が一層重要になっている。

本学の免許状や資格取得に関する課程では、国の基準に準拠するとともに、本学の教育理念の実現を目指した教育を行っている。

埼玉学園大学における資格に関する課程の編成・運営についての事務は、「支援センター」において、「埼玉学園大学教育職員免許課程履修規程」及び「埼玉学園大学保育士養成課程履修規程」に基づいて行っている。これは学生にとって卒業に関する専攻科目履修と免許・資格に関する科目履修の区分けができ利便性のあるものである。また、平成 24（2012）年の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」の提言に沿った全学的組織としての教職センター型の運営となっている。なお、人間学部子ども発達学科は、教育職員（幼稚園・小学校）と保育士の養成を目的とする学科であり、免許や資格を取得するために必要な科目は、全て卒業要件単位に含めることができる。「支援センター」では、これら学科の学生に係る実習及び事務手続きに関することについて、関係学科と連携を図りながら業務を行っている。

また、経済経営学部及び人間学部人間文化学科で履修できる中学校・高等学校の教職科目に関しては、開放制教員養成制度の趣旨に合った科目履修ができるよう、専攻科目と両立できるカリキュラム編成を行っている。

「支援センター」では、質の高い教員及び保育士を養成するため充実した実習の提供を目指している。そのため実習に関する履修が始まる前に体験的活動を経験する機会を提供するため学校ボランティアの紹介を行っている。これまでは、「支援センター」学生受付窓口横にボランティア情報のチラシ等を用意し提供してきた。平成 27（2015）年度より、さらに積極的なボランティア参加を呼びかけるため、川口市内の小学校から教頭先生を招き、学校ボランティアの説明と参加の呼びかけをお願いしている。

大学全体として教員・保育士養成業務を運営していくため、事務組織としての「支援センター」とは別に、大学委員会として、「教員・保育士養成課程委員会」を設置しており、委員長は「支援センター」長が務めている。この委員会の審議事項は、各免許・資格に関する業務の企画や調整等であり、関係学部・学科から選出される委員等で月に 1 回程度の会議を開催している。保育士資格を扱う保育士養成課程と、幼稚園から高等学校の免許を扱う教育職員免許課程について、各学部・学科の運営と齟齬を来さないように意見集約を図っている。また、「支援センター」では、教職に関連する資格として学校図書館司書教諭の資格取得を目的とする課程を「埼玉学園大学学校図書館司書教諭課程履修規程」に基づいて運営している。

本学ではこのほか、図書館司書の資格取得を目的とする「図書館司書課程」、博物館学芸員の資格取得を目的とする「博物館学芸員課程」、日本語教員の資格取得を目的と

する「日本語教員養成課程」を有している。

過去5年間でこれらの課程を履修し、免許または資格を取得した学生の状況は下表のとおりである。

[表] 教員免許・保育士資格等取得者数（人、Hは平成、Rは令和）

免許・資格名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
幼稚園教諭一種	49	82	101	084	076
小学校教諭一種	21	31	35	038	38
中学校教諭一種（国語）	3	5	3	001	04
中学校教諭一種（社会）	2	4	1	004	01
中学校教諭一種（英語）	1	0	1	000	01
高等学校教諭一種（国語）	2	4	4	001	04
高等学校教諭一種（地理歴史）	2	3	3	004	02
高等学校教諭一種（英語）	1	0	1	000	02
高等学校教諭一種（商業）	0	0	0	001	00
学校図書館司書教諭	0	2	2	1	02
保育士	68	96	107	86	88
博物館学芸員	3	2	2	6	8
図書館司書	2	8	5	14	11
日本語教員	0	2	0	0	0

このように本学では、教員免許、保育士資格、博物館学芸員資格等の資格取得のための課程を多く用意しており、学生がこうした場と機会を十分に活用することを期待している。英語・商業をはじめ中学校・高等学校の教科の免許取得者が極めて少数にとどまっていることについては、検討課題となっている。

平成27年度より川口短期大学と合同で教職課程及び保育士養成課程の登録者に向けて交流の場として「実習体験談と合格体験談を聞く会」を実施した。体験者の具体的なエピソードの紹介や質疑応答を通して、実習や採用試験に関する実体験について詳しく知る機会を設けた。

3-2-④ 教養教育の実施

本学において「社会人としての幅広い教養」を培うことは、全学科共通の人材養成の目的であり、学則第3条にもその趣旨が謳われている。それを受けて、本学の教養教育は、共通教育科目である「全学共通科目」を中心としつつも、専門分野の枠にとらわれず大学教育全体で施されるものとされている。そうした点から、「全学共通科目」が学生に対して広い視野を備えさせるための様々な分野のディシプリンを提供する一方、学生個々の関心に応じて他学部・他学科で開講されている科目を「自由選択科目」として履修することが認められており、教育課程上、幅広い教養を身につけることができるよう配慮されている。なお、「自由選択科目」は心理学科を除き18単位ま

で卒業要件単位となるため、履修を奨励する効果を持っている。

さらに、本学では放送大学や川口短期大学と単位互換協定を締結しており、学生が選択できる科目の幅を広げる措置も講じている。

令和元(2019)年度における放送大学との単位互換科目は下表 1、川口短期大学との単位互換科目は下表 2 のとおりである。

[表 1] 令和元(2019)年度放送大学との単位互換科目一覧

単位互換対象科目名 ()内は使用教材の年度	単位	本学における認定分野※	年次
市民自治の知識と実践 ('15)	2	全学共通科目	1~4
問題解決の進め方 ('19)			
国際理解のために ('19)			
初歩のスペイン語 ('17)			
初歩のイタリア語 ('17)			
疾病の成立と回復促進 ('17)			
疾病の回復を促進する薬 ('17)			
人体の構造と機能 ('18)			
生活者のための不動産学入門 ('18)			
人口減少社会の構想 ('17)			
感染症と生体防御 ('18)			
環境問題のとらえ方と解決方法 ('17)			
市民生活と裁判 ('18)			
行政法 ('18)			
雇用社会と法 ('17)			
地域と都市の防災 ('16)			
住まいの環境デザイン ('18)			
初歩からの物理 ('16)			
初歩からの化学 ('18)			
乳幼児・児童の心理臨床 ('17)	2	人間文化学科専門科目 心理学領域 子ども発達学科専門科目	3~4
社会保障の国際動向と日本の課題 ('17)	2	経済経営学科専門科目 経営科目群	2~4
健康と社会 ('17)	2	経済経営学科専門科目 スポーツ・健康 科目群	1~2
睡眠と健康 ('17)			
フードシステムと日本農業 ('18)			
食と健康 ('18)			
健康長寿のためのスポーツロジー ('19)			1~4

[表 2] 令和元(2019)年度川口短期大学との単位互換科目

単位互換対象科目名	単位	本学における認定分野	年次
秘書実務	2	全学共通科目	1～4
観光ビジネス論			
ホスピタリティ概論			
観光政策論			
観光交通論			

本学の教養教育の運営については、教務委員会が責任母体となって教務課と協力しながら、「全学共通科目」の提供をはじめ、全学的な見地に立って教養教育の検討を行っている。

令和元(2019)年度より、キャリア教育を充実させ、かつ全学科の学生の就職活動と職業意識向上に役立てるべく受講を促進するため、「全学共通科目」のなかに「ビジネス社会と出会うⅠ・Ⅱ(業界研究・会社研究)」を新設するとともに、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を従来の「経済経営学科専門科目」から「全学共通科目」へ移行する措置をとった。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ここ数年、ピアレビューに力を入れている。本学では、授業の趣旨や内容を明記した資料を配布し、ピアレビュー参加者は、参加したすべての授業に対する詳細なコメントを記載し、これを各科目の担当教員に渡している。よって授業に対する意見交換は十分に行われている。令和元年度のピアレビュー参加件数は、春期40件、秋期35件と、高い水準にある。また研修会では、平和に関する授業の在り方に関する文部科学省の見解についての報告を受け、討議を行った。研修会参加者は、42名である。また、各科目の担当教員が学生による授業アンケートやピアレビューのコメントを参考にできるよう、自由記述欄を充実させている。各科目の担当教員は、年度初めに授業の目標を設定し、終了後に自己評価を行い、次年度につなげるシステムを作っている。授業の問題点とその解決のための工夫や開発のためのシステムはできている。(FD)

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

カリキュラム・ポリシーは、教育目標に沿ったものであり、容易に変更できるものではない。また、学生や社会の動向に迎合し、教育目的を見失うような方針転換は避けなければならない。しかしながら、人材養成目的に即した「学士力」の育成という観点から、教育課程の体系的編成については不断の検証を行う必要もある。そのため、教育課程の変更に係る検討は、教育課程委員会や教務委員会において時間をかけて十分に議論していくこととなっている。

教養教育の運営については、本学の人材養成目的の一つとして掲げられている「幅広い教養」を備えた学生の育成を推し進めるべく、教務委員会が母体となり、必要に

応じて全学共通科目や他大学との単位互換科目の見直しを行っていく。(教務委員会)

また、中学校・高等学校の教員免許が取得できる課程を効果的・効率的に運営することは、学生定員確保の上からも重要である。中学校・高等学校の教員免許課程に関わる教職員及び教務等と連携し、学生が教職課程を受講しやすくなる科目配置、学生の教職へのモチベーションを高める対策を実施していく。(教員保育士)

授業アンケートをWEB上での回答方法に変えた結果、個々の授業の自由記述欄への書き込みが大幅に充実した。各科目の担当教員は、学生の声に対し、具体的に答えることが可能になった。この傾向を受け、自由記述欄のさらなる充実に努めたい。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学習指導案の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

自己点検評価関係の報告書の作成は、近年大きく変わっており、特に質保証の要求が強くなっている。この問題に関し、評価論専門の教員から、授業評価方法の変遷とその意義に関する報告を受け、討議を行った。評価書の作成が教員の負担になるのではないかという、危惧も出され、率直な意見交換を行った。研修会参加者は50名であった。

3-3-② 教育内容・方法及び学習指導案の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けた学修成果の点検・評価の取り組みとしては、学期ごとにFD委員会により「学生による授業アンケート」とそれを受けての「授業改善書」の作成、及び教員による授業の相互評価(ピアレビュー)が行われている。特に授業アンケートには、授業に対する総合評価の項目が含まれ、かつ記述式による学生からの意見欄も設けられていることで、学生による授業評価が的確に把握できるようになっている。さらに、平成29(2017)年度にFD委員会と教務委員会と共同で「学生による授業アンケート」を一部改訂し、質問の大項目に「授業満足度について」の欄が設けられて以降は、学生の授業満足度のデータをも参考にしながら、各授業担当教員が授業改善への意識向上を図れるようにしている。

担当教員によって作成された「授業改善書」は教務課に提出された後、本学ウェブサイト上で公開されている。また、授業を参観した教員によるピアレビューに係る授

業評価文書は教務課に提出後、当該授業担当教員に渡され授業改善の参考とされている。

さらに、本学の教育目的にかなった授業をより充実させていくためには、学期の授業終了後において、実際に授業の目標がどの程度達成されたかについて検証することが不可欠である。そうした認識に基づき、各学期の定期試験終了後に、教務委員会はシラバスに記載されている各授業科目の「到達目標」の達成度について、授業担当教員に自己評価を要請している。授業担当教員は自己の検証結果を踏まえて「授業目標の達成度に関する自己点検評価」報告書を作成し、教務課に提出することになっている。提出された報告書については、年度末に1冊のファイルに綴じられたうえで、各授業科目の目標達成度の検証を可能にすべく、1年間教務課のカウンターに備え付けられて自由に閲覧できるようにし、その後教務課にて保管されている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

授業内容の質的向上を図るうえでは、各授業担当教員が本学の人材養成目的や学科ごとのディプロマ・ポリシーを念頭にシラバスで明示した授業到達目標を達成することが重要である。その意味で、到達目標の達成度を検証し自己評価することは授業の改善にもつながると言えるが、令和元(2019)年度の「授業目標の達成度に関する自己点検評価」報告書の提出率は6割程度にとどまった。今後、より一層報告書提出の徹底を図っていくこととする。

FD研修会は、専任教員の大半が参加し、かつ、多くの意見が出された。研修会は、本学の文化の中に定着している。今後とも、時宜にあったテーマを選び、活発な意見交換を行っていきたい。

[基準3の自己評価]

「3-1 単位認定、卒業認定、修了認定」に関しては、学科ごとにディプロマ・ポリシーが取りまとめられ、本学のウェブサイト上で公表されるとともに、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、「埼玉学園大学学則」、「埼玉学園大学大学院学則」、「埼玉学園大学学位規程」、「埼玉学園大学履修規程」、「埼玉学園大学履修規程に関する細則」、「各種検定試験等合格者の単位認定について」（「履修のてびき」）等に基づいて、厳正に適用されている。

「3-2 教育課程及び教授方法」に関しては、学科ごとにカリキュラム・ポリシーが取りまとめられ、本学のウェブサイト上で公表されている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと連動した形で作成されており、教育課程はそうしたカリキュラム・ポリシーに沿いながら、本学が教育目的に掲げる「幅広い教養」と「専門的な知識・技能」を兼ね備えた人材を養成すべく、体系的に編成されている。また、教養教育については、教務委員会が責任母体となって教務課と協力しながら全学的見地に立って運用している。

カリキュラム・ポリシーを実践するのは、教員であり、教員の教授能力の向上のために、時宜に合ったテーマを選んで精力的に研修会を行ってきている。これまで常に活発な意見交換が行われており、今後も継続していく。

「3-3 学修成果の点検・評価」に関しては、各科目の担当教員が定期試験や授業における学生の反応を踏まえて、自己評価を行い授業改善書を提出している。教員

個人の自己評価と授業改善に結びつける形で授業内容を点検し、学習成果を評価している。学修成果の点検・評価という点では、各学期の定期試験終了後、教務委員会はシラバスに記載されている各授業科目の「到達目標」の達成度について、授業担当教員に自己評価を要請し、それを受けて授業担当教員は自己の検証結果を踏まえて「授業目標の達成度に関する自己点検評価」報告書を作成し、教務課に提出することになっている。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

大学運営における重要事項の企画及び調整に関することは、運営会議規程に基づいて運営会議が、大学院運営における重要事項の企画及び調整に関することは、大学院委員会規程に基づいて大学院委員会が審議することになっている。月 1 回を原則として、学長が必要と認めた場合に適時開催しており、学長自らが議長を務めている。また、大学運営における学長のリーダーシップ確立等を目的に改正された学校教育法の趣旨に従って、教授会、大学院研究科委員会の審議事項の見直しを行って、適切な運営を図っているところであり、学長のリーダーシップは十分に発揮されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の管理運営については、「埼玉学園大学運営会議規程」（以下「運営会議規程」）に基づき、学長、学部長、事務局長、学長が指名した者若干名からなる運営会議が、大学運営における重要事項の企画及び調整に関すること等、意思決定の重要な役割を担い、教授会は、「埼玉学園大学教授会規則」（以下「教授会規則」）に基づき、教育課程、学生の入学・退学・卒業、教育職員の人事に関する事項等を審議することとされてきた。平成 26(2014)年の学校教育法改正により、教授会の役割が法律上明確にされたため、本学においても法改正の趣旨に従って、人事に関する事項は運営会議の審議事項とすること、教授会は教授会規則に列挙する教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとするなど、運営会議規程及び教授会規則について必要な改正を行い、平成 27(2015)年度から実施している。

また、大学院についても、運営会議規程に対応する「埼玉学園大学大学院委員会規程」（以下「大学院委員会規程」）、教授会規則に対応する「埼玉学園大学大学院研究科委員会規則」（以下「研究科委員会規則」）について、同様の趣旨から必要な措置を講じた。

なお、学校教育法、教授会規則及び研究科委員会規則に規定する学長の定めについては、学長裁定により、教育課程の編成に関する事項、教育研究組織再編等に関する

事項、国内外の大学等との教育研究連携に関する事項が定められている。

いずれも、改正の内容は教職員に周知され、円滑に機能している。

また、本学では「埼玉学園大学委員長会議規程」に基づいて、学長、学部長、学科長、各種委員会委員長、その他学長が指名した者からなる委員長会議を置き、教育研究に関する意思決定が円滑に行われるよう、教授会の前に議案の整理を行うこととしている。

いずれの会議も学長が議長となっており、最終的な意思決定の権限と責任は学長にある。副学長については、「埼玉学園大学副学長の選考及び任期に関する規則」に組織上の位置づけと役割が明確になっており、学長が設置を必要と認めた場合に選考を行うこととなっているが、現在は置かれていない。

なお、本学に置かれている委員会としては、入試委員会、教務委員会、教員保育士養成課程委員会、自己点検評価委員会、FD委員会、学生委員会、広報委員会、情報メディアセンター委員会、紀要委員会、研究叢書刊行委員会、キャリアセンター委員会、エクステンションセンター委員会、臨床心理カウンセリングセンター委員会があり、委員長は、委員長会議の構成員となっている。このほか、「埼玉学園大学衛生管理規則」に基づいて衛生委員会が置かれている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

理事総数は7人と少数で、機動的に意思決定が可能であるため、明文化された職務分担はないが、下表の通り現状では規則やコンプライアンス関係は弁護士の理事、財務・会計については税理士の理事、大学の管理運営や教学については、大学教員の理事が対応する扱いとしている。【資料 4-1-1】

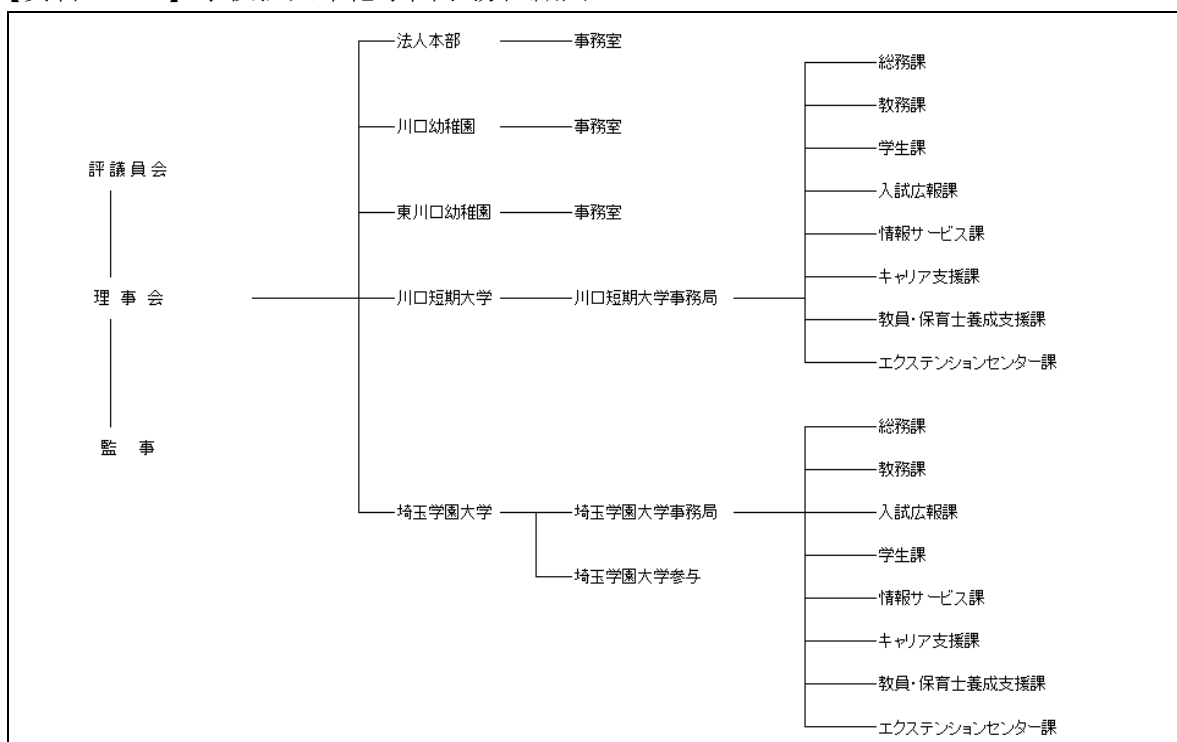
【資料 4-1-1】理事の主な職務分担

寄附行為上の根拠条文	現職	主な職務分担
第6条第1項第1号	理事長	法人を代表、業務を総理
第6条第1項第2号	幼稚園長	幼稚園の園務
第6条第1項第3号	税理士	財務・会計
第6条第1項第3号	弁護士	規則・コンプライアンス
第6条第1項第3号	川口短期大学学科長	川口短期大学管理運営・教学
第6条第1項第4号	埼玉学園大学学部長	埼玉学園大学管理運営・教学
第6条第1項第4号	埼玉学園大学学科長	

本法人の事務組織は下図のとおりであり、本法人全体の管理運営を所掌する法人本部と、大学の管理運営を所掌する大学事務局を置いている。本法人は理事長の全体的な指揮監督の下、大学は大学事務局長の下に業務執行の管理体制を構築している。

【資料 4-1-2】

【資料 4-1-2】 学校法人峯徳学園事務組織図



大学の事務組織及び事務分掌については、「埼玉学園大学事務組織及び事務分掌規則」によって定められており、各課・センター等が果たすべき役割と責任が明確になっている。情報サービス課、キャリア支援課、教員・保育士養成支援課、エクステンションセンター課については業務の性格上、また効果的・効率的な執行のため、本法人が設置する川口短期大学の職員と協働で事務処理を行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

業務の執行については、教育研究活動の円滑な遂行に資するよう、効率的・効果的な体制の構築と業務改善に努める。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任等、教員の人事に関する事項は、教授会規則及び大学院研究科委員会規則に基づき、教授会又は研究科委員会で審議されてきたが、平成 26 (2014) 年の学校教育法改正に従って、教授会規則及び運営会議規程、研究科委員会規則及び大学院委員会規程を改正し、大学学部については運営会議、大学院については大学院委員会で審議することとした。

選考の基準については「埼玉学園大学教育職員の選考基準に関する規則」、選考の手続きについては「埼玉学園大学教育職員の選考に関する規則」に従って行われており、採用に当たっては専任教員、非常勤講師とも公募制を採用している。なお、平成 24 (2012) 年度には、教育研究上特に必要とする場合に特任教員を任用できる制度を創設した。任用等については、専任教員に準ずる選考基準により、理事会で審議される。

教員の評価については、その基準作りが重要であることから、慎重に検討しており未だ成案を得ていないが、教員の資質・能力向上、授業改善その他の教育力向上には積極的に取り組んでいる。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

各科目の担当教員が学生による授業アンケートやピアレビューのコメントを参考に出来るよう、自由記述欄を充実させている。各科目の担当教員は、年度初めに授業の目標を設定し、終了後に自己評価を行い、次年度につなげるシステムを作っている。授業の問題点とその解決のための工夫や開発のためのシステムはできている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

授業アンケートをインターネット上で回答方法に変えた結果、個々の授業の自由記述欄への書き込みが大幅に充実した。各科目の担当教員は、学生の声に対し、具体的に答えることが可能になった。この傾向を受け、自由記述欄のさらなる充実に努めたい。

ピアレビューは、担当教員が該当する授業の概要を事前に提示し、授業を参観した

教員は、全員文書によってコメントを書いて担当教員に提出し、今後の授業改善の参考にするようにしている。しかし、参観者が減少している実情にある。理由としては、この運用方式が厳格であり過ぎること、また年2回の実施で形式化してきたことなどが考えられる。このため実施方法を工夫して年1回の開催とし、運用方式も垣根を低くするなど、参観しやすくする方向で検討する。

専任教員の年齢構成については、退職年齢を超える専任教員数の割合が高くなっている。今後、教育研究水準の維持を図りながら、若手中堅教員の養成や採用などにより年齢構成のバランスに配慮していくこととする。

4-3 職員の研修

《4-3の視点》

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学職員には、大学職員としての業務経験が浅い職員も多く、職員の資質・能力向上については、大学職員として必要な基礎的な知識やスキルを付与するための研修に重点を置いている。

教育関係機関・団体が開催する研修会等へ参加するほか、学内役職者が講師となって原則として学内研修毎年1回以上の実施をを開催している。平成27(2015)年度に事務担当者が参加した学外研修等としては、大学職指導研究会の第二分科会研究会、私立大学協会主催の私立大学経営・財政基盤強化に関する協議会、日本私立学校振興・共済事業団主催の私学共済事務担当者連絡会、公益財団法人日本高等教育評価機構主催の大学・短期大学評価セミナー及び評価充実協議会、埼玉県発達障害支援センター主催の実践研修等が挙げられる。また、学内研修会の開催状況は下表のとおりである。

【資料 4-3-1】

【資料 4-3-1】 令和元(2019)年度学内研修の開催状況

研修課題	開催日(平成)	参加者
<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人峯徳学園寄附行為について ・整理整頓のメリット、方法について ・円滑な業務遂行について ・2021年度大学入学者選抜について 	元年9月10日	本学及び川口短期大学事務局職員
<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の大学改革の現状と課題 	元年9月18日	本学及び川口短期大学事務局職員
<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の修学支援新制度について ・「学生対応に気を付けること - 窓口対応を例に -」 ・ソーシャルメディアリテラシー ・仕事が速くなる7つの段取り 	2年2月14日	本学及び川口短期大学事務局職員
<ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパスの分析と今後の取り組みについて ・エクステンションセンターについて ・心がけたいこと ・職場の文化と慣習 ・教務課長を経験して 	2年2月25日	本学及び川口短期大学事務局職員

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

業務の執行については、教育研究活動の円滑な遂行に資するよう、効率的・効果的な体制の構築と業務改善に努める。

職員の資質・能力向上については、平成28(2016)年の大学設置基準の改正により、大学及び大学院は大学等の「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする」こととされ、平成29(2017)年度から実施が義務付けられた。本学では、従来からSD研修会というタイトルで職員研修会を実施してきたが、内容的に必ずしも十分といえるものではないため、今後、大学設置基準の改正の趣旨に沿って、取組の充実を図る。

4-4 研究支援

《4-4 の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

校地を取得し、分断していた土地が一団地とし、利便性を高めた。また、これまで駐輪場が手狭だったが、今年度駐輪場用地を取得したことにより利便性を高めた。教員及び学生の研究環境の向上のため、引き続き必要な設備投資を行っていく。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

埼玉学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程及び埼玉学園大学における研究活動に係る不正防止等に関する規程に基づき、公的研究費の厳正な管理に努めている。

学内規則及び法令を遵守し、科学研究費を始めとする競争的研究費の運用を進めていく。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

埼玉学園大学研究助成費に関する規程及び埼玉学園大学学科出張旅費等支給規程に基づき、個人研究費は1人当たり年額32万円、学会出張は1人当たり年額16万円を上限とし、教員の研究活動を助成している。

規則に基づいた資源の配分を行い、教員の研究活動の活発化を図っていく。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員及び学生の研究環境の向上のため、引き続き必要な設備投資を行っていく。学内規則及び法令を遵守し、科学研究費を始めとする競争的研究費の運用を進めていく。規則に基づいた資源の配分を行い、教員の研究活動の活発化を図っていく。

[基準4の自己評価]

教員及び学生の研究環境の向上のため、必要な設備投資を行っており、学内規則及び法令を遵守し、科学研究費を始めとする競争的研究費の運用を進めている。

職員の資質・能力向上については、平成28(2016)年の大学設置基準の改正により、大学及び大学院は大学等の「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする」こととされ、平成29(2017)年度から実施が義務付けられ、本学では、従来からSD研修会というタイトルで職員研修会を実施し、職員の資質・能力向上を図っている。

また、FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発として「学生による授業アンケート」を実施している。アンケートには記述式の欄が含まれており、苦情や技術的な指摘も具体的であるため、教育内容・方法の改善に役立っている。

以上のことから、適切に行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の確立

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の確立

学校法人峯徳学園（以下「本法人」）は、川口幼稚園、東川口幼稚園及び川口短期大学を設置・運営してきた長年の実績の下に、埼玉学園大学を設置したものであり、学校法人峯徳学園寄附行為（以下「寄附行為」）において、学校等の設置・運営の共通の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成すること」（寄附行為第3条）と明確に定めている。また、経営の規律に関しては、役員及び理事会、評議員及び評議員会並びに資産及び会計の在り方について、私立学校法等の関係法令に忠実に従った寄附行為の規定を遵守している。

また、法人に監査室を設け、業務活動及び会計処理に関して監査を行うとともに、監事及び会計監査人の行う監査とも連携協力して経営の規律の維持を図っている。

教職員に関しては、埼玉学園大学就業規則において、守るべき服務規律を明文化しているほか、学校法人峯徳学園教職員行動規範（平成20(2008)年3月24日。以下「行動規範」）を策定し、一人ひとりが高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正に諸活動の展開に努める旨を宣言している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

私立学校法及び寄附行為に定めるところにより、理事会及び評議員会を設置し、これらを毎年度定期的に開催して、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。また、理事会の下に、「学校法人峯徳学園法人経営健全化検討委員会規程」に基づき、理事長の諮問に応じて法人経営の健全化に関して審議する「経営健全化検討委員会」を置いているほか、「埼玉学園大学将来事業計画検討委員会規程」に基づき、埼玉学園大学の将来事業計画を審議することを目的として、「将来事業計画検討委員会」を設置している。近年においては、平成23(2011)年9月の答申を受けて、大学院経営学研究科、心理学研究科、子ども教育学研究科の設置及び経営学部の経済経営学部への改組を実現してきた。

また、平成27(2015)年2月に、経済経営学部・大学院経営学研究科（博士後期課程）の教員組織の編成に関する将来構想と、学部収容定員の充足策に関する答申を受けて、教員組織編成の方向性を定めるとともに、学部収容定員の充足策については、

「定員充足策検討委員会」において具体的な検討を開始するなど、使命・目的の実現のために継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

キャンパス環境については、自然に囲まれ、緑豊かな心和む学習環境にある。体育館・テニスコート等の運動施設、ダイニングホール、メディアセンター（図書館）、カフェテリア（学生食堂）は、学生のアメニティにも配慮している。環境の維持については、必要に応じて適切に専門業者に委託して施設設備の保全、清掃に努めており、教職員一人ひとりについても「行動規範」において、「私たちは、豊かな環境マインドを育み、常に環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します」と定め、常に清潔・清掃を心掛けている。また、環境省が推進する期間に準じてクールビズを実施しているほか、閉館による夏季一斉休業を行い、省エネルギーに努めている。

喫煙に関しては、校舎内は全面禁煙とし、喫煙所は屋外吹き抜けのピロティに設けている。幾つかの候補の中から最適な場所として落ち着いたものであり、キャンパス環境は改善されているが、喫煙所と通路は同一空間であることから間接喫煙防止の観点からさらなる工夫が求められる。

また、バリアフリーに関し、障害者用トイレの設置、校舎出入り口への車いす用のスロープと自動ドアの設置、エレベーターに障害者の利便性を高める設備を施すなど、昨今の一般的な社会水準として求められるものは備えている。

人権に関する取組としては、「埼玉学園大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」「埼玉学園大学内部通報者等の保護に関する規程」「学校法人峯徳学園個人情報保護に関する規程」のほか、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）に関する「学校法人峯徳学園特定個人情報の取扱いに関する規程」を整備し適切な取扱いを図った。

安全への配慮としては、消防法に基づく「埼玉学園大学消防計画」により災害に備えていたが、新たに「埼玉学園大学危機管理規則」を定め、地震や火災以外の幅広い危機に備えることとした。

また、「埼玉学園大学衛生管理規則」を制定し、衛生委員会の設置と教職員等の安全衛生に関する配慮、健康診断、ストレスチェック等の適切な実施に努めることとした。

コンピューターのセキュリティ対策として、学内ネットワークの管理体制は情報メディアセンター委員会を中心として、当センターを運営する情報サービス課の専任職員が管理運営にあたっている。情報セキュリティポリシーの策定が懸案であったが、これに対応するものとして平成 29(2017)年度に「埼玉学園大学・川口短期大学情報セキュリティ対策基本規程」及び「埼玉学園大学・川口短期大学情報資産の運用・管理及び利用に関する規程」を策定し、具体的な運用・管理・利用に関する組織・体制の枠組みを整備したところである。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

埼玉学園大学消防計画に基づいて、避難訓練等を定期的実施する。また、「危機管理規則」に基づいて、本法人、大学、学生、教職員等に被害が及ぶ恐れのある様々な

危機を未然に防止し、発生した場合に被害を最小限に抑え、その再発を防止するため、危機管理マニュアルを検討・策定し、関係者に周知する。

学校教育法施行規則に基づく教育関係情報の公表については、本学ウェブサイトでの公表箇所の集約化を図る。

5-2 自己点検・評価の誠実性

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法及び寄附行為に定めるところにより、理事会及び評議員会を設置し、これらを毎年度定期的に開催して、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。また、理事会の下に、「学校法人峯徳学園法人経営健全化検討委員会規程」に基づき、理事長の諮問に応じて法人経営の健全化に関して審議する「経営健全化検討委員会」を置いているほか、「埼玉学園大学将来事業計画検討委員会規程」に基づき、埼玉学園大学の将来事業計画を審議することを目的として、「将来事業計画検討委員会」を設置している。平成 23（2011）年 9 月の答申を受けて、大学院経営学研究科、心理学研究科、子ども教育学研究科の設置及び経営学部の経済経営学部への改組を実現しており、「経営健全化検討委員会」より、令和 3（2021）年度に人間文化学科及び心理学科の定員変更と経済経営学科の改組を行うため、令和 2 年度に申請することが計画されている。

また、平成 27（2015）年 2 月に、経済経営学部・大学院経営学研究科（博士後期課程）の教員組織の編成に関する将来構想と、学部収容定員の充足策に関する答申を受けて、教員組織編成の方向性を定めるとともに、学部収容定員の充足策については、「定員充足策検討委員会」において具体的な検討を開始するなど、使命・目的の実現のために継続的な努力を行っている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

埼玉学園大学消防計画に基づいて、避難訓練等を定期的実施する。また、「危機管理規則」に基づいて、本法人、大学、学生、教職員等に被害が及ぶ恐れのある様々な危機を未然に防止し、発生した場合に被害を最小限に抑え、その再発を防止するため、危機管理マニュアルを検討・策定し、関係者に周知している。

学校教育法施行規則に基づく教育関係情報の公表については、本学ウェブサイトでの公表箇所の集約化を図る。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

寄附行為には、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、意思決定権が理事会にあることを明らかにするとともに、「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する」と規定して、理事長の職務を明らかにしている。また、法人が設置する大学及び大学院の運営については、重要事項の企画及び調整に関することを審議するため、運営会議、大学院委員会が置かれるとともに、教授会及び研究科委員会が、教授会規則及び研究科委員会規則に定める教育研究に関する事項を審議することとなっている。いずれの会議も学長が議長となり、最終的な意思決定権の権限と責任は学長に属する。

現在、寄附行為上の理事の1人である埼玉学園大学学長が、理事会の代表である理事長であり、学長を除く理事6人のうちの2人が大学の運営会議及び教授会、又は大学院委員会及び研究科委員会（以下「運営会議等」と総称する）の構成員の立場で参画している。また、理事会の審議事項のうち大学・大学院に係る重要事項については、事前に運営会議等に諮っており、また、理事会の決定事項については、運営会議等に報告することとしている。このように、法人及び大学各管理運営機関等の中でコミュニケーションが図られ、円滑に意思決定がなされている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

既述の通り、理事会の構成は、学長を除き、大学の立場を代表する理事と学識経験者等が各2名、その他が2名となっており、法人と大学各管理運営機関の相互の利益調整がバランス良く図られるガバナンスの体制となっている。

理事会には、監事が出席することを常例として、やむを得ず欠席の場合は、議題について事前に説明することとしている。会議では、大学の管理・運営をはじめとする学校法人の業務全般、財務の状況、学生の入学動向等について、議長から質問や意見を求めるようにしている。令和元(2019)年度の理事会への監事の出席状況は下表のとおりである。【資料 5-3-1】

【資料 5-3-1】 令和元(2019)年度理事会開催と監事の出席実績

回	開催日	監事数(人)	出席者数(人)	出席率
1	5月14日	2	2	100%
2	8月8日	2	2	100%
3	9月24日	2	2	100%
4	11月7日	2	2	100%
5	1月8日	2	2	100%
6	1月22日	2	2	100%
7	2月18日	2	2	100%

評議員会については、私立学校法及びこれに忠実に従って定めた寄附行為に基づいて評議員を選考している。また、「学校法人制度の改善方策について（平成15(2003)年10月10日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会）」の趣旨を尊重し、法人の役員及び教職員の合計は、評議員総数の2/3以内としている。令和元(2019)年度の評議員会の開催状況等は下表のとおりである。

【資料 5-3-2】

【資料 5-3-2】 令和元(2019)年度評議員会開催と評議員の出席実績

回	開催日	評議員数(人)	出席者数(人)	出席率
1	5月14日	15	14	93.3%
3	9月24日	15	14	93.3%
5	1月8日	15	14	93.3%
7	2月18日	15	13	86.7%

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、ボトムアップとリーダーシップのバランスの取れた運営に配慮することとし、教授会の議案の整理のため行っている学長ミーティングの効果的な活用を図る。

5-4 財務基盤と収支

《5-4の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

経常的経費支出をできるだけ学生生徒等納付金の範囲内に収め、財政の健全性と大学の持続性を確保するという方針の下で、人件費や管理的経費を抑制しつつ、教育研究経費を充実させていくことを目標としている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

補助金や寄付金等の大幅な増は見込めない中で、収容定員充足による授業料、入学金等の学生生徒等納付金の確保を課題として、入試広報の充実を図っているほか、「経営健全化検討委員会」「将来事業計画検討委員会」での検討とその結果を踏まえて、学部・学科の改組等総合的な対策を講じている。また、管理的経費の節減と効率的使用に努め、収支バランスの確保を図っている。

収支バランスについては、帰属収支差額ないし事業活動収支差額はプラスであり、全体としては安定した推移となっている。

帰属収入ないし経常収入については、大部分を学生生徒等納付金が占めている。近年は、退学者減少対策等により、在籍者数及び学生生徒等納付金は安定しているが、収容定員の充足率向上が学校経営上の大きな課題である。最近3年間の主な財務比率の推移は下表のとおりである。なお、平成26(2014)年度までは「学校法人会計基準(昭和46年4月1日文科省令第18号)」(以下「会計基準」)が改正される前の「消費収支計算書関係比率」により、平成27(2015)年度以降は、改正後の「会計基準」の「事業活動収支計算書関係比率」によっている。【資料 5-4-1】

【資料 5-4-1】最近 3 年間の主な財務比率

比率	算式	29 年度	30 年度	元年度
消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	—	—	—
基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入－基本金組入額}}$	85.54%	91.78%	86.53%
学生生徒納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	—	—	—
	$\frac{\text{学生生徒納付金}}{\text{経常収入}}$	85.62%	84.79%	86.97%
補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	—	—	—
	$\frac{\text{補助金}}{\text{経常収入}}$	8.59%	7.25%	6.44%

本学教員の科学研究費補助金の申請・採択状況は下表のとおりである。

【資料 5-4-2】

【資料 5-4-2】科学研究費補助金の採択状況

区分	29 年度	30 年度	元年度
申請件数 (件)	10	11	11
採択件数 (件)	0	1	0
採択率	0%	9%	0%
採択額 (千円) (含間接経費)	0	2,600	0

採択額は、総額を示す

(4) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

法人経営の健全化については、「法人経営健全化委員会」において審議することとなっており、社会的な人材養成ニーズに適切に対応した教育研究組織の改組転換や運用の改善方策、収支のバランスの取れた財務運営のあり方について引き続き検討を進めていく。今後も、財政の健全性と大学の持続的発展のため、定員充足に向けた取組を通じて学生生徒等納付金収入の確保に努めるとともに、支出面では人件費や管理的経費の抑制と、教育研究経費の充実に努める。また、科学研究費補助金等、外部の競争的研究資金について、申請件数及び採択率の向上に向けた取組を行う。

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学校法人会計基準」（昭和 46 年 4 月 1 日 文部省令第 18 号）及びこれに基づく「学校法人峯徳学園経理規程」に基づき適正に処理しており、平成 27(2015)年の学校法人会計基準の改正に対しても、「学校法人峯徳学園経理規程施行細則」を改正し、法令に従った会計処理を行っている。

私立学校法第 47 条及び「学校法人峯徳学園財務情報等の公開に関する規程」に基づき財務情報の公表を行っている。公表の方法としては、基準項目 3-1 で記述しているとおり本学ウェブサイトでの公表のほか、例年発行している埼玉学園大学学報の 7 月発行分への掲載である。

予算と異なる支出が必要になった場合は、適時に理事会を招集して補正予算を編成することとしている。

科学研究費補助金に代表される公的研究費を対象とする「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が平成 26(2014)年 2 月に改定され、改定後のガイドラインにそって公的研究費の不正使用防止の体制整備が求められていた。本学では、このための規程の改正手続等が遅れていたが、平成 28(2016)年 5 月までに概ね必要な体制の整備を行い、全体像を本学ウェブサイトにて公開した。公的研究費についての採択件数や金額の実績は、現状では多いとはいえないが、今後採択件数の増加に向けての取組が重要であり、このためにも新ガイドライン及びこれに基づく学内規程等に従って公的研究費の適正な運営・管理に努めていく。

5-5-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

監事 2 人により、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 16 条に規定する職務が厳正に処理されている。また、私立学校振興助成法第 14 条で義務付けられている公認会計士の監査の際には、監事が立ち会うとともに、その機会に公認会計士、監事間の意見交換会を設定し、業務の改善に資することとしている。

(5) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き会計法令を遵守し、適正な会計処理に努める。

法人の監査室、監事、公認会計士間の連携強化により、業務の改善に資する。

[基準5の自己評価]

学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令を遵守し、高等教育機関を設置する学校法人に求められる管理運営体制や関係諸規程を整備している。

会計処理については、「学校法人会計基準」をはじめとする関係法令を遵守し適正な処理を行っている。

人件費や管理経費を抑制しつつ、教育研究経費の充実に努めるとともに、財政の健全性と大学の持続性を確保していくため、入試広報の充実等、定員充足に向けた不断の取組を通じて学生生徒等納付金収入の確保に努めている。

監事は、理事会に出席し意見を述べることを常例とし、公認会計士の監査に立ち会うとともに、公認会計士・監事間の意見交換会を設定して業務の改善に資している。

以上のことから、法人の経営・管理と財務は適切に行われている。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

埼玉学園大学における内部質保証のための組織及び責任体制については、これまでの組織体制整備の変遷を経て現在に至っている。平成 31（2019）年度中に「埼玉学園大学内部質保証方針」が示され、学内において承認・周知され、現在の質保証のための体制が確立しており、機能している。

具体的な内容としては、内部質保証の目的を「本学の理念・目的を実現するため、本学は自ら、教育研究活動等が適切な水準にあることの保証・説明に努め、恒常的・継続的に質の向上を図る」こととし、埼玉学園大学内部質保証の組織体制としては、学長のもと、運営会議が中心となり、統括・推進する役目を果たしており、各学部及び研究科等の教育研究組織及び事務組織は、連携協力して本学の理念・目的に基づく改善・改革に努めることとされている。組織の意思決定及び運営がスムーズに行われる仕組みが構築されており、責任体制も明確となっている。運営会議メンバーには、学長他、各学部長、各学科長、事務局長、その他学長が指名した者が参加しており、重要事項や優先課題などについては運営会議にて審議、決定される仕組みが確立しており、責任体制も明確である。

また、組織横断的な委員会として、自己点検評価委員会が内部質保証のための具体的な活動を行っており、「埼玉学園大学自己点検評価委員会規程」に基づき、自己点検評価委員会が自己点検・評価の実施及び公表の責務を担っている。「自己点検評価委員会規程」には、設置目的として、教育研究の水準の向上を図り、本学の教育理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学の現状について自ら点検・評価を行う委員会として位置づけられている（第 1 条）。委員会には委員長が置かれ、委員長は運営会議の議を経て学長が指名することとなっている（第 6 条）。委員会は、運営会議で選出された各学科の教育職員概ね 8 人で組織され（第 4 条）、各学科長がメンバーとして含まれている。委員会の審議事項は、①自己点検・評価の企画、立案、実施に関すること、②自己点検・評価に基づく改善状況の点検に関すること、③その他自己点検・評価に関すること（第 2 条）、となっており、さらに委員会の責務として、本学の自己点検・評価に関する諸活動の成果物である「自己点検評価報告書」を 2 年に一度作成し、公表している（第 3 条）（本報告書）。

さらに、教員と職員による合同での取組みとして、単年度ごとの各委員会を中心とした質改善に対する実績取りまとめと自己評価、次年度に向けての改善点の抽出と改善計画について、認証評価基準に基づいたフォーマットによる「自己点検評価チェックシート」を毎年作成している。

その他本学における内部質保証のための組織的な取組みとしては、7年に一度のサイクルで本学の内部質保証の適切性、有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審し、外部評価を通して改善点を明らかにし、継続的な質保証のための取組みを行っている。

また、組織は人の集まりであり、個々人の教職員の認識やモチベーションが大学全体の質的向上に資することより、「埼玉学園大学FD委員会規程」、「埼玉学園大学大学院FD委員会規程」及び「埼玉学園大学におけるSDの推進に関する規程」に基づき、組織的FD活動を通して、教職員それぞれが内部質保証の担い手であることを自覚し、改善に努められるよう、研修会などを通して自己研鑽の機会が提供されている。

具体的な実施内容としては、令和元年度においては、令和元年（2019）年9月18日に文部科学省高等教育局高等教育企画課より講師を招いてSD研修会が開催され（講師：奥井雅博氏「我が国の大学改革の現状と課題」）、教育改革の現状についての理解を深め、学内の教育研究の実情を客観的にとらえ、今後の教育及び研究の質的向上に役立つ機会となった。また、令和2年（2020）年2月19日にはFD授業に関する研修会において、自己点検評価委員長による「FDと内部質保証のあり方について」が開催され、教員間での質保証のあり方についての意識共有を図る研修会が実施された。

内部質保証のための組織の整備・責任体制の構築に関する変遷

内部質保証のための組織づくりや責任体制のあり方については以下の変遷を経て構築され、今日に至っている。平成13（2001）年度の開学と同時に、上述した「埼玉学園大学自己点検評価委員会規程」を定め、自己点検評価委員会が設置されており、活動を継続してきた。自己点検評価が努力義務から自己点検評価の実施と公表が省令上の義務とされたのが平成11（1999）年の大学設置基準の改正であり、学校教育法の義務に格上げされたのが平成14（2002）年であったので、本学の開学は自己点検評価制度について大きな動きのあった時期と重なる。また、自己点検評価の法律上の義務化と合わせて認証評価の受審が平成16（2004）年度から義務化されたため、本学でも平成21（2009）年度受審に向けて準備を開始した。機関別認証評価の受審に対応するため、準備の段階から、本学独自の自己点検評価項目についても、機関別認証評価を受審する財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」）の評価基準項目に沿った形で行うこととし、今日に至っている。

第I期の機関別認証評価を受審し、「埼玉学園大学は公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。」との評価結果を得たことを契機に、その後の自己点検評価については、評価機構の評価基準項目とは別に大学独自の点検評価項目を設けて行うこととした。平成21（2009）年度から検討をはじめ、平成22（2010）年度にその仕組みと評価項目を決定、平成23（2011）年度から開始した。具体的には、現在も継続して実施されている年度毎による「自己点検評価チェックシート」を作成し、評価項目は大学に求められる3つの使命、すなわち、「教育」「研究」「社会貢献」の各項目について、それぞれ取り組むべき具体的目標を設定した。「自己点検評価チェックシート」は、本学における全学的な質保証の検証のシステムとして、これまでもこれからも機能していくことと思われる。

目標や評価項目の設定に当たっては、(a)機関別認証評価の結果において参考意見などが付された事項、(b)先の機関別認証評価に係る自己点検評価取りまとめ時に取組が不十分であった事項、(c)中央教育審議会答申等で大学評価に関して提言されている事項を挙げることにした。なお、新たに点検すべき課題が生じた場合は、その項目を加えることも可能としてきた。

このように本学の自己点検の変遷を辿ると、自己点検評価委員会が主体となってこれまでは行ってきたと言える。初期の頃の「自己点検評価チェックシート」は、以下の表1のような大項目と中項目（目標）の構成になっており、中項目（目標）の達成のために、FD活動やカリキュラムの体系化など、細分化された事項に対する各年度を取組・改善計画、これに対する各年度を取組実績及びその評価を記載する様式となって実施されてきた。

平成 23(2011)年度の「自己点検評価報告書」では、「自己点検評価チェックシート」に基づく大学独自の評価項目に抛りながら、第Ⅱ期大学機関別認証評価受審に備えて、チェックシートの項目では示すことができない評価機構の大学評価基準案の項目についても、記述する仕組みとした。平成 25 (2013) 年度「自己点検評価報告書」については、平成 24(2012)年度及び平成 25(2013)年度を取組・改善計画と取組実績を含む「自己点検評価チェックシート」の内容を基礎としつつ、平成 28(2016)年度の第Ⅱ期大学機関別認証評価受審に備えて、評価項目を再整理した。なお、平成 27(2015)年度「自己点検評価報告書」については、第Ⅱ期大学機関別認証評価受審のために公益財団法人高等教育評価機構に提出する「自己点検評価書」に、その内容が含まれるものと位置づけることについて、自己点検評価委員会です承され作成された。【資料 6-1-1】

【資料 6-1-1】 初期「自己点検評価チェックシート」

大項目	中項目（目標）
Ⅰ. 教育に関する目標	1. 教育の実施体制等に関する目標
	2. 教育内容及び教育の成果等に関する目標
	3. 学生への支援に関する目標
Ⅱ. 研究に関する項目	1. 研究の実施体制等に関する目標
	2. 研究水準及び研究の成果等に関する目標
Ⅲ. 社会貢献・連携に関する項目	1. 社会との連携や社会貢献に関する目標

平成 27 (2015) 年度以降から現在までの取組み

日本高等教育評価機構による平成 28 (2016) 年度大学機関別認証評価受審対応に向け、平成 27 (2015) 年度の自己点検評価委員会において、諸々の検討がなされた。従来のチェックシートは、国立大学法人の中期計画に準じた項目となっていたため、システムの違いから本学に適合しない点もあるため、平成 28 年度以降を取組・改善計画については、骨格となる基準項目を公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目に合わせ、細目で独自の観点を加味するとともに、必要に応じて独自の項目を追加することが適当であると

された。さらに平成 28 (2016) 年度においては、今後の自己点検評価委員会の活動計画として、平成 28 (2016) 年度以降の「自己点検評価チェックシート」の見直し及び策定を行うとともに、平成 29 (2017) 年度「自己点検評価報告書」の作成を行うこととされた。「自己点検評価チェックシート」策定の基本方針としては、各委員会の意見を聞いて自己点検評価委員会が策定することを基本とすること、平成 28 (2016) 年度以降の自己点検評価チェックシートは、機関別認証評価における評価項目に準拠して作成すること、平成 28 (2016) 年度取組・改善計画は、基本的に機関別認証評価の「自己点検評価書」に記述した改善・向上方策及び平成 27 (2015) 年度「自己点検評価チェックシート」の取組実績を踏まえて策定すること、平成 29 (2017) 年度取組・改善計画は、機関別認証評価における評価報告及び平成 28 (2016) 年「自己点検評価チェックシート」の取組実績を踏まえて策定することとされた。

令和元 (2019) 年度における内部質保証の取組

令和元 (2019) 年度においては、自己点検評価委員会を中心に、必要に応じて拡大自己点検評価委員会を開催し、規程に沿って、自己点検・評価に関する企画・立案を行い、運営会議における審議後の決定事項に基づき、委員長会議にて情報を共有・整理し、教授会等で全教職員に周知され、各学部や委員会において具体的な取り組みがなされた。

また、令和元 (2019) 年においては、公益財団法人日本高等教育評価機構の平成 30 年 (2018) 度版大学機関別認証評価評価基準の変更に合わせて、項目の変更が必要となったことより、「自己点検評価報告書」及び「自己点検評価チェックシート」の項目を改定した。具体的には、「学修と教授」の項目を「学生」、「教育課程」、「教員・職員」に変更し、「自己点検・評価」の項目を「内部質保証」に変更した。また、十分なエビデンスに基づく内部質保証の仕組みの確立に向け、次回の第三者評価 (令和 5 (2023) 年度受審予定) までのサイクルを視野に、各種調査の実施計画についても自己点検評価委員会にて審議され、運営会議に提案、了承され、教授会にて周知され、準備を進めることとした。さらに、「自己点検評価チェックシート」の基準ごとに学内で実施され、収集・整理されているエビデンスについても明記することとし、エビデンスに基づく内部質保証構築に向けた取組を進めることとした。内容的には変わらないが、各項目を自己点検する際の実績評価名称を、外部評価に対し、組織内部における自己評価という意味をわかりやすく表示するため、「自己評価」と文言を改めた。「自己評価」の評点についても、従来 A, B, C の 3 選択肢から、より積極的な取組を促す意味において、「S」選択肢を設け、改定を行った。

また、「自己点検チェックシート」は、単年度ごとの「取組実績 (改善)」及び次年度における「取組・改善計画」について項目ごとに点検・評価し、立案することとなっており、年度の終了時点で、各委員会を中心に、項目ごとに作成され、自己点検評価委員会を中心にとりまとめることとなっている。提出された「取組実績 (改善点)」及び「取組・改善計画」は、自己点検評価委員会での検討を経て、運営会議、委員長会議及び教授会において確認され承認を得、全学の教職員に周知されており、適切な評価が行われる体制になっているといえる。本「自己点検チェックシート」の活用

より、適切な P-D-C-A サイクルを回すことができる仕組みとなっている。

現行の「自己点検評価チェックシート」評価項目は下記の表に示す通りである。

【資料 6-1-2】

【資料 6-1-2】現行「自己点検評価チェックシート」評価項目一覧

基準	評価項目
基準 1. 学生	1-1 学生の受入れ 1-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知 1-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 1-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
	1-2 学修支援 1-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備 1-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
	1-3 キャリア支援 1-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
	1-4 学生サービス 1-4-①学生生活安定のための支援
	1-5 学修環境の整備 1-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理 1-5-②実習施設、図書館等の有効活用 1-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性 1-5-④授業を行う学生数の適切な管理
	1-6 学生の意見・要望への対応 1-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 1-6-②心身に関する学生の健康相談、経済的支援 1-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
基準 2. 教育課程	2-1 <u>単位認定、卒業認定、修了認定</u> 2-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 2-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 2-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
	2-2 <u>教育課程及び教授方法</u> 2-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知 2-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 2-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 2-2-④教養教育の実施 2-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施
	2-3 <u>学修成果の点検・評価</u> 2-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用 2-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準 3. 教員・職員	3-1 <u>教学マネジメントの機能性</u> 3-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 3-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築 3-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
	3-2 <u>教員の配置・職能開発等</u> 3-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置 3-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善工夫・開発と効果的な実施
	3-3 <u>職員の研修</u> 3-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
	3-4 <u>研究支援</u> 3-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理 3-4-②研究倫理の確立と厳正な運用 3-4-③研究活動への資源の配分
基準 4. 内部質保証	4-1 内部質保証の組織体制 4-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
	4-2 内部質保証のための自己点検・評価 4-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 4-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析
	4-3 内部質保証の機能性 4-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性
基準 A. 地域貢献・社会連携	A-1 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献 A-1-①地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献 A-1-②大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供
基準 B. 研究業績の公表	B-1 研究業績の公表

大学院における内部質保証

大学院については、学長をはじめ、各研究科長及び事務局長が構成員である大学院委員会において重要事項についての決定がなされ、大学院が運営されている。本学には、経営学研究科、心理学研究科、こども教育学研究科の3研究科があるが、それぞれの研究科において、自己点検評価委員会が設置され、教育・研究に関する継続的な自己点検の役割を果たしている。また各研究科には、それぞれFD委員会が設置されており、自己点検評価委員会と連携を図りながら教育及び研究に関する質改善に向けての活動を展開している。

平成22(2010)年度の大学院経営学研究科修士課程(現在は博士前期課程)の設置に合わせて「埼玉学園大学大学院自己点検評価委員会規程」(以下「大学院評価委員会規程」)が定められ、同規程に基づいて「自己点検評価委員会」を設置している。自己点検評価委員会は、自己点検・評価に関する企画・立案・実施、自己点検・評価に基づく改善状況の点検、その他必要な事項を審議する(大学院評価委員会規程第2条)。委員は、研究科長、研究科委員会で選出された教員とされており(大学院評価委員会規程第3条)、経営学研究科は7名、心理学研究科は4名、子ども教育学研究科は4名、で構成されている。FD委員会は、経営学研究科においては外部委員も含め9名、心理学研究科は4名、子ども教育学研究科は4名体制となっており、自己点検評価委員会との連携を密にしながら積極的な活動を実施している。特に、経営学研究科においては、博士前期・後期課程双方に関する自己点検を実施している。また、研究に関しては、研究倫理審査委員会において審査がなされ、研究の質保証がなされている。

具体的な大学院の自己点検評価活動としては、3研究科とも毎年、専任教員による研究発表会を実施しており、参加対象者は、大学院担当専任教員、客員教員及び学部専任教員、大学院生、学部生と広く開かれた研究会を実施している。また、3研究科とも大学院生と専任教員・客員教員による意見交換会も実施しており、さらに、経営学研究科においては、専任教員と客員教授による意見交換会も開催し、教育及び研究の相互評価を行いながら、大学院生の視点に立った質的向上に向けた検討を行っている。さらに、「教員活動報告書」も作成され、教員個人による自己点検も実施され、とりまとめられている。

このように、大学院の自己点検評価活動は、FD活動と密接に関連するため、実際の活動状況及び具体的な成果については、大学院研究科ごとの「FD活動報告書」にまとめられている。大学院については、本学においては、「FD活動報告書」がPDCAサイクルを機能させる役割を担っていると言える。経営学研究科、心理学研究科、子ども教育学研究科が、それぞれの研究科の特徴を生かした活動報告書を作成している。本報告書は毎年作成されており、本報告書作成は、3ポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)の検証の機会となっている。作成された報告書は、自己点検評価委員会・FD委員会の合同委員会において内容が吟味されたのち、各研究科委員会にて確認、承認される仕組みが構築されている。完成した成果物は各教員に周知され共有されている。本報告書においては、作成の趣旨については、「大学院教育が当初の教育目標を十分達成されたかどうかを検証し、もしも十分な点があれば早急に改善を図ることにより、同教育をより充実したものにするた

め」と記されている。この他、前述した、「教員活動報告書」は、教育研究に係る個々の教員の自主的な PDCA サイクルとして機能している。本学の大学院は、学部が基礎となって成立していることから、3 研究科固有の活動も踏まえ、各研究科大学院自己点検評価委員会が主な内部質保証のための活動を担っていると言える。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善が見込まれる点としては、以下の 2 点があげられる。

1. 学部と大学院とのシームレスな教育の質保証構築のための検討（縦の質保証）
2. 学部横断的、研究科横断的な教育の質保証構築のための検討（横の質保証）

学部、大学院それぞれ別々の自己点検委員会により活動が展開され、質改善活動が行われているが、学部教育のゴールの上にもどのように大学院教育が積み上がっていくかについての検証が必要であると思われる。また、3 研究科それぞれの専門性の違いから別々に質保証のための取組がなされているが、共通するコア内容についての整理を行うことにより、専門教育の意義や目標がより鮮明に抽出できることと思われる。

具体的な方策としては、学部ごとの 3 ポリシーの検証を全学で情報共有する機会を設けるなどして取組むことなどが将来計画として必要と思われる。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

埼玉学園大学自己点検評価委員会規程により、自己点検評価の結果の報告書を 2 年に 1 回作成し公表することとなっている。毎年度「自己点検評価チェックシート」に基づいて取組・改善計画の策定と実績評価を行っており、2 年間の自己点検評価期間内に毎年度の PDCA サイクルが組み込まれる仕組みである。設定目標の達成度をみる観点としては、一定の期間が必要とされるので、本学では認証評価機構の評価スパン 7 年を基本とし、必要に応じて柔軟に設定目標を加えることとしている。

このように、本学のチェックシート体制は、7 年間のスパンでの大きな PDCA サイクルの中で適切に周期が設定されていると言える。

本学の自己点検評価報告書は、現在までに本報告書を含めて 7 回（認証評価用 「自

己点検評価書」を含む)作成している。「自己評価報告書 平成 19 (2007) 年 12 月」は、財団法人(当時)日本高等教育評価機構の認証評価受審に必要な「データ編」及び「資料編」を参考に、エビデンスを収集し取りまとめた。また、2年後の「自己評価報告書 平成 21(2009)年 6 月」は、財団法人(当時)日本高等教育評価機構による認証評価の受審用にまとめたものであり、要求されるエビデンスとしてのデータ及び資料項目に沿って、より厳密に収集・整理した。さらに、「平成 23 (2011) 年度自己点検評価報告書」においては、報告書の作成時にデータ及び資料の提出を求めるとともに、報告書の記述の中に必要なエビデンスを随時盛り込んで作成され、「平成 25 (2013) 年度自己点検評価報告書」においても基本的にこの方式が踏襲された。平成 27 (2015) 年度の自己点検評価報告は、認証評価の受審用にまとめる報告内容の一部になる予定であるため、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準に沿って、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施していくこととして、作成された。「平成 29 (2017) 年度の自己点検評価報告書は、認証評価後の内容についてまとめられたものである。平成 23 (2011) 年度自己点検評価報告書分からは、ホームページ上で公表されており、学内における自己点検活動に対する学内外への説明責任を果たしている。本報告書「令和元年度自己点検評価報告書」は 7 回目の自己点検実施内容について取りまとめた報告書である。

各年度の取組・改善計画は、年度の計画(Plan)、取組実績(改善)は実施・実行(Do)、自己評価は点検評価(Check)に相当する。そして翌年度の計画は処置・改善(Action)に相当し、このようにして内部質保証のためのサイクルを回している。この方式を導入する利点として、(a)法令上の認証評価サイクル期間における大学の方向が可視化できること、(b)個々の「取組・改善計画」が、「小項目」の目標を達成する具体的方策として意識付けされること、(c)評価項目、取組・改善計画及び評価結果を各委員会が責任を持って自己点検評価を行うことになること、などが挙げられる。

また、「取組・改善計画」は、単年度ごとの目標となり、年度の終了時点で、各委員会から「取組・改善計画」に対する「取組実績(改善含む)」及び「実績に対する自己評価」を提出することとしている。提出された「取組実績(改善含む)」及び「実績に対する自己評価」は自己点検評価委員会のチェックを経て、運営会議、委員長会議及び教授会において確認され承認を得るものとされているため、適切な P-D-C-A サイクルを回しながら評価が行われる体制になっていると言える。

大学院の「FD 活動報告書」は、研究科の教育体制、FD 委員会の活動、教員による授業報告、授業アンケート、研究会及び交流会の状況、また論文報告会としては、3 研究科とも 2 回の修士論文中間発表会(春と秋に実施)が実施され、最終の学位論文発表会が行われている。この他、経営学研究科においては、博士論文中間発表会が実施され、心理学研究科では、修士 1 年次生用に修士論文構想発表会が実施されている。報告書には、修士論文中間報告会・修士論文構想発表会等の内容がデータに基づいて掲載されており、自己点検・評価のエビデンスとして必要な情報が整理されている。

すでに述べているように、大学院については、各研究科で毎年度「FD 活動報告書」「教員活動報告書」を作成することとしており、1 年毎の P-D-C-A サイクルに活用し

ている。活動の年度計画については、年度初めの各研究科のFD委員会及び自己点検評価委員会が審議され、各研究科委員会において承認、周知される。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

すでに述べてきた通り、本学は、平成23(2011)年度より「自己点検評価チェックシート」に基づく自己点検評価体制としたが、平成22(2010)年度にチェックシートの項目立てを行うに際し、「小項目」及び「取組・改善計画」は各委員会が挙げることとし、取りまとめを行うにあたっては、できるだけ根拠となるデータすなわちエビデンスを活用することとし、今日に至っている。また、「取組実績(改善含む)」「実績に基づく自己評価」及び「取組・改善計画」に関しても、各種アンケートなどのデータを収集した上で分析を行い、取りまとめることとしており、エビデンスに基づく自己点検・評価の仕組みが構築され、学内の教職員間において本文化が醸成されている。

同時に、この「自己点検評価チェックシート」に基づき、「自己点検評価報告書」が作成されることとなっているが、「自己点検評価報告書」においても同様であり、十分な調査の実施及びデータに基づき作成され、各重要会議において承認がなされるプロセスを経て、学内で共有される仕組みが構築されている。

なお、本学は平成21(2009)年度に評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成22(2010)年3月24日付けで、評価基準を満たしていることの認定を受けた。7年サイクルでの質保証の仕組みを継続する中で、平成28(2016)年度に再度認証評価を受審し、認定されており、学内での情報共有、社会への公表が適切に行われている。

前述しているように、大学院については、毎年度取りまとめられる「FD活動報告書」により自己点検に基づく学内での各種情報の共有が図られている。社会への公表に関しては、「FD活動報告書」に含まれる情報を抽出して本学ウェブサイトに掲載することが考えられ、今日まで継続的に検討されている。

これまで述べてきたように、本学の内部質保証の仕組みには、各委員会におけるエビデンスに基づく諸活動の結果がしっかりと反映される仕組みとなっている。そのため、「自己点検評価チェックシート」の「取組実績(改善含む)」「実績に基づく自己評価」及び「自己点検評価報告書」の各エビデンスは、各委員会が責任を持って提出することとしている。調査及びデータが不十分である場合、自己点検評価委員会を中心として検討した上で、改めて所要エビデンスの提出を求める場合もある。本学では、自己点検評価に関連するもののみに限らず、各種調査やその分析が各委員会及び各部署によって常時継続的になされているが、一層の機能強化が課題として上げられていた。

そこで、埼玉学園大学では、各委員会活動を中心に、様々なアンケート等を実施し、エビデンスの収集及びエビデンスに基づく諸活動の立案や改善を行ってきたが、令和元(2019)年度においては、自己点検評価委員会において、各種調査の内容や実施方法について再検討を行った。下記の表が、第三者評価の実施年度を中心とした各種調査の実施やデータ収集のサイクルについて検証を行ったものである。

【資料6-2-1】

具体的には、本学では、学生中心の大学質保証のあり方を軸に、入学前から卒業後までの一連の学生生活プロセスを中心に、関連する各種アンケートを実施している。令和元年度においては、各委員会を中心に毎年実施している各種エビデンスである入学前ガイダンスアンケート、授業についてのアンケート、授業改善書、ピアレビューシート、教員毎による「授業到達目標の達成度に関する自己点検評価」報告書、修学指導報告書、学習支援・修学相談記録、オープンキャンパスアンケート、学校見学アンケート、データベース講習会アンケート、エクステンションセンター講座受講者アンケートに加え、数年毎に実施している学生生活調査、卒業生アンケート調査、就職先アンケート調査等も実施した。具体的な各種アンケートの実施時期や担当委員会などに関する一覧は資料に示す通りである。また令和（2019）年度においては、可能な限り WEB 方式を採用することとし、今後も随時検討していくこととしている。【資料 6-2-2】

本学 IR 機能は、情報メディアセンターが中心となり運営されており、内容については自己点検評価委員会を中心とする各委員会及び各課連携によって、組織運営上の意思決定に役立つよう、必要な情報を収集・分析・提供する活動が展開されている。

【資料 6-2-1】 第三者評価の実施サイクルに基づく各種調査等について

年 度	自己点検評価 チェックシート	自己点検評価報告書作 (対象年度)	第三者評価受審 (対象年度)	学生生活調査	卒業生アンケー	就職先アンケー
2016年 (H28年度)	○	○ (H27年度)	○ (H27年度)	○	—	—
2017年 (H29年度)	○	—	—	—	—	—
2018年 (H30年度)	○	○ (H29年度)	—	—	—	—
2019年 (R元年度)	○	—	—	○	○	○
2020年 (R2年度)	○	○ (R元年度)	—	—	—	—
2021年 (R3年度)	○	—	—	—	—	—
2022年 (R4年度)	○	○ (R3年度)	—	○	○	○
2023年 (R5年度)	○	—	○※ (R4年度)	—	—	—
2024年 (R6年度)	○	—	—	—	—	—
2025年 (R7年度)	○	○ (R6年度)	—	○	○	○

※：第三者評価受審予定【7年に1度受審（学則第2条2に記載）】

【資料 6-2-2】 各アンケートの実施状況について

名 称	担 当	時 期	対 象	依頼方法	回答方法
入学前ガイダンスアンケート	教務委員会	3月	入学者	終了後に実施	用紙
授業についてのアンケート	教務委員会	7月、12月	受講生	授業中に実施	Web方式
授業改善書	FD委員会	8月、2月	教員	メール依頼	用紙
「授業到達目標の達成度に関する自己点検評価」報告書	教務委員会	8月、2月	教員	メール依頼	用紙
オープンキャンパスアンケート	入試広報課	年に11回開催	参加者	終了後に実施	用紙
学校見学アンケート	入試広報課	随時	参加者	終了後に実施	用紙
データベース講習会アンケート	情報メディアセンター委員会	5月、12月	参加者	終了後に実施	用紙
エクステンションセンター講座受講者アンケート	エクステンションセンター委員会	講座開始時 講座中間時 講座終了時	受講者	講座中に実施	用紙
学生生活意識調査	学生委員会	11月～12月	全学生	ゼミで実施	Web方式
卒業生アンケート	学生委員会	3月	卒業生	卒業式後に実施	Web方式
就職先アンケート	キャリアセンター委員会	検討中	検討中	メール依頼	Web方式

大学院については、毎年度「FD活動報告書」を作成しており、その内容は前述のとおりであることから、毎年度継続していくことにより必要なデータが蓄積され、分析可能な情報になっている。院生数の増加に伴い、今後はWeb方式などによる実施も視野に入れていくことが課題である。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

今後の将来計画としては、入学前から生涯教育までの一連のプロセスにおける「学生中心の大学の質向上」の視点からの各種エビデンスの検討及び収集と、分析の強化を行い、今後の組織における各種計画の立案に役立つようIR機能を強化することとする。現状の課題としては、十分な調査は実施しているものの、収集したデータについて詳細な分析を行い、その後の改善にややつながっていない点も散見される。次年度は、より具体的な改善につながるよう、データに基づく検討を更に行う。また、学生に関するデータは、入学前から卒業後まで、様々な部署が様々な形でデータを収集しており、一元化が十分とは言えない。今後の課題としては、「学生カルテ（仮）」等を作成し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3ポリシーの検証に繋がるよう、データベースの構築と2次利用を行い、具体的な改善に役立つよう工夫する。更に、入学前の高校生の実態に関する調査や、生涯教育内容の充実などの検討も行い、よりよい組織づくりに役立つデータの収集と分析を行う。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

既述のとおり、全学一丸となって毎年度「自己点検評価チェックシート」に基づいて取組・改善計画の策定と実績評価を行っており、2年間の自己点検評価報告書作成の期間内に毎年度の P-D-C-A サイクルが組み込まれる仕組みが確立しており、機能している。大きなサイクルとしては、認証評価の評価スパン7年を基本とし、必要に応じて柔軟に設定目標を加えることを想定している。このように、内部質保証のための、全学 P-D-C-A サイクルは確立されており、内容の一層の充実を課題として毎年度の取組を行っている。

大学院については、「FD 活動報告書」の取りまとめと、大学院評価委員会における年度初めの自己点検評価活動計画の審議を通じて、P-D-C-A サイクルが機能している。

全学での自己点検・評価の実施及び、第三者評価である認証評価結果に基づき、種々の改善を行ってきており、内部質保証体制は機能していると言える。また埼玉学園大学内部質保証体制は、P → (D → S) → D → C → A サイクルとも言える仕組みとなっている。具体的には、自己点検評価委員会により自己点検・評価に関する企画や立案(Plan)が提案され、学長のリーダーシップに基づき、運営会議を中心に意思決定され (Decision)、その後計画内容に関し、委員長会議及び教授会において、内容の理解及び情報の共有・整理 (Share) がなされ、これらの一連のプロセスを経てから、各学部や委員会において実施され (Do)、実施内容について、自己点検評価委員会において検証される (Check)。また、計画立案時及び検証時 (Plan 及び Check) には、自己点検評価委員会メンバーに加え、各学部長、各研究科長、参与、事務局長、各学科長、各委員会委員長及び各課長の参加による拡大自己点検評価委員会が開催され、内容の吟味や慎重な討議等が実施される。これらの重層的なプロセスを経て、各学部や委員会において、具体的な改善がなされる (Act)。このように埼玉学園大学における内部質保証のための P-D-C-A サイクルは十分に確立され、機能していると言える。令和元年度はこれらのサイクルに基づき、内部質保証のための諸活動が実施された。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

3 ポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の検証を実施する。内部質保証が十分機能していることを検証するには、3 ポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているかについての検討がなされなければならない。検討会等を実施し、検証することを次年度の取り組み計画とする。

また学部と大学院における教育及び研究の連続性についての検討も必要であると思われる。自己点検・評価は、学則に掲げられている目的が果たされているかについての大学の使命を検証することでもあることを意識し、人間学部、経済経営学部の両学部と経営学研究科、心理学研究科、子ども教育学研究科各々との関係性について検証することも今後の課題である。

[基準 6 の自己評価]

「6-1 内部質保証の組織体制」に関しては、大学、大学院各研究科において、それぞれ自己点検評価委員会を設置して、点検評価活動を行っている。大学においては、年度ごとに「自己点検評価チェックシート」により、大項目・中項目の目標に沿って取組・改善計画、これに対する各年度の取組実績及び自己評価を行い、翌年度に繋がる P-D-C-A サイクルを回すこととしている。さらに、2 年に 1 度の「自己点検評価報告書」の作成と、7 年に 1 回の機関別認証評価の受審という周期の中で、中長期の改善計画が立案され、機能している。大学院については、毎年度作成する「FD 活動報告書」が P-D-C-A サイクルを機能させる役割を担っている。

「6-2 内部質保証のための自己点検・評価」に関しては、大学の「自己点検評価チェックシート」の作成及び大学院の「FD 活動報告書」の作成は、エビデンスに基づいた現状把握に基づいて行われている。また、2 年に 1 回作成し公表することとされている「自己点検評価報告書」においても、各種アンケートの実施・分析に基づく改善内容について取りまとめられたものとなっている。毎年度の「自己点検評価チェックシート」及び「自己点検評価報告書」は、運営会議で審議され教授会に報告されて、教職員間において情報が共有されている。「FD 活動報告書」についても教員間で情報の共有が図られている。社会への公表については、「自己点検評価報告書」及び機関別認証評価に係る「自己評価書」「認証評価報告書」を本学ウェブサイト上に掲載して公表している。今後はエビデンスの収集方法についても積極的な Web の活用など進め、より IR 機能を強化させていく。

「6-3 内部質保証の機能性」に関しては、本学における内部質保証の仕組み通りに機能しており、組織における意思決定が有効になされている。自己評価に基づく改善がしっかりと行われており、「自己点検評価チェックシート」「FD 活動報告書」などの作成により、教育研究内容の改善が見られた取組もあり、自己点検・評価は有効に機能している。

以上のように、本学の自己点検・評価を中心とする内部質保証のシステムは適切であると言える。次年度も引き続きより実効ある取組とするため、適時適切な点検・評価に向けて不断の改善努力を行っていく。

以上のことから、内部質保証の取組は適切に行われている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献・社会連携

基準 A 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献

《基準 A の視点》

A-① 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献

A-② 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供

(1) 基準 A の自己判定

基準項目 A を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由

A-① 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献

埼玉県、川口市の各教育委員会からの協力要請を受けて、平成 24(2012)年度より本学が核となる子ども大学かわぐち」を開設している。子ども大学は、ドイツのチュービンゲン大学で始まった取組をモデルとして、平成 22(2010)年度から埼玉県が推進してきたもので、大学のキャンパス等を会場に、大学教授や地域の専門家等が講師となり、子供の知的好奇心を刺激する講義や体験活動が行われている。平成 27 (2015)年度から埼玉県の助成措置がなくなったが、川口市単独の予算により、引き続き、「はてな学」「生き方学」「ふるさと学」の 3 つのテーマで実施されている。平成 30 年度は、市内の小学生 4 年生から 6 年生 45 名が参加して、5 つのプログラムが実施された。本学からは教員 1 名が「生き方学」1 講座を担当した。なお、令和元年度も同様に 5 つのプログラムが用意されていたが、本学教員が担当する予定であった 1 講座が、悪天候のためが実施中止となった。

また本学在学学生にとって、サポーターとしてボランティアの経験を積む機会ともなっており、平成 30(2018)年度は 15 人の登録があり、令和元 (2019) 年度は 12 人の登録があった。

「子ども大学かわぐち」の講義テーマは下表のとおりである。【資料 A-1-1】

【資料 A-1-1】「子ども大学かわぐち」講義テーマ

	開催日	講義テーマ
平成 27 年度 (2015)	10 月 3 日	「生き方学」 はじめて会ったその日から、友達何人できるかな？
	10 月 10 日	「はてな学・生き方学・ふるさと学」 ベーゴマの魅力に迫ろう！
	10 月 17 日	「ふるさと学・生き方学」 星の秘密を知ろう！
	10 月 25 日	「ふるさと学・生き方学」 埼玉学祭にお店を出そう！ (子ども達の企画・運営による模擬店)
	11 月 14 日	「生き方学」 ひとりひとりが大切にされる社会」ってどんな社会？
平成 28 年度 (2016)	10 月 8 日	「はてな学」 身のまわりのものを使って科学しよう！ 学園祭準備
	10 月 15 日	「はてな学」 実験で楽しく学ぼう！ 学園祭準備
	10 月 23 日	「学園祭」 埼玉学祭にお店を出そう！！
	11 月 12 日	「生き方学・はてな学」 3D コンピュータグラフィックスに挑戦！
	11 月 20 日	「はてな学」 音が鳴るしくみを知ろう！
平成 29 年度 (2017)	9 月 30 日	「はてな学」 頭と体を使って友だちと仲良くなるグループワーク 学園祭準備
	10 月 7 日	「はてな学」 大人気ゲームソフトでプログラミング 学園祭準備
	10 月 14 日	「はてな学」 世界にはばたけ川口っ子 学園祭準備
	10 月 22 日	「学園祭」 埼玉学祭にお店を出そう！！
	11 月 12 日	「はてな学」 DEDEkit 考え方のワークショップ
平成 30 年度 (2018)	8 月 25 日	「生き方学」 いろんな音でアンサンブルしてみよう
	8 月 27 日	「はてな学」 埼玉高速鉄道 鉄道体験学習プログラミング
	9 月 1 日	「ふるさと学」 川口植木のすごいところ&安行四季彩マット教室
	9 月 8 日	「はてな学」 楽しい工作でプログラミングを楽しもう！
	9 月 15 日	「生き方学」 誰かのための仕事-THE 消防-
令和元年度 (2019)	9 月 7 日	「生き方学」 ブレイクダンスをやってみよう
	9 月 15 日	「はてな学」 リアル脱出ゲーム×漢検 不思議な漢字洞窟からの脱出&漢字講座
	9 月 22 日	「はてな学」 科学のびっくり箱！なぜなにレクチャー 浮上して走る原理を学ぶ ホバークラフト
	10 月 5 日	「はてな学」生き方学」 キッズマネーアカデミー
	10 月 12 日	「はてな学」 あんな音・こんな音」&「コンチキチって何の音？

また、これまで川口市教育委員会や埼玉県男女共同参画推進センターとの共催で公開講座」を継続的に実施してきた。平成 27(2013)年度以降の開催状況は下表のとおりであり、埼玉学園大学公開講座」の冠称のもとに実施されてきた。【資料 A-1-2】

【資料 A-1-2】 公開講座開催状況

	実施日	テーマ
平成 27 年度 (2015)	10 月 31 日、11 月 14 日、 11 月 21 日、11 月 28 日 (全 4 回)	「アベノミクスでデフレは克服できるか」
平成 28 年度 (2016)	11 月 12 日、11 月 19 日、 11 月 26 日、12 月 3 日 (全 4 回)	「日本史・日本文化の新しい常識」
平成 29 年度 (2017)	11 月 11 日、11 月 18 日、 11 月 25 日、12 月 2 日 (全 4 回)	「より豊かな人生を送るために-生命・人間・子ども-」
平成 30 年度 (2018)	10 月 13 日、10 月 20 日、 11 月 10 日、11 月 17 日 (全 4 回)	「人生豊かに生きるための心理学からのヒント」
令和元年度 (2019)	9 月 14 日、9 月 28 日、 11 月 10 日、11 月 17 日 (全 4 回)	「日銀のマイナス金利下で経済はどうなっているのか」

なお、基準項目 A-2 で記述しているとおり、平成 27(2015)年度からは、大学で蓄積されてきた知的資源をより主体的・体系的に提供できるよう、大学独自で公開講座を実施している。(エクステ)

A-② 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供

メディアセンターについては「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程」により、地域住民をはじめとする学外者の情報メディアセンター利用が認められている。平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度の学外者登録者数、延べ利用者数及び貸出冊数は下表のとおりである。平成 30 (2018) 年度までは前年度に比べ、新規登録者数、延べ利用者数の増加が見られていたが、学外登録者の利用に一部制限を設けたため、登録者数、延べ利用者数が減少している。【資料 A-2-1】

【資料 A-2-1】 学外登録者数等

区分	登録者 (新規登録者) (人)	延べ利用者 (人)	貸出数 (冊)
平成 30 年度	81 (70)	1, 132	308
令和元年度	37 (18)	395	234

なお、学外者開放については、大学及びメディアセンターのウェブサイトにおいて、学外者の利用が可能であることを明示するバナーを配置し、周知を図っている。また、利用者の利便性を図ることを目的として平成 29 (2017) 年度より利用を開始したメディアセンターの公式 Twitter では、メディアセンターからの情報発信を積極的に行っている。

これまで、川口市教育委員会や埼玉県男女共同参画推進センターとの共催で実施してきた公開講座について、やや習慣化し形式化したきらいがあったため、より積極的・主体的に大学の物的・人的・知的資源を提供するという観点から、平成 27(2015)年度から、本学各学科における特色ある研究成果を集約し、独自の企画で実施することとした。本学が主催する「埼玉学園大学公開講座」は、エクステンションセンターが所掌し、講座のテーマは、各学科の持つ専門性を活かすことを原則としながら、必要に応じて学科横断的にすることも予定している。実施の具体的プランは、その年度の公開講座を担当する学科の教員が中心となってプログラム委員会を組織し、委員会で検討したプランの原案をもとに必要な学内手続きを経て決定する。令和元(2019)年度には下表の通り経済経営学部経済経営学科が中心となって、「日銀のマイナス金利下で経済はどうなっているのか」を統一テーマとし、下表のとおり講座を開講した。

【資料 A-2-2】

【資料 A-2-2】 令和元 (2019) 年度公開講座実施状況：「日銀のマイナス金利下で経済はどうなっているのか」

開 講 日	講座内容	講 師	受講者数(人)
9 月 14 日	日銀のマイナス金利とは何か？	相沢幸悦教授	59
9 月 28 日	マイナス金利下での地方銀行経営	大江清一准教授	47
10 月 19 日	仮想通貨の可能性	奥山忠信教授	37
11 月 30 日	マイナス金利下の会社財務	箕輪徳二教授	41

本学では、平成 26 年 (2014) 年度に大学院心理学研究科修士課程臨床心理学専攻を設置するとともに、これに先立ち臨床心理カウンセリングセンターを整備した。同センターは、大学院生に対して公認心理師・臨床心理士を養成するための教育・訓練を行う学内実習施設としての機能を有するとともに、外来者に対する心理相談サービスの提供と調査研究活動を行うことを目的としている。運営については、「埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター運営規定」【資料】に基づいて行われており、相談者はこの規定に定める心理相談料が必要となる。当センターの存在は年々地域に浸透し、多くの市民の方が利用している現状にある。また、川口市教育委員会や近隣医療機関との連携も強化した。表が示すように、過去 2 年の相談件数は、平成 30 年度は 424 件、令和元年度は 372 件であった。相談件数の推移から、地域のメンタルヘルス・サービスの拠点として、認知されてきたと言える。今後も、地域住民からの信頼をさらに深めるような地域支援活動を目指していきたい。【資料 A-2-3】

【資料 A-2-3】 平成 30 (2018) 年、令和元 (2019) 年の臨床心理カウンセリングセンター相談件数 (件)

平成30(2018)年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	38	27	28	31	30	44	39	29	41	41	39	37
令和元(2019)年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	38	27	28	32	27	31	29	33	31	27	39	30

(3) 基準 A の改善・向上方策（将来計画）

メディアセンターの学外利用については、新規登録者の多くがウェブサイトにおいて、学外者への開放が行われていることを知り得ていることから、引き続き、ウェブサイトやTwitterを通して積極的に情報を発信し、新規利用者増を目指す。

引き続き、教育委員会をはじめ、地域と連携しながら、人材の養成を通じて地域文化や産業の発展に貢献していく。

また、令和 2（2020）年度においても引き続き川口市教育委員会と協力して「子ども大学かわぐち」を開催する。実施内容については、これまでの講座で実施したアンケート結果による地域のニーズを踏まえながら検討していく。

[基準 A の自己評価]

「A-① 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献」について大学として公的機関との連携の強化を図ると同時に、社会貢献に努めている。また大学の物的・人的・知的資源を提供するという観点から公開講座を行うなど、各基準項目に関する上記の記述を総合的に判断し、基準 A 全体についても要件を満たしていると判断する。

「A-② 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供」に関してメディアセンターでは、大学の持つ知的情報を地域へ提供する等、地域振興に貢献している。

臨床心理カウンセリングセンターの存在が年々地域に浸透していることは、相談件数の推移からも明らかである。一定の地域貢献はなされていると判断する。また、市教育委員会や近隣医療機関との連携も強化した。そのため、そうした機関から紹介をされ、当センターを利用する相談者も増加傾向にある。公認心理師・臨床心理士を養成するための学内実習施設としての教育的機能も地域との連携により強化されていると言える。

今後も教育委員会や近隣医療機関との連携をさらに強化したい。地域住民からの信頼をさらに深めるような地域支援活動を目指していく。

基準 B. 研究業績の公表

基準 研究業績の公表

《基準 B の視点》

B-1 研究業績の公表

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由

B-1 研究業績の公表

「埼玉学園大学・川口短期大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という）を通して、本学教員の研究成果を組織的に収集・保存・公開している。埼玉学園大学紀要については、創刊号から令和元（2019）年発行の第 19 号まで、埼玉学園大学心理臨床研究については、創刊号から平成 30（2018）年発行の第 5 号まで掲載している。なお、令和元（2019）年発行の第 6 号については、順次掲載予定である。

「埼玉学園大学研究叢書」については、平成 30（2018）年に第 17 号、令和元（2019）年には第 18 号と第 19 号を刊行した。メディアセンターのウェブサイトや Twitter を通して刊行報告を行っている。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

電子化許諾済み論文については、引き続きリポジトリへの登録を行ない、運用の定着に努める。また、ウェブサイト及び Twitter を通してより効果的な刊行の報告を行うよう工夫する。

[基準 B の自己評価]

「B-1 研究業績の公表」に関して冊子体に限らず、リポジトリを通して本学教員の研究成果を収集・保存・公開することで、より多くの人に向けて本学に係る研究業績を公表している。

以上のことから、研究業績の公表は適切に行われている。